

鹿兒島県史料

斉彬公史料

第四卷

題
字

鎌 鹿
田 児
要 島
人 知
事

例言

一本書は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」全四巻のうちの第四巻として刊行するものである。本書に収載した文書は、東京大学史料編纂所所蔵の「島津家国事鞅掌史料 斉彬公史 内証紀」・「順聖公御事蹟並年譜」・「豎山利武公用控」、鹿児島市磯尚古集成館所蔵の島津斉彬ローマ字日記、鹿児島県立図書館所蔵の「照国公日記（安政元年）」、神奈川県茅ヶ崎市山田三次氏所蔵の山田為正日記類である。巻末には「鹿児島県史料 斉彬公史料」第一巻（第三巻の編年目録を付した。なお、島津斉彬ローマ字日記の解説には鹿児島市尚古集成館職員のかたがたの多大な協力と指導を受けた。深く感謝の意を表する。

一本文には適宜読点「、」及び並列点「・」を付した。

一漢字は、固有名詞については原則として正字を用いることにし、それ以外は常用漢字を使用した。特殊文字の
・カ・フ・ヒ等は、それぞれシテ・ヨリ・コト・トモに改めた。

一仮名は、底本または原本の体裁のとおりとした。変体仮名は普通の仮名に改めたが、江だけはそのまま用いた。
一平出・擡頭・闕字・割書・小書は、原則として底本の体裁によった。

一原編者による傍注および注記（ ）は底本の体裁によった。新たに注を付する場合は〔 〕を付して原編者注と区別した。

一朱書は〔朱〕を注記し、その部分を「」でかこんだ。

一人名および地名には適宜注を付した。

- 一 頭注および付箋は「」で行間に示し、「〔頭注〕〔付箋〕」と注記した。
- 一 欠所部は□または□を以て示し、解説困難な箇所、原編者注本ノマ、と虫喰のある箇所は本ノマ、・虫喰または「○○カ」・「不明」と傍注を付した。
- 一 文意の通じない字または箇所には、「マ、」または「〔衍カ〕」・「○○カ」と傍注を付した。
- 一 重複文書については、注を付し削除した。

齊彬公史料 第四卷 目次

例言

目次

島津齊彬ローマ字日記	一
照國公日記(安政元年)	一九
島津家国事鞅掌史料 齊彬公史 内証紀	四七
卷一 嘉永二年	四八
卷二 嘉永二年～三年	五七
卷三 嘉永二年～四年	七五
卷四 嘉永二年～四年	九八
卷五 嘉永二年～三年	一〇六
卷六 嘉永二年～四年	一一二
卷七 嘉永三年	一二四
卷八 嘉永三年	一二五
卷九 嘉永二年～四年	一三六
卷十 嘉永二年～四年	一四七
卷十一 嘉永二年～四年	一六五

目次

卷十二 嘉永二年～四年……………一七二

順聖公御事蹟並年譜……………一七九

豎山利武公用控……………二五一

卷一 安政元年四月廿一日～七月廿五日……………二五二

卷二 安政元年七月廿五日～九月十二日……………二九三

卷三 安政元年九月十五日～二年正月廿九日……………三三一

卷四 安政二年二月朔日～五月廿六日……………三七二

卷五 安政二年五月廿七日～七月廿九日……………四一二

卷六 安政二年八月朔日～十月四日……………四四二

卷七 安政二年十月十一日～十一月廿三日……………四八〇

卷八 安政二年十一月廿四日～十二月廿九日……………五二〇

卷九 安政三年正月朔日～二月十七日……………五六四

卷十 安政三年二月十八日～四月十五日……………六〇三

卷十一 安政三年四月十七日～六月晦日……………六六五

卷十二 安政三年七月朔日～八月三十日……………七二一

卷十三 安政三年九月二日～十二月廿三日……………七六一

卷十四 安政三年十二月晦日～四年三月廿一日……………八〇一

山田爲正日記類	八二九
嘉永四年島津齊彬下瀉巡見御供日記	八三〇
嘉永四年島津齊彬花尾神社參詣御供日記	八四五
嘉永五年島津齊彬參府御供日記	八四七
嘉永六年島津齊彬下国御供日記	八七五
嘉永六年島津齊彬向瀉巡見御供日記	八九九
安政元年島津齊彬參府御供日記	九二〇
山田爲正明細日記 上	九四〇
山田爲正明細日記 下	一〇〇四
齊彬公史料編年目錄(第一卷~第三卷)	一〇三九
解題	一〇九九

島津齊彬ローマ字日記

(鹿児島市磯尚古集成館所蔵)

吉利・但馬・市助・肥後平九郎より申した
る由、隠をさせ、我らを家督に致したき心
将曹・平・彦左衛門殺すべき工み
高崎手留にて知れたる由、仙波小太郎・村
野又左衛門・赤山鞆負・山（口）不及・中村嘉右衛門
法元六左衛門・吉井七之丞・有川十右衛門・高木市助
伊藤十七郎・和田仁十郎・森山・寺尾正兵衛、その他
三十四人これある由、吉井七左衛門にも
横目糺しこれある由、まことに大變の至り、志
は深切なれども、実は大變の事に
候、壹岐へ渡す書付も三卷これある
由知れたるなり、又西筑右衛門へも
十月すえ阿部に出だす書付け遣わす
由、京極の方へも遣わす由なり

美濃へ申し遣わす

この節おさまりても又やかましくと存ずるゆえ
少しも早く参府致し候様、その上どうか
相談致したく、又由良の事は中将様よ
り御頼みあるとの事、書付け貰い置きたく
養子の事なり

仲へなり

壹岐書付けの事取上げの事未だよく分らぬ
ゆえ、鎌倉帰り後にてはいかがと申し候ところ
それにては悪しく、早きかと申し候故
左候はばその方取り計らい候様申し置く

西の事、横目にては聞えいかがと案じ候、懇意
の者にて聞き候てはいかがと申し候ところ
考え申すべくとなり

近藤主計等への内証の訳、仲へ心中

残さず申し候、伊達の事、むめだにの事、田安

嘉永3年

iositosi tadima itisooke higoheikoeloo ioli moosita
loe iosi in o sase wale ra o katokoe ni itasi taki kokolo
sioo soo taira hikozaemon kolosoe beki takoe mi
takasaki tedome nite siletaloe iosi senba kotaloo moela
no matazaemon akaiamúkie iamahoekiúú nakamoerakaemon
hoogalokoezaemon iosy^[a脱力]isitino^[a]dioo aligawatoemon takakiitisoekē
itootoositiloo wadanidiúúloo moliiama teraosioobei sonohoka
san diúú io nin kolealoe iosi iosýsitizaemon nimq io
kome tadasi kole aloe iosi makoto ni taihen no itali koko
lo zasi wa sinsetoenaledomo ditoe ni taihen nokoto ni
solo iki e watasoe kaki toeke mo sangan kolealoe
iosi sile taloe nali mata nisi tikoemon e mo
diúú gatoe soe e abe ni idasoekaki toeke toeka wasoe
iosi kioo gokoe no kata e mo toekawasoe iosi nali

mino e moosi toekawasoe
kono setoe osamali temo mata iakamasi koe to zonzoeleoe úe
soekosi mo haiakoe sanhoe ita sisoloioo sono oe e dooka
soodan itasi takoe mata úra nokotowa tiúú dioo sama io
li ontanomi ale tonokoto kakitoeke molai okitakoe
ioosi nokoto nali

naka e nali

iki kaki toeke no koto toli ageno koto imada iokoe wakalanoe
ú e kama koera kaeli go nitewa ikaga to moosi solo tokolo
soleni tewa asikoe haia kika to moosi solo úe
sasoorawaba sonohoo tolihaka laisolo ioo moosiokoe

nisi no koto iokome nitewa kiko e ikaga to andi solo kony
no mono ni te kiki solo tewa ikaga to moosi solo tokolo
kanga e moosoe bekoe to nali

kondoo kazoe e too e no nai siono wake nakae sintiúú
nokosazoe moosisolo date no koto moemedani no koto taiasoe

の事まで申し候事

美濃へ申し遣わす

仮令工みにもいたせ、元は一同不服故

と存じ候

一人へ任せ候故、人々疑念も起こり候事

異国の取り扱い十分ならぬ故

砲術も取り扱い悪しき故

稲留お心に残る故

笑の同類取り扱いなき故

五大堂祈禱正しく見たる者ある由なれば

いかがと存じ候事

その他井上御尋ねこれある様子なり

12夜

西の事玄徳にて聞き候ところ、一昨年阿部

の事申し来たる故、断りて意見申し

遣り、その後は何も格別の事

申し参らず、このたびはこの通り参る由にて

出だす阿部書き付け等の事はなく、この節

機会を催し候故、遠からず何か

出申すべき由書き載せある故、この儘申し

て宜しき旨申し聞け、京極方も承

り候様申し置き候

壹岐の事、焼き捨て候由

西も仲へ一昨年七月、去年十月の書き

付け仲へ渡し候由、玄徳申す

十五

美濃へ仲申し候趣詳しく

嘉永3年

nokoto made moo si solo koto

mino e moosi toekawasoe

tato e takoemi nimo itase motowa iti doo hoehoekoe ú e
to zon di solo

itinin e makasesolo ú e hi to bi to gi nen mo okoli solokoto

i ko koe no toli atoe kai diúú boen naranoe ú e

hoo dúú toe mo toli atoe kai asiki ú e

i na do me okoko lo ni noko loe ú e

sioo no doo loe i toliatoekai naki ú e

go dai doo ki too masa si koe mitaloe mono aloe iosi naleba

ikaga to zondi solo koto

sono hoka i no oe e on ta zoene kole aloe ioo soe nali

12 ioloe

nisi nokoto gentokoe ni te kiki solo tokolo otodosi abe

no koto moosi kitaloe ú e kotowa li te iken moosi

ia li sono notiwa nanimo kakoe betoe no koto

moosi mairazoe konotabi wa kono tooli mailoe iosinite

idasoe abe kaki toeke too no koto wa na koe konosetoe

kikai o moioosi solo úe tookalazoe nanika

ide moosoe beki iosi kaki nose aloe úe konomama moosi

te iolosiki moene moosi kike kioo gokoe katamo oe ke tamawa

lisolo, ioo moosi okisolo

iki no koto iaki soete solo iosi

nisi mo naka e otodosi sitigatoe kionen diúú gatoe no kaki

toe ke naka e watasi solo iosi gentokoe moo soe

十五

mi no e naka moosi solo omo moeki koewasikoe

申し遣る

筒井へ申し候、仲呼び公辺の
訳申すべしと頼み候、また
よく申して畏れ候様頼み候
阿部へも有馬にて書き付け遣わ
す
宗益へも少し申し遣る、猶
美濃書き付けも頼み候

十六

美濃一通り手紙遣る、塩鶴来たる

知鏡院より美濃書きのこと申し来る
早く遣わすべくと申し遣る

高の事、麻布新町の由、肥前
伊達へ申し遣る、玄朴へも詳しく
申し遣る

井上と住吉懇意にて、美へ近藤より
書き付け出す処にて、美詳しく
存じたる振り合いにても然るべしと申す
べき事
筒井に申たる事も申し遣るべし

筒井へも美より申し遣るべく申す
べき事

左衛門へも申し遣るべき段頼むべし

筒井へ美よりあらまし申し参り候故

嘉永3年

moosi ialoe

toetoe i e moosi solo naka iobi koohen no
wake moo soe besi to tanomi solo mata
iokoe moosi te osolesolo ioo tanomi solo
abe e mo alima nite kaki toeke toekawa
soe
soo e ki e mo soekosi moosi ialoe na o
mi no kaki toeke mo tanomi solo

十六

mi no hito tooli tegami ialoe sio doe loe kitaloe

ti kioo in ioli mino kaki no koto moosi kitaloe
haia koe toekawa soebe koeto moosi ialoe

taka no koto, a zaboe sin mati, no io si hizen
date e moosi ialoe genbokoe e mo koewasi koe
moosi ialoe

i no oe e to soemi iosi kon i ni te mi e kondoo ioli
kaki toeke idasoe tokolo ni te mi koewa sikoe
zondi taloe hoeli iai ni te mo sikaloe besi to moosoe
beki koto

toetoe i ni moo taloe koto mo moo siialoe besi
〔脱アルカ〕

toe toe i emo mi ioli moosi ialoe bekoe moosoe
beki koto

sa e mon e mo moo si ia loe beki dan tanomoe besi

toetoe i e mi ioli aramasi moosi maili solo úe

下曾根へ聞かせ候て承る処
にてはいかがと申し遣るべき事

十七

筒井への手紙、越中へ頼み遣る

美濃よりの手紙村上書き付け来る
隠岐よもの参る、村上書き付け悪しく只
今と成りては劍の道行ない候ても平和然る
べく、村上は忠土にて、この頃にてはにせふだ
等致し、且つ殺害の訊聞き候故、壹岐へも
申し止め、愈悪意の事見出しの上、壹岐へ申し
て取り計らい申すべく存じ候処、このた
びの事に相成り候故、みにの証抛旁
参り候、私存じ候事にては決して
これなく、近事五書の謀書致し
先頃五大堂の事申し上げ候処
叱られ候故深く申し合せ候者
へ内密明かして、それにては成らず、早く
取り計らいとの事に成る由と存じ
たと申しても、然るべくイセニ申し上
ぐると御考え下さるべし △

仲・彦大夫・直記へ又次郎養子一条書き付け
見する

△殺害時分より謀書等の事申す旨も

承り、成丈け宥め、その故にてとても
むずかしく候はば申し出ずべきやと存じ
候処、大變に付今より申し出し候
ても、とても取り上げられまじくと存じ、私為
いかかと案じ候故、万一の証抛人にと罷り出たる

嘉永3年

simozone e kikase solo te oeketama waloe tokolo
ni te wa ikaga to moosi ialoe be ki koto

十七

toetoe i e no tegami ettiú e tanomi ialoe

ming ioli no tegami moera kami kaki toeke kitaloe
o ki iomono mailoe moerakami kakitoeke asikoe tada
i ma to nali tewa ken no miti okonai solo temo heiwa sikaloe
bekoe moerakami wa tiúsi nite konogolo ni tewa nisehoeda
too itasi katoe satoegai no wake kiki solo úe iki emo
moosi tome iioiio akoei no koto miidasi no oe e, iki e moosi
te toli hakarai moo soe bekoe zondi solo tokolo, konota
bi no kotoni ainali solo ú e mini no sioko katagata
ma ili solo watakoesi zondi solo koto ni te wa kesite
kole na koe konkoto gosio no boosio itasi
saki golo godai doo no koto moo si age solo tokolo
sikalale solo úe hoeka koe moo si awase solo mono
e naimi toe akasi te sole ni tewa nalazoe haiakoe
toli hakara i tono koto ni naloe iosi to zon di
taloe to moo sitemo sikaloe bekoe i ㊦ moosi a
goe loe to on kanga e koedasa loe besi △

naka hikodaúú naoki e matadiloo ioosi itidiao kakitoeke
misoe loe

△satoegaidiboen ioli boosio too no koto moo soe moe ne mo
oe ke ta ma wali naloetake nadame sonoúe nite totemo
moe zoekasi koesoola waba moosi idoe beki iato zondi
solo tokolo taihen ni toeki imaioli moo si idasisolo
temo totemo toli age rale madikoeto zondi watakoesi tame
ikaga to andi solo úe man iti no siokonin nito makali idetaloe

由に成され候かと宜しく井上私信も添え候

奥平へ美濃より申し来たる処に相頼む
事

十九

吉井七の事、若しやと存じ候故その頃
聞きつけ、夜分参り宜しからずと意見致し
極内井上前にて焼き捨て候由、同志には
程よく申し置くべきとの事、井も決して他言
致すまじき旨誓約にてそれは仕舞い
それにて宜しく、近も甚だ困りやみ候
処、疾く事よりまた事起り殺害の事
これあり、偽書分り候ともはじめ夜陰に
参りたる時、偽書の事申すともいづれにても
書き付けの事は、貴公愚私とも、存じ候らえ方と
御心得願ひ上げ候

二十

泉岳寺・大円寺花供え候
美濃へ書き添え有馬より出す
壹岐へ手紙遣わす、吉井の事聞きに遣わす
表書き付け見分け候
仲より大井の事申す、宜しくと申し置く
新兵衛へ書き付け書く
奥平へ美濃書き付け遣る、奥平より申し
先ず申すまじき旨申し候段申し候と申す
べき事、その他由良一条中将様より伺い候由
三位様よりも御書き付け下されあるとの事
五大堂何故秘事に致し候哉の事、阿部申す事
も美濃より聞き居候由、兎角一人へ御任せの
事悪しく、また諸人不服故忽ち多人数にも

嘉永3年

iosi ni nasale solo kato iolosikoe ino oe e sisin mo so e solo

okoe daila e mino ioli moosi kita loe tokolo ni aitano moe
koto

十九

iosy siti no koto mosiia to zondi solo úe sono kolo
kiki toeke iaboemaili iolosikarzoeto ikenitasi
gokoe nai inoué maenite iakisoete solo iosi doosiniwa
hodoiokoe moosi okoe beki tonokoto imo kesite tagon
itasoe madiki moene sei iakoe ni te solewa simai
soleni te iolosikoe kon mo hanahada komali iamisolo
tokolo tokoe koto ioli mata koto okoli satoe gai no koto
kole ali gisio wakali solo tomo hadime iainni
maili taloe toki gisio no koto moosoe tomo idoelenitemo
kaki toeke nokoto wa ki koo goesi tomo zondisolae katato
onkokolo e negai agesolo

二十

sengakoedi daiendi hana sona e solo
mino e kakiso e alima ioli idasoe
iki e tegami toekawasoe iosy nokoto kikinitoekawasoe
omote kakitoeke miwakesolo
naka ioli oino koto moosoe iolosikoeto moosiokoe
sin bei e kaki toeke kakoe
okoe दौरa e minokakitoeke ialoe okoedaira ioli moosi
madoe moosemadiki moene moosi solo dan moosisolo to moosoe
bekikoto sonohoka úra iti dioo tiúdiosama ioli oekagai solo iosi
sanmi sama ioli mo okaki toeke koedasa lealoe tonokoto
godai doo naze hidi ni itasi soolooianokoto abe moosokoto
mominololi kiki isooloo iosi tokakoe itinín e on makase no
koto asikoe mata sionin hoehoekoe ú e tatimati taninzoenimo

相なり候、いらご政治吟味にて御苦成さるべく
またも計り難く候事
本をのやをりこはは一ゆきらてのやこれと之徒ニ
来め世や間ちににてとも
申す事、いけきたやの事

有馬より手紙来たる
肥前手紙来たる、皆返事遣る

陪従年玉遣る

鍛冶橋人数六十人余七十迄と
申し来る

廿一
飛脚来る、五所・今泉

仙波・村野転役、赤山・中村その外
五六人これある、高木も捕え候段申し来たる

美濃へ高木事申し遣るべき事

廿二
肥前より伊達手紙十の内遣わす
返事遣る

吉井の事大方壹岐へ遣わす書き付けと存じ候

西尾へ大意申して祈禱頼み遣る

我ら手紙謀書と申すべく井へ申し遣る

嘉永3年

ainali solo iragoseidi ginmi nite onkoe nasaloe bekoe
mata mo hakali gatakoe solokoto

本定のをあひらはば | せかひしのをいれん之徒ニ來ぬ世をまらじとてさる

moosoe koto ikekita ia nokoto

ali ma ioli tegami kitaloe
hizen tegami kitaloe minahendi ialoe

bai diú tosi dama ialoe

kadibasi ninzoe lokoe diúú nin io siti diúú madeto
moosi kitaloe

廿一

hikiakoe kitaloe gosio maizoemi

senba moelano teniakoe akaiama nakamoera sonohoka
golokoe nin kolealoe takaki mo tora e solo dan moosi kitaloe

mino e takakikoto moosi ialoe beki koto

廿二

hizen ioli date tegami diúno oeti toekawasoe
hendi ialoe

iosy nokoto ookata iki e toekawasoe kakitoeketo don disolo
[Zカ]

nisi o e taij moosi te kitoo tanomi ialoe

walera tegami boosio to moosoe bekoe i e moo si ialoe

廿七

藤堂よりはるまかわりⅧⅡ来たる

廿九

筒井の事仲申す

晦

仲へいろいろ書き付け

朔

仲へ山田の事申す

二

いろ謀書二百枚来る

越中より筒井手紙来る

三

仲発ちに付、掛物・印籠遣わす

平へ返事遣る

仲へ伊達手紙美濃手紙見せ候

平への事申す、ちよの事なり

三

仲へ掛物・印籠遣わす

近藤不埒加藤次より仲聞くと

なり

四

しくつに鶴御拝領

伊丹酒三樽取り寄せ候様申し遣る

んま見る、市成こもやいほうへ下げ候様

〔馬カ〕 猪右衛門へ申す 〔機合方カ〕

すいげつへ取肴申し付くる

嘉永3年

廿七

toodoo ioli haloema kawali VIII II kitaloe

廿九

toe toe i no koto naka moosoe

晦

naka e iloilo kaki toeke

朔

naka e iama da no koto moo soe

二

ilo boosioo nihiakoe mai kitaloe

ettiúoli toetoe i tegami kitaloe

三

naka tatini toeki kakemono inloo toekawasoe

ta i ra e hendi ialoe

naka e date tegami mino tegami misesolo

taira eno koto moosoe tiiono koto nali

三

naka e kakemono inloo toekawasoe

kondoo hoerati ka too di ioli naka kikoeto

nali

四

sikoe toeni toeloe go hai lioo

itami sake mitaloe toli iose solo ioo moosi ialoe

nma miloe itinaliko moiaihoo esagesolo ioo

i e mon e moosoe

soe i ge toe e tolizakana moosi toekoeloe

銀一分一日三俵宛二十日の
間なり

五

大井へ参り，それより今里へ参る
昼四時麴町より燃え出し，夜
五つ半時鎮火，かなさるに迄残ら
ず 美濃も焼くる，大久保焼くる，この方も
道具仕舞候

六

霞へしょうはく，備前へしょうが遣わす
夕方霞へ〔松柏カ〕げ〔松賣カ〕っ〔月窓カ〕そう遣わす，不足の
物申し来る

七

道具片付け候，霞へいろいろ遣わす
げっ〔月窓カ〕そう使い，すまの方に菓子

八

美濃へ手紙遣わす
八丁堀へ頼み内用申し遣る
西尾より返事来る

九

道具片付け候，宗易来る

十

道具片付け，飛脚来る，仲へも
用途中にて渡す由

十一

箆笥片付け候

嘉永3年

gin itiboe itiditoe III bioo toetoe hatoekano
aida nali

五

ooi e maili soleioli imazato e mailoe
hiloe IIII doki koodi mati ioli mo e idasi ioloe
itoe toe handoki tinkwa kanasalni made nokora
zoe mino mo iakoeloe ookoebo iakoeloe konohoomo
doogoe simai solo

六

kasoemi e sioohakoe bizen e siooga toekawasoe
úú kata kasoemi e gessoo toekawasoe hoesokoeno
mono moo si ki ta loe

七

doogoe katadoekesolo kasoemi e iloilo toekawasoe
gessoo toekai soema no kata ni koewasi

八

mino e tegami toekawasoe
hattooboli e tanomi nai ioo moosi ialoe
nisi o ioli hendi kitaloe

九

doogoe katazoeke solo soeeki kitaloe

十

doogoe kata zoeke hikiakoe kitaloe naka e mo
ioo totiúú nite watasoe iosi

十一

tansoe ka ta doe ke solo

照國公日記
(安政元年)

〔表紙〕

照國公日記

(安政元年)

〔扉に表紙と同じ文字あり〕

照國公日記写

(安政元年)

百永亨所蔵

正月小 丙寅

元日辛丑朝曇少雨時々降、

一五十六度 75ニ当、

一五半時より五社并ニ神明宮參詣、

〔慶頼、久留米藩主〕
一有馬ヨリ二十六日ノ手紙来ル、直ニ返事并ニ

年頭書状認メ遣ス、

一吉書・読初例ノ通り、

一夜明てけさハかすミもあら玉の

としのはしめにのとかなりける

一座之間并ニ書院ノ礼先例ノ如シ、

一夫ヨリ奥エ参リ規シキ有之て昼飯、

一馬乗初例ノ如シ、

一夕刻江戸年頭ノ書面十九通シタ、メ候事、

正月二日 壬寅

〔講カ〕
一構初メ例ノ如シ、

一其外無事、年頭書状數十通シタ、メ申候事、

正月三日 癸卯 晴

一江戸飛脚差立候、委細別記ス、右ノ内

壽エ紫丹後 甘鯛 三百疋、

一十郎エ三百疋ト甘鯛、

市エ二百疋、

一西エ三百疋外ニ正ヨリ四迄

一十印エ千疋ト十両遣ス、

一川バタ六両、 塩麩一桶ツ、宗たん・静海エ

〔戸塚〕
右ノ通遣候、其外表向ノ分ハ務ノ方ニシルス、

一 表規シキ謡初等先例ノ通相済申候、
 一新御殿、於篤〔島津斉彬嫡子、備次郎〕・虎壽丸〔暁〕・於テル・於ヤス江計リ反物等
 年玉遣候事〔篤姫、後十三代將軍家定室〕

一 其外無事、

一 十印江硝子師ノ着ノ儀モ申遣ス、

一 肥前〔鍋島斉正、佐賀藩主〕ヘ先比ノ返事并ニ大船ノ画図遣ス、

一 美濃江返事并ニ年頭遣ス、
〔黒田斉博、福岡藩主〕

アンチ 鉛錫鉱石ト金百八十兩遣候、右ノ通りニテ差

引万端相済申候事、

一 郷右衛門江戸江持越候鳥ノ儀申付候事、

一 江戸ヨリ十六日立ノ急飛脚来ル、正月下旬発足ニテ早

目参府可致旨被仰出候段申来ル、早川ヨリノ手紙来ル、

飛脚十七日立ナリ、

正月四日 甲辰

75より一分、温〔湿度〕

一 表出座先例ノ如シ、鷹モ見ル、

一 昨夜早参府ノ義申来ル間、首途正月十六日、発駕正月

二十一日ト申付、

一 琉球願ノ茶綿并ニ米ノ義書付見ル、留置候事、

一 江戸江遣候人数ノ書付并ニ差図ノ言葉書出ス、留置候
 事、
 一 近衛殿御書来ル、伊達入道ヨリモ来ル、近衛ヨリ詠草
〔忠興、右大臣〕

返シ来ル、

一 伊達ヨリ風説書来ル、
〔宗城、宇和島藩主〕

一 美濃モ二十七日ニ帰国ノ段申来ル、

一 昨日直ノ進着イタシ候事、

一 長崎ヨリモストノ薬剂書来ル、二冊ナリ、

一 産物方ヨリ紫花色羅紗取寄ル、
〔早川兼照、御小納言見習〕

一 務江書付類下ル、
〔歴カ〕

一 肥前ヨリ寒中手紙歴二ツ来ル、

一 一門奥方被参候、垂水二人・今和泉老人ナリ、於朝江

ハ別段休息所ニテ対面、三人江例ノ通遣ス、於朝江ハ

少々品違申候、於朝子供江モ手遊ヒ物遣候事、

一 明後日差出候手紙宗益・早川・十郎・得淨院ノ分認メ

申候、

一 夕刻二ノ丸江参候事、八郎江初メノ節ノ出処ノ義申付
 ル、
ママ

一 十郎江アメリカ種子モノ相渡候事、

一 明後日六日差出候長持二棹入付候様八郎江申付候事、

一 調練ノ言葉稽古申付候事、

正月五日 乙巳

一 福昌寺初ノ礼先例ノ如シ、

一 江戸江差登セ候人数書面伺ノ通ト相下ル、〔三原登礼、大奮頭兼御用人側役〕
田孫一郎・榎本九八郎ハ取替候様申付ル、

一 役替等段々伺有之候事、

一 常平倉米ノ儀、当秋ヨリ作得ノ分ハ買入ニ不及、尤願出候分ハ買入遣候様、藤五郎江相達候事、

一 小納戸・小性〔姓カ〕・近習番等ノ役替ノ義、彦太夫江申付ル、

一 莊太郎伊達家来江遣ス、鹿為持遣ス、

一 夕刻此節取入ノ馬見ル、明日総体ノ馬可見旨相達候、

一 明日町便差立候様、壯右衛門へ申付ル、〔山田為正、御小納戸〕

一 落地生油三十瓶江戸へ遣候様、務申付ル、

一 唐薬種書付、〔野山利武、大奮頭兼御用人側役〕武兵衛ヨリ出ス、

正月六日 丙午

一 疏米一条并相良茶綿等ノ義、所存書武兵衛へ相渡候事、

一 務ヨリ焼酎聞合出ス、最早五十石程モ作込候モノ有之

ヨシ申出ル、

一 産物方総勘定ノ義申付ル、書付武兵衛へ渡ス、

一 不斷光院初ノ礼先例ノ通り、

一 甚五兵衛五十と家、才藏二十金、

一 薬丸初役替ノ書付其通リト申付ル、

一 藤五郎へ調練ノ言葉存寄書加へ相下ケ候事、

今日ハ不申候、

一 錫下通ノ品〔重久嘉甫、奥御茶道頭〕玄碩ヨリ出ス、

一 四分ノ時計壯右衛門へ申付ケ、拾へ差返候様申付ル、〔山崎〕

一 馬不殘見ル、上中下見分ケ候事、

一 江戸へ持越候道具玄碩見セ候間、宜敷様ニト相達候事、

一 十郎ヨリ綿薬出ス、手ニテ取アツカヒ候トフ宜段申出〔不カ〕ル、

一 正右衛門ヨリ砲術〔成田正之、洋式砲術師範〕一条ニ付、存寄書差出候事、

右書面尤ニ相聞得候間、趣意取り候て所存書相認メ申

候、

正月七日 丁未

一 若菜ノ礼先例ノトヲリ、

一 彦左衛門明日出立ニ付逢申候、御伝言申聞ル、休之丞〔永江、奇異付側役兼御小納戸〕

へ先便書付取落候間、今日彦左衛門へ渡遣ス、

一直之進へ対面江戸ノ義承ル、
〔種子島久道室、島津奇宜女子〕榮水カ〔島津忠嗣、今和泉領主〕
一松壽院・閑院・水・安藝・周防年礼トシテ被參候、年
〔島津奇宜女子勝姫カ〕
玉例ノ通遣ス、
〔島津久光、奇形異母弟〕

一軍役方へ差出候書面調、務へ清書申付候事、
一仙波事十五日申付候箱ノ事、

一武兵衛ヨリ番人フデ下サレ方ノ義申聞候間、御三ノ間
被下ニテ宜敷段申付候、

一細川家来三人田原直助へ参リ、砲術習受度申候ヨリ申
出ル、

〔華カ〕 葺北郡横目 徳島 太多助

益城郡 矢島 源助

城下 豊田治郎右衛門

矢島ハ横井平三郎門弟ノヨシ

一藤五郎へ練卒訓語統編并バタイロン訳文及二ヘロトン

ニ組頭一人ニテ可然段申付ル、

一誠恐院モ今日參候事、

一東郷藤兵衛所持ノ宗近并ニ書付等色々見ル、直ニ相下

ケ申候事、

正月八日 戊申 曇

一四十三度 75ニ当ル、

一明日鷹野初六ツ時、明後日寺參四ツ時、供揃ト申付ル、
一今日無事ナリ、

一色々取片付イタシ候事、
一於典薬百包奥へ差通候事、

一藤五郎へ、バタイロンノ図存寄書加へ相渡候事、
一細川家来ハ家老ヨリ掛合ノ上ナラテハ、返答出来兼候

趣ニテ可差返申出ル、其通ト申付ル、
一夕刻色々取集メ、

正月九日 己酉

一六ツ時ヨリ鷹野へ参ル、

〔島津久包〕 一登・杵・主殿供脇鷹申出ル、鴨九羽・五位三羽、物数

暮時帰ル、

一筑前ヨリ、石炭堀子五人召ツレテ人來ル、
〔堀カ〕

一國分ノ宝物來ル、玄碩承知ナリ、

一魯水ヨリ唐織等出ス、

正月十日 庚戌

一四時福昌寺・惠燈院・淨光明寺・南林寺・壽國寺參詣、

一江戸へ遣候馬并ニ立馬取極候事、

一川尻砂揚場ノ義、向後川尻調練場ト唱へ候様申付ル、
〔久徳、家老〕〔後カ〕

一「下總・豊前」以來調練稽古等ノ節不時ニ見分候様、且

又琉球異人ノ事情 公辺被仰渡、長サキ等ノ義モ申聞

候様相逢候事、

一荔枝・龍眼ノ義、佐多ニテ諸人勝手次第植付ニテ後ニ

ハ産物ニ相成候ニテ、櫻島ミカン同様売出候様ニトノ

義、茶園方へ申達候様武兵衛へ申付ル、

一明日ハ役替多人数ナリ、

一講釈有之、十助勤之、

一薬類遣候事十郎へ申付ル、綿葉極上ニ出来申候、

正月十一日 辛亥

一吉書其外鎧ノ祝先例ノトヲリナリ、

一細川家来ヨリ、又々武器大砲并ニ船等借用ノ書面出ス、

一程能断ノ書面取立候様藤五郎へ申付ル、

一今日先荷ノ品少々藤七郎〔菊池、奥御小姓〕へ申付ケ片付申候、鷹方へ相

下ケ候道具モ見分申候、

一今日役替、別記ニ有之、

一疏人參府ノ掛伺有之、荒方取極メ申極メ申候事、

一残置候道具、明日藏へ入付候様奥へ毛色々差通候事、

一「玄碩」ヨリ尊圖ノ品両品出ス、持越候様申付ル、其内朗

詠ノ半モノ有之宜敷様相見ユル、

一中國關戸泊断ニ付、宿割伺有之候間、明日可申付旨相

達候、

一「猪右衛門使番馬預江、黑馬預江、藤九郎小納戸、八郎」

小納戸見習江申付ル、

一伊達ヨリ手紙来ル、上書并ニ魯奴ノ書翰写来ル、雁ト

カラスミ来ル、

一江戸江遣候菓子四箱ツメサセ候事、

一佛手柑砂糖ツケ壺ニ入付、江戸へ遣候様藤七郎へ申付

候事、

一秀若年寄格、ミヤ側格申付ル、江戸ニテスマ老女格申

付候事、

正月十二日 壬子

一十五日ノ役替伺段々有之候、

一中國ノ宿割直記へ相下ケ候、

一「松木弘安ノ義、長崎へ居候松サキ鼎・相良運八ノ事、

武兵衛へ申付ル、

一 上町金子ノ事、無利足ノ願有之候外ニ利金森永へ可遣
トノ事有リ、所存等武兵衛へ申シ、猶又聞合候様申付
ル、

一 明十三日江戸へ飛脚差立候筈ノ事、

〔黒田斉清、福岡藩主〕

一 美濃ヨリ手紙遣ス、早参府ノ吹聴ナリ、

〔筒井政憲、西丸留守居〕

一 筒井ヨリ手紙来ル、先ツ可也ニ折合ニテ帰帆ノヨシ申
来ル、カラフト・エトロフニテ面会ノ旨約束相成ヨシ、

一 今日色々取集メ申候事、

一 其外雑事如此、

一 明日飛脚ニ差出候文書付、務へ相渡候事、

一 一夜ニ入二十三日立ノ飛脚来ル、例ノ様子未タ弥不突留
由、

一 大船ニモ伺通相済候由、

一 錫ノ義并ニ田町土取ノ義申来ル、

一 其外色々申来ル、

〔伊達慶邦、池田慶政〕

一 仙臺・岡山モ早参府被仰出候由、

一 關播磨守ヨリモ内事申来ル、

正月十三日 晴天 癸丑

一 先荷長持入付申候事、

一 左大夫大射の場初ノ式於二丸見ル、委細人数等ハ別ニ
記ス、

一 十五日役替ノ伺有之、

〔新納久仰、家老〕

一 駿河琉人参府取調掛申付ル、

〔赤城、宇和島藩主〕

一 伊達遠江・上杉彈正・新御殿へ文遣ス、早川へモ遣ス、
〔五郎兵衛、兼藤、江戸留
守居〕

今日ノ便ナリ、

一 大船モ差支無之候ハ、二三艘可差上旨、辰ヨリ達ノ書
面来ル、

一角之藏道具モ色々見分ケ候事、乗物サハカシ候テ大廻
ヨリ可相廻旨藤九郎へ申付候事、

一 水戸へ上候処ノ綿薬箱申付候、

〔福斉昭〕

一 京都ヨリ御書来ル、有栖川へ御願ノ義ハ六ヶシキ段申
来ル、橋へ取遣候文ノ写モ来ル、

一 於典へ反物五反遣シ分見分候事、

一 二十三日便ヨリ、新御殿ハシメチカサマ、桃□院・智
〔重藤女、戸田正夫、人酔カ〕

〔重藤女、山内豊照室〕

鏡院・ミチサマ・眞花院・於篤ヨリ年頭寒中歳暮ノ文
〔重藤女、戸田正令
室カ〕

来ル、色々到来モノ有之候、

一 長サキ作左衛門寒テン其外支配ノ義、差免候段申出ル、
色々悪事有之由、

一 平川ヨリ八陳ノ書色々出ス、留置候事、

一江戸へ相廻候品、色々見分詰方申付候事、

正月十四日 甲寅

〔四郎、御徒目付兼御庭方勤〕〔三原、御役〕

一市來正右衛門ノ事、藤五郎申候間宜敷取計候様申付ル、

〔御庭方兼繫方勤〕
一中原猶助ノ義ハ、先ツ当分双方ノ掛リト申出候間、其

通ニ申付ル、

一東郷半助・相良勇右衛門・山口矢太郎ヨリ封書出候事、

一藤五郎へ大砲船ノ事咄置候事、

一先月中玉金

一四百三十六匁七分 内高八十四匁九分

一 大建三十四匁六分 錫一万百十五斤

一 外八十七匁五分五厘

一三十目鉄筒ノ台出来申候、江戸江遣候様八郎へ申付ル、

一上書ノ趣ハ学者相当ノ義論ニテ、当時差当リ要用ノ処

は無之候事、

一相良運八ヨリ、遠西兵鑑卷ノ二一卷ノ三、一二冊差出

候事、同人呼帰ノ義モ武兵衛へ達ス、

一一代小性組ニテ、鑄製方書籍掛申付候テ可然ト申付候

事、

一金山奉行其他色々伺有之候事、

〔阮甫、幕府天文方出仕、著書和解方〕
一箕作ヨリ封書来ル、十七日比出立ノ由也、

一駿河へ逢候テ色々ハナシ申候事、

一内用モ申聞候、軍役方ノ事ニ付書付相渡候事、

〔奥小姓〕
一中山尚之介取替願二十金、

〔利紀、御役兼御用人〕
一山口直記当番頭年十ヶ年目ナリ、

一其外雑事色々アリ、

一駿河へ今日逢候事、

正月十五日 乙卯

一月次例ノ如シ、対面所寺院モ先例ノトヲリ、

一 大砲船掛申付ル、

一 藤五郎ヨリ申請米ノ内ニ申聞ル、当年ヨリ下代申請不

相成段可達申聞ル、

一直記初役替多人數有之候、

〔吉原女、種子島久道室〕
一松壽院用向ニテ被參候事、

〔島津忠義幼名〕
一重富又次郎初女子、今和泉ノ女子モ来ル、遣シモノ等

例ノ如シ、

一色々取集メイタシ候事、

一仙波市左衛門モ納戸奉行小納戸兼務申付候、

一鉄山ノ石玄碩ヨリ出ス、試候様申付ル、

一上村叶・平川市左衛門小姓申付ル、

一肝付尚五郎・平田孫九郎・前田龍五郎近習番申付ル、

正月十六日 丙辰

一前途豊後名代イタス、
〔島津久宝、誠代兼家老〕

一松木弘安供ニテ出府申付ル、

一相良運八鑄製方書籍掛申付ル、

一武兵衛ヨリ色々用事申ス、

一〔伊地知季玄、町田俊徳〕小十郎・孫一郎・嘉八郎古文書取調掛申付ル、

一豊後へ逢申候、大砲船入用ハ一万両庭へ有之候ヲ可差

出旨申聞ル、其上跡ニテ積金可差出旨申聞江同意ノ段

申置候事、

一市成ノ縁組ノ事、当時ハ先見合具候様申出ル、

一武兵衛ヨリ内分ニテ、彈正事二十八日ヨリ又々不快ニ
〔安富勇、種子島久珍〕

テ三日大切ノ段昨夜申来候旨申ス、表向ハ発足ノ上発

シ方ト申出ル、

一今日大カタ取集メ相済候事、

一明日松根内藏着ノ段申来候間、直ニ明日可逢旨申達ス、

一調練混雑無之様可致旨、分テ相達候事、

正月十七日 丁巳

一五時供揃ニテ駿馬吉野へ参ル、当時年番三番組・六番

組調練見ル、夫ヨリバタイロン二組ノ調練見ル、初度

大将駿河、バタイロン登ナリ、
〔島津久光〕

周防・兵庫・日置・宮ノ城・都ノ城等皆々被参候事、
〔島津久光、加治不領主、島津久色〕

一八ツ半時相済テ、騎馬磯へ参ル、反射炉・高竈・蒸氣

船イロハ丸等見分イタス、反射炉火ヲ入ル、鉄溶化ス

ルトイヘトモ温氣甚敷熱込不調候、

一伊達家来今日着、松根内藏・須藤彈右衛門・宇都宮九

太夫四人ナリ、直ニ磯江呼寄対面、内藏菅人内用承リ

引ツ、キ三人并ニ先日参居候梁川壯右衛門へモ対面、

側ニテ菓子遣シ、次ニテ酒・吸モノ・料理遣ス、

一伊達ヨリ申遣候趣ハ別ニ有リ、

正月十八日 戊午

一五ツ時ヨリホツト船ニテ櫻島へ参リ、琉大船見分、夫

ヨリ島廻リシテ六ツ時本丸へ帰ル、

一二十九日ノ立ノ飛脚来ル、方々ヨリ文来ル、委細別ニ

本ノママ 紀ス、

一早参府ノ様子未タ委敷不相分候、

一奥ノ品色々取集メ申候事、
一四家ヨリ出立ニ付到来モノ有之、別記ニ記ス、

正月十九日 己未

一色々取始末イタシ候事、
一色々内用有之候、取込書記スル事不能候、
一役替其色々伺有之候、
一二十一日立ノ文色々認メ申候事、
一夜ニ入テ琉球十二月晦日立ノ飛船来ル、十二月十四日
・二十三日・二十六日三度ニ亞船七艘来ルヨシ、今一
艘参候上日本へ可参、外三艘上海ヨリ直ニ日本へ参候
ヨシ、右ニ付明朝届飛脚差出ニ付テ、阿部へノ手紙認
メ申候事、
一松壽院ヨリ内用ノ文来ル、

正月二十日 庚申

一雑用多シ届飛脚差出候、
一登江対面調練ノ事等申付ル、
一駿河へ逢候テ色々以書付申付候、委細務ノ方ニ記ス、
一夕刻閑・水・安藝・周防被参候テ、例ノ如シ、

一奥ノモノへ色々遣候事、委細ハ奥ニ有リ、
一二十五丸奥へ遣候事、

正月二十一日 辛酉

一発駕マヘノ式先例ノ如シ、彦太夫へ印籠遣候事、
一鹿兒島 十時過五時一分マヘ立、
半里十二町十七間
十一時過三時一分マヘ
水上着十二時過二時二分マヘ立
壹里半八町四十九間
二時マヘ九時二分過着
横井休 二時過四時立
壹里六町三十六間
三時過六時着
五本松 四時マヘ八時立
壹里半十五町十八間
六時マヘ五時
苗代川着
一着直ニ鶴亀ノ舞例ノ如シ、

正月二十二日 壬戌

苗代川七時マへ八時立

一里九町五十八間

八時十二時

妙見嶽着 八時過十二時立

九時過五時

市來湊着休、此所ニテ網引カセ候、

一 飯島地頭代出ル、藤五郎へ飯シマ様子申聞手当イタシ

候様申付ル、

十時過三時二分過立

一里一町十間

十一時過四町〔時之〕

五反田着十一時過九時一分半前立

一里十三町五十三間

一時マへ十一時

木場茶屋着二時マへ六時立

一里半四町四拾間

三時マへ十一時二分過着

向田泊

一 此所ニ奥四郎、長崎ヨリ帰り来ル、

菓子折・菓子入等到来、

一 釧付注文ノ義ハ、会所ヨリ両家同様申受ノ義相濟候段

申聞ル、

一 唐船入津無之間、菓種払底ニ付、間屋共ヨリ琉球ヨリ

御調文相成候様ニ会所へ申出候ツモリノヨシ内々申出

ル、考ノ通ナリ、

正月二十三日 癸亥

向田 六時過三時二分マへ立

七時過一時二分過迄歩行

一里半十町二十間

八時過四時三分過

終平着、此所へ去ル十日ヨリ異国船浦賀沖へ相見へ候

段十二日ノ町便来ル、

九時十二時立

一里半十町マへ十一時二分マへ

西方休着、〔網之〕網引カセノ事、

豊後へ逢申候、異船ノ一条ニテは東海道人馬差支モ難

計ユへ孫太夫へ可遣、且マタ右ノ代りは平田吉次郎供

目付申付呼寄候様相達候、

一差立候人数モ少々差急候様ニ申付遣候事、

十二時マへ八時立

一里半十六町三十九間

二時マへ十一時一分マへ

伏森口着二時過一時立

一里十五町二十四間

四時マへ六時三分過

阿久根着

直ニ乗船大島へ渡海一里ナリ、

山王へ参詣鹿沢山居タリ直ニ帰ル六時過三時泊へ着、

正月二十四日 甲子

夜中ヨリ風雨ナリ、雷気モアリ、

六十度 74ヨリ五分、乾

阿久根八時十二時立

一里四十五間

九時過三時一分マへ

本ノマ 九時過三時一分マへ

柴山着九時過六時立

一里四十四間

十一時マへ九時三分マへ

野田休着十二時マへ七時立

一里十九間

十二時過七時

面ノ平着一時過一時一分マへ立

三原ヨリ鹿到来

一里九町四十八間

二時過四時一分マへ

出水着、長島地頭出ル、

一藤五郎へ用事申付ル、務方ニアリ、

正月二十五日 乙丑 風雨

五十二度 74ヨリ三分、乾

出水 五時過八時立

一里半十一町七間

米ノ津へ七時過三時一分過着

八時過九時立

一里十一町五十六間

九時過二時一分マへ

笹原着、藤五郎此所マテ参ル、今朝出水ニテ印籠遣ス、

女中立モ今少シ見合候様申遣ス、

十時マへ九時立

二里 十二〔時脱カ〕過四時一分過

水俣着、美濃手紙来ル、逢度旨申来ル、

一 江戸十四日立ノ町便来ル、異船遠沖へ去候ヨシ申来ル、

一時過三時立

一里半

三時過二時着

貫村小休四時マへ七時二分過立

一里 四十二度ト成ル

貫〔時カ〕□ 此所抜

一里 六時過六時二分過

湯ノ浦着 七時マへ十一時二分前立

一里 八時過五時二分マへ

佐敷着

一 美濃返事認メ候事、明朝差出候筈ノ事、

正月二十六日 丙寅 三十二度 75ニ当ル

一 今朝美濃へノ返書出ス、雪天ナリ、

佐敷六時過一時立

二十六町計佐敷〔時カ〕□ 此所抜

一里半程八時過六時

田ノ浦着九時過十二時三分過立

二十六町計赤松〔時カ〕□ 抜

一里余 十一時過二時着

二見ムラ 十二時マへ六時三分過立

一里四町 一時マへ十時着

日奈久休二時マへ九時二分過立

二里半余 四時過一時着

八代泊

一 江戸十七日立町便来ル、弥十六日異七艘本牧沖へ碇〔マカ〕ヲ

ロシ候段申来ル、諸家へ御達シ其外ノ義申来ル、

正月二十七日 丁卯

三十五度 75ヨリ三分、乾

八代 八時過四時二分マへ立

二里 九時過四時一分マへ

種子山村着九時過十時二分マへ立

一里二十町 十二時マへ六時

小川休着十二時過三時二分過立

一里十町 二時マへ九時一分マへ

豊福村着二時過二時二分マへ立

一里十町 四時マへ六時

古保里着四時マへ十時立

二里 六時マへ十一時

川尻泊

正月二十八日 戊辰

雪交ル 四十一度 75ニ当ル

川尻 七時マへ七時立

一里半余 八時過一時二分過

熊本入口小休 九時マへ十時一分マへ立

一里程 十時マへ十時一分過

同所出切小休 十時過四時二分過立

一里五町 十一時前四時二分過

御馬下村着 十二時前八時二分過立

一里 十二時過七時二分過

植木休 一時過四時立

二里余 三時過四時一分マへ

廣ノ町着 四時マへ八時立

一里余 五時マへ十一時二分過

山鹿着

一有馬ヨリ手紙、菓子折參ル、此方ヨリモ早參府吹聴ノ

手紙遣ス、

一有馬ヨリ來ル返書モ認メ別ニ遣ス、到來ノ菓子遣候事、

正月二十九日 己巳

霞天 四十二度 75ヨリ一分温〔僅カ〕

山鹿 七時マへ七時一分過立

一里半余 八時過二時二分マへ着

岩ムラ 八時過六時一分マへ立

一里半ノ内 十時マへ十時一分マへ着

肥猪ムラ 十時過二時一分マへ立

二里計 十二時マへ六時一分前着

南ノ關休 十二時過三時立

二里 此所一里余歩行

二時過十二時二分過着

原ノ町 二時過四時二分過立

二里 四時過三時一分マへ着

瀬高泊

二月朔日 庚午

終日曇 四十度 75ヨリ二分温〔温カ〕

一今朝十五日立ノ飛脚来ル、

新御殿ヨリ文来ル、十郎ヨリモ来ル、十郎ヨリ手ツタ

ノ一条其外申来ル、

一静海ヨリ正月三日ノ封物来ル、

一早川ヨリ封モノ二ツ来ル、

一奥平ヨリ美濃へ遣候書状上封間違来ル、

一伊豫入道手紙来ル、

一於勝・於篤〔文カ〕ノ父来ル、

一其外雜事色々申来ル、

一瀬高 六時マへ三時立

二里 八時過二時三分過着

羽犬塚雨少シ降九時マへ八時二分マへ立

一里 九時過五時一分前着

一條ムラ 十時マへ九時一分過立

二里 十二時マへ八時一分過着

府中 此所へ二十一日立ノ町便来ル、

宗・湯・早川ノ封モノ来ル、参府ノ一条訳合シカト知

兼候ヨシ申来ル、

一亜船モ弥本牧辺江七艘掛リ、馬入川口へ三艘罷在候由、

未タ応対無之由ニ候事十郎ヨリモ来ル、

一時マへ九時二分マへ立

一里 二時マへ十時二分半過着

古賀茶屋 二時過二時立

二里 四時マへ八時着

松崎 四時十二時立

三里 六時過六時着

山家

壯右衛門ヨリ町便ノ早川書付封モノ等出ス、

一於府中有馬ヨリ手紙ニテ菓子折遣ス、馬ノ礼モ申来ル、

一美濃ヨリ手紙来ル、明日於飯塚可逢旨申来ル、返事ハ

不遣委細ニ承知ト申遣ス、

明朝ハ八ツ時ト申出ス、

一異船ノ条色々申来ル、委細別記ニ委シ、

一明日ノ出シモノ等宜敷可申付段壯右衛門へ申付ル、同

人先へ参ル筈ナリ、

二月二日 辛未

五十六度 75ニ当ル

山家 二時過六時一分過立

一里十二町 四時過

西山村 四時過七時立

一里半 六時十二時着

内野 六時過六時二分マヘ立

二里七町 一里天道拔リ

飯塚着

差掛美濃へ対面ノ筈ニテ相待候処、漸々十二時過五時

来ル、対面、昼飯出ス、夫ヨリ内用申談シ候、

一辰ノ口へ筒井・川路等ノ義申聞候様、

一佐竹次郎御イトマノ一条、

一村上初四人ノ一条、此義豊後へ申談シ有之、最早不殘

相濟候事、

一御湯治御イトマノ義申聞、美濃ヨリモ宜敷申遣候様相

タノミ置候事、

一異船ノ一条色々申談候事、

一ツタノ書付モ此方ヨリ相渡候事、

一ハカタ織ノ義、例ノ一条弥々候ハ、美ノヨリ可遣トノ

事、

一其外雜事色々申ス、

一大宮司與膳八藏吹申候、

一吸物出ス、菓子折到来井方ヨリ菓子、經節遣ス

五時マヘ十時立

一里二十六町 六時過六時着

小竹立場 七時前九時立

一里二町余 直方立場抜

一里六町程 十時マヘ九時着

木屋ノ瀬泊

一伊勢屋彦藏此所へ出ル、色々持參、小倉へ參候様申付

ル、

二月三日 昼ヨリ晴 五十度 75度四分

木屋ノ瀬 八時マヘ九時立

一里 九時マヘ十一時二分マヘ着

石坂 九時過三時一分過立

二里 十一時過二時三分過着

黒崎 十二時マヘ十一時立

一里半 一時過三時着

大倉ムラ 二時マヘ六時二分過立

一里半 三時マヘ十一時着

小倉泊

一彦藏ノ時計其外色々出ス、

仕掛附小金時計一ツ 焼物金時計

金画德利猪口皿 切子德利一對

二挺か、み一挺

右ノ通り取入申候事、

一其ノ外小倉織十反手元ニテ取入候事、

一明日箕作吉田泊ノヨシユヘ逢度旨申遣候事、

二月四日 晴

五十度 75三度

小倉 六時前六時二分マヘ立

一里 七時過十二時二分過着

大里 七時過四時二分マヘ乗船

海上一里、今日塩不宜手聞取リタリ、船中ニテ江戸・

国ヘノ書状認め封候、九時過六時下ノ關ヘ着船休、

下ノ關 十時過二時二分過立

二里 十二時マヘ十一時二分過着

長府 十二時過四時二分過立

一里半七町 二時過二時着

清末鞍馬町

三町マヘ七時立 〔時カ〕

一里十一町 四時過一時着

吉田泊

一彦藏便ヨリ喜三左衛門方ヨリ、スクーネルノ窮理書一

冊来ル、

一江戸・国ヘ下ノ關ノ渡海飛脚出ス、新御殿・閑春院・

宗益・湯川・早川・十郎・九郎等ヘ書面遣ス、藤五郎

ヘモ書面遣ス、

一暮前ヨリ〔兼作阮甫〕元甫来ル、色々逢候上咄承リ候事、

一究理書取替申候事、

二月五日

四十七度 75度八分

吉田 六時マヘ七時立

一里十四町 連臺寺坂ノ上 74度二分

今日ヨリバロメートル表認め、別紙ニアリ、

七時過二時二分過着

石住 八時マヘ七時一分マヘ立

一里半 九時マヘ十時二分マヘ着

厚狭市 九時過二時立

一里八町 十一時マヘ七時二分過着

船木 十一時過五時一分マヘ立

一里半 新道抜 一里

二時マヘ十時二分過着

下山中村 二時過三時二分マヘ立

一里半 四時マヘ十時着

高根村 四時マヘ十一時一分過立

一里十町計 五時過四時三分過着

小郡

二月六日

四十六度 76度八分

江戸二十八日立ノ町便来ル

異船本牧沖ヨリ追々神奈川沖迄モ乗込候ヨシ、浦賀ニ

テ副將鶴殿ト面会有之トイヘトモ不聞入、江戸ニテ書

翰モ可請取申立候ヨシ、委細別紙ニアリ、

小郡 六時マヘ十一時立

一里八町 七時十二時着

立石此所餅アリ七時過五時立

一里六町 九時マヘ八時着

臺道村 九時十二時立

二里此所長シ 十一時過三時二分過着

宮市 76度八分

天氣アシク小雨十二時過一時立

二里 二時十二時着

富海五十二度 二時過四時三分過立

一里八町 四時マヘ八時着

戸田市村 四時マヘ十一時二分マヘ立

一里十町 五時十二時着

福川

一長州三人ノ者大坂ヘ遣候様申付ル、
〔留學生、有馬潤雲、小倉玄貞、岩崎俊亮〕

一今一組ノ城下土藤馬頭取ニテ、大坂マテ取寄セ候様申

遣候事、

二月七日 昨夜ヨリ雨

五十度 75度三分半

福川 六時過四時一分マヘ立

二里 八時過三時三分過着

徳山 九時マヘ九時立

一里半 十時過六時着

華岡 十一時過二時二分過立

二里十丁 二時十二時着

呼坂 二時過六時一分マへ立

二十八町 三時過四時着

中山峠 四時マへ八時二分過着

二里余 六時マへ九時着

玖珂

一朔日立ノ町便来ル、品川沖マテバツテイラニテ乘廻リ

候テ、溜詰モ登城有之、老中水戸殿等相談有之ヨシ、

一長州三人此所迄召連レ暇遣ル、

一国江飛脚遣ス、藤馬參候様申遣ス、

二月八日 昨夜ヨリ雨降、

五十三度 74度ニ当ル

玖珂 五時マへ六時タツ

二里 七時十二時着

柱野 七時過五時立

御莊川満水ニテ〔錦之〕綿帶橋へ廻ル、

二里半余 十時マへ十時二分マへ着

關戸 十一時マへ六時二分過立

三拾町 十一時過六時二分マシ着〔へカ〕

中津原町 十二時マへ九時一分半前立

一里半十町 一時過六時二分マへ着

玖波 二時マへ十一時二分前立

六十度ト成ル

一里半 四時過三時二分マへ着

大野村 五時マへ七時立

二里 七時十二時着

二十日市

二月九日

六十度 74度九分

二十日市 六時マへ五時一分マへ立

一里半 七時マへ二時二分マへ着

草津五十度 八時マへ七時立

一里 九時マへ七時二分マへ着

松原 九時マへ十一時二分マへ立

一里半 十時過三時三分過着

岩鼻 十一時マへ八時二分過立

一里五丁 正午着

海田市 大阪書役伊地知清右衛門此所へ来ル、土

佐父子彈正ノ手紙・飛鳥井手紙来ル、

一時マへ九時過立

一里 76度九度中野村立場抜

一里半 三時過五時二分マへ着

上瀬ノ尾村 四時マへ十時一分前立

二里 六時過五時着

飯田村 75度三分 七時マへ九時立

一里美ノ手紙来ル 八時マへ十時三分過着

西條四日市

又々当宿ニ箕作元甫泊リノヨシ、

二月十日

西條四日市 五時マへ七時一分マへ立

一里半坂之上71度九分六時過四時

石立村着^{72度七分}四十一度七時マへ八時一分前立

一里 八時前八時二分過

田萬里市着^{74五分}四十四度八時過一時二分過立

一里八丁 九時過二時二分過

新莊村着^{75半分}五十度九時過六時立

二里半かふ廻坂73八分十二時過二時二分過

沼田本郷着^{75五分半}六十度一時十二時立

一里半此間歩行 三時マへ九時二分過着

木ノ濱^{75三分}六十度 三時過十二時二分過立

一里半余 五時マへ九時二分過

糸崎^{75三分}五十八度 五時過一時二分マへ立

二里十町計 七時過五時三分マへ

尾ノ道^{75二分} 五十一度

〔以下三行、二月十一日の箇所の神名など七日市の条の間に入る〕
一里二十四町 一時過九時着

高屋⁷⁵六十一度 二時マへ九時立

一里十二町 三時マへ十時二分前着

〔以下五行、二月十一日の箇所の後半部と重複する〕
七日市^{74七分}五十九度 三時過一時二分過立

一里半 五時マへ八時一分マへ着

堀越^{74八分}五十四度 五時マへ十一時一分マへ着

一里五町 六時十二時

矢掛^{74九分} 五十一度

〔以下二行、二月十二日の箇所の始部と重複する〕
二月十二日

四十八度 75度

〔以下六行、二月十日の箇所の後半部と重複する〕

一里半此間歩行三時マへ九時二分過

木ノ濱⁷⁵三分 三時過十二時二分過立

一里半余 五時マへ九時二分過

糸崎⁷⁵三分 五時過一時二分前立

二里十町計 七時過五時三分マへ

尾ノ道⁷⁵二分 五十一度

二月十一日 75二分 六十度

尾ノ道 四時過四時立

一里⁷⁵三分 六時過二時二分過

今津着⁷⁵三分 七時マへ七時二分前立

二里 九時マへ八時二分過

山手村着⁷⁵四分 九時過一時着

二里 十一時過二時着

神名邊休⁷⁵四分半 十二時前十時立

七日市⁷⁴七分 三時過一時二分過立

一里半 五時マへ八時一分マへ着

堀越⁷⁴八分 五時マへ十一時一分マへ立

一里五町 六時十二時

矢掛⁷⁴九分 五十一度

二月十二日

四十八度 75度

矢掛 五時過五時立

二里 七時過四時着

尾崎⁷⁵三分 七時過七時二分過立

一里八町 九時前八時着

川邊⁷⁵三分半 九時過三時二分前立

一里八町 十一時前六時着

山手三軒家⁷⁵四分 十一時前十時三分過立

一里半十町 十二時過五時

板倉休⁷⁵三分 一時過十二時立

一里十二町板之上⁷⁵ 三時前六時二分過着

三門⁷⁵三分 三時マへ十時立

一里二十町 四時過四時二分過着

二本松⁷⁵三分 五時マへ八時立

一里十町計 六時マへ九時着

藤井 75二分 四十二度

一板倉へ六日立ノ町便来ル、応対モ本牧裏ノ横濱ノツモ

リノヨシ、

一錫三千斤モ相届候テ、辰ノ口へ届差出候ヨシ、国元式

日モ来ル、

二月十三日

雪氣ニテ寒シ

四十二度 75六分

藤井 五時過四時二分過立

一里半十五町^{山々雪見ル} 七時過三時

一日市^(不明) 75七分半 七時過七時二分過立

吉^川川^不ニテ75八分 伊部立場抜

二里八町^{片上坂ノ上} 75五分 十時過一時着

片上休^{75八分} 四十四度 十一時過一時立

江戸式日飛脚来ル、方々ヨリ手紙来ル、宗郎・十郎

・西郎・丸郎ヨリモ来ル、宗郎ヨリ琉球ニテ交易ノ

内評儀^{ママ}ノ旨申来ル、

一里 十二時過一時二分過着

入中村^{75八分半} 五十二度 十二時過五時立

一里半余坂之上休^{74八分} 二時過二時着

三ツ名^{75三分} 五十二度 三時マヘ七時立

備前播磨ノ界 74二分

一里 四時マヘ八時三分過

梨子ヶ原着^{75度} 四十八度 四時十二時立

二里 六時マヘ九時二分過着

有年 75七分 四十三度

一京ヨリ弥参殿イタシ候ヤノ御尋トシテ才輔来ル、弥参

殿ト申付ル、其外内用申聞ル、

^{十四日ナリ、間違アリ}一國元ヘ飛脚差通シ申候、

錫一万斤陸地ヨリ早々着登候様申遣ス、^(差カ)

二月十四日 晴

75七分 三十九度

有年 六時マヘ十一時二分前立

一里半余 八時マヘ九時二分過着

靄龜新田^{75七分} 三十八度 八時過三時立

二里片嶋通行^{76度} 十時過十二時一分過着

正條休^{76度} 四十五度 十一時前九時立76一分

一里 十二時マヘ十一時着

鳩^{75九分} 五十六度 十二時過四時二分過立

一里三十式町山田坂之上^{75五分} 二時過三時一分前着

下手野尾村^{75八分} 五十六度 二時過七時立

一里 四時マヘ七時一分過着

姫路 75八分 五十六度

丁五日ナリ、間違ナリ、
一江戸江飛脚差通ス、新御殿・宗郎・湯・西・丸・十郎
等江書付遣ス、早川へモ書付遣ス、

一才輔京へ帰ス、

一姫路革文箱・高砂染等取入ル、

一箕作急キニテ此所へ追付、鳥渡逢、疏ノ一条内ニ申遣

ス、今夜御着迄踏越候ヨシナリ、

一登ヨリ封書差遣ス、武兵衛ヨリ出ス、普門院ノ書付モ

見スル、

二月十五日 雨 甲申

75度 四十九度

姫路 六時過四時二分過立

二里半 九時過三時二分過着

魚ノ橋五十一度 十時マへ八時二分過立

一里六町 十一時マへ十時着

加古川休⁷⁴九分⁵⁴度 十一時過六時立

二里半 二時マへ八時二分過着

西長池⁷⁴二分⁵⁹度 二時過二時立

一里 三時過二時着

大久保⁷⁴五分⁶⁴度 四時マへ七時立

一里半 五時過三時三分前着

大藏谷 ⁷⁴六分 五十八度

一江戸へ式日差通シ候事、

一安田ヤ来ル、菓子到来、

二月十六日 曇晴 乙酉 15 五十四度

大藏谷 六時マへ四時立

直記ヨリ錫五千斤江戸へ差立候段申聞候間、着迄ハ辰

へ届見合候様申付ル、

二十四五町 六時過一時一分前着

舞子濱 七時前七時立

一里余此辺歩行 マ、谷野立抜

二十四五町 九時マへ八時二分マへ着

東須磨⁷⁵十二度 九時過一時立

一里半余 十時過五時二分過着

兵庫 ⁷⁵二分 五十六度

近衛殿へ豊後使勤十九日ト申来ル、今日大坂へ参り

手当可致申出ル、其通可然旨申付ル、

十一時過一時二分過立

一里半 十二時過八時着

寺内五十八度 一時マへ十二時二分マへ立

一里 二時過十二時一分過着

住吉^{七五}五十九度 二時過四時立

二里半 四時過二時着

西ノ宮 75二分 五十三度

二月十七日 75四分 五十度

西ノ宮 四時マへ十一時立

二里 六時マへ七時着

尾ヶ崎^{〔尾ヶ〕}七五五分 六時マへ十一時立

一里 七時過五時着

神崎^{七五五分}四十六度 八時マへ九時一分マへ立

一里半余 十時マへ八時一分マへ着

北野村^{七五五分}五十二度 十一時マへ七時立

五兵衛へ丹後シマ二反遣ス、

三拾町程 十一時過四時二分過着

大坂 75五分 五十度

一着之上進上物等例ノ如シ、

一守衛人数追々罷登候事、

一喜三郎モ昨夜着ノヨシ、

二月十八日 昨夜ヨリ雨

四十七度 74度六分

一滞在進上物例ノ如シ、

一大坂詰役・銀主共目見例ノ如シ、

一十二日立ノ急キ飛脚来ル、九日ニ初度ノ応対有之ヨシ、

一十郎ヨリモ書付来ル、其外色々早川等ヨリ申遣ス、

一作事奉行大破ノ腫物ノヨシ申来ル、代リ豊後申談取計

候様申付ル、

一夕刻平野屋初例ノ如ク招呼候事、

一長崎ヨリ蘭書二冊来ル、

一秋田屋ヨリ二十一史其外府志ノ類色々、

一欽定授時通考八帙・同明鑑一套・湯湖叢録五冊

右之通取入候事、

一サンカマンカアン 二十斤取入候事、

一今朝迄ニ上野司始十人郷士六十人到着イタス出水 加世 田小根占

困分 頼娃 高山 指宿 福山ナリ

一跡相良勇右衛門初六人ト郷士三十六人ハ未着イタサス

候志布志 谷山 阿久根 市来 川辺 串木野

一先馬モ先無難ニテ十七日大坂出立ノ段書付申出ル、頼

娃栗毛・吉野青毛・高岡水青毛・野尻月毛・福山尾花

栗毛・市成河原毛・指宿黒鹿毛・高原栗紋毛少々本ノマツ内羅ノヨシナリ、

一持筒四挺ハ当用ニ入付候様申付ル、

一永井清左衛門へ十両遣候事、

二月十九日 朝晴、昼曇、夜ニ入晴、

四十四度 朝75 夜75三分

一二十一史八十五両、府志・通志・県志類色々、

右ノ通取入候事、

一五經板ノ義申出ル、伏見ニテ弥ノ義可達旨申付ル、

一京參殿ハ二十二日ノ筈ニ治定イタシ候、

一江戸異船何モ異変無之ヨシニ候事、十三日椀町三軒家

竹中半兵衛自火ノヨシ申来ル、

夕刻跡荷ノ分川口へ參候ヨシ、

一銀主町人共ヨリ色々品見スル、此節ハ何モ不取入候事、

一替目白一羽六兩二分ニ取入ル赤ヒゲ五番下ル

一鮫小道具八郎方ニテ取入ル、

一安田屋へ内々一包金遣候事、是迄種々骨折候訳有之、

務ヨリ相渡申候事、

一相良勇右衛門初メ跡ノ人数追々着之ヨシ、夕刻申出ル、

一大砲船ノ図写出来ル、

一明日六時乗船ノ筈ニ候事、

一江戸へ相廻候道具長持入付相濟候事、

一豊後京へ縁組ノ使相勤候事、

二月二十日 出船

二月二十一日 晴 庚寅

一江戸へ遣候文認メ候事、

一船木其外ヨリ小間物色々差出候事、四十五両余取入申

候、土産物モ取入申候事、

一飛鳥井其外ヨリ文来ル、委細別ニ記ス、

一伏見役ニ目見申付ル、

一今日雜事如山、

一大坂永井清左衛門事広敷番ノ頭へ役替、勤方は迄ノ通

リト申付ル、

一明日七ツ半時ヨリ竹田通り可參段申付ル、

一阿部伊勢ヨリ直書来ル、其外早川ヨリ色々申来ル、十

四日出ノ飛脚ナリ、

一異船モ先無事ノ由ナガラ、兎角ニ我儘申張り掛リノ面

々困り入候趣ニ申来候事、

二月二十二日 辛卯 晴

一七ツ半時出宅錦小路屋敷

一五ツ半過所司代へ參ル、御機嫌何等如例、夫ヨリ勝手

へ罷通り茶・煙草・菓子等出ル、

一夫ヨリ近衛殿へ參殿、先扣席ニテ着替、諸大夫用人へ逢、道正庵へモ逢申候、

一於御書院諸大夫へ口上申述ル、引入無程案内於御書院両公御逢有之、御引入、諸大夫案内ニテ御居間へ參リ

御対面、右府公計リ御吸モノ盃取カハシ有之御引入

夫ヨリ御料理出ル、相濟ニテ又々御出、姫君方老女方へ逢候テ、休息所へ引入着替イタシ申候事、

一夫ヨリ奥御居間へ罷出所々拝見、且願置候賀知章卷物御手ガミ道長公御記録一卷致拝見候事、

一色々御内用有之、相濟テ御吸モノ御夜食出ル、畢テ退去、於御書院諸大夫へ御札申述ル、

但御吸モノ、節豊後・武兵衛・壯右衛門等被召出候事、

一^{ママ}村岡諸大夫ヨリ大納言殿御縁組ノ義承ル、イツレ着ノ上色々可申上段返答イタシ置候事、

五時マへ九時伏見立 六時過七時錦へ着

八時マへ十一時出門 九時マへ四時三分過所司代

九時十二時立 十時マへ六時二分過參殿

八時過五時二分過退散 十時過九時伏見帰宅

其外委細別紙ニ記ス、

二月二十三日 壬辰 四十度 75四分

伏見 八時十二時立

二十四町余 八時過六時

藤ノ森着 九時前十一時二分マへ立

一里 十時十二時

勸修寺村着^{五十三分}_{五十六度} 十時過四時一分マへ立

一里余 十二時マへ六時

追分着^{74五分} 十二時前十一時立

一里坂之上^{73九分} 一時マへ八時着

大津休^{74四分}_{五十八度} 一時過三時二分半過立

一里半六町 三時前十時一分過着

鳥居川 三時過三時二分過立

二里六町 五時過二時二分過着

草津着

一江戸・国へ飛脚遣ス、江戸於津子〔七〕へ文遣ス、於勝・於篤・早川・十郎・丸郎・宗郎へ文遣ス、

二月二十四日 晴 癸巳

74四分 五十五度

草津 五時十二時立

一里半 六時過四時着

梅木ムラ五十二度 七時マへ八時二分過立

一里七町 八時マへ十一時

石部着74三分 八時過二時二分過立

一里半六町 十時前九時三分マへ着

田川74二分五十二度 十時過一時立

一里半六町 十二時マへ六時二分過着

水口73九分半五十五度 十二時過三時二分過立

一里半 二時マへ七時着

大野村73八分六十二度 二時十二時立

一里半十一町 三時過三時三分過

土山着73二分五十七度 四時前八時一分マへ立

一里73度坂ノ上社ノマへ 一番ノ上72度ニ成ル

五十三度 四時過八時二分マへ着

猪ノ鼻72八分五十三度 五時前十時二分前立

一里半國境ノ外四十八度ニ成 六時過四時着

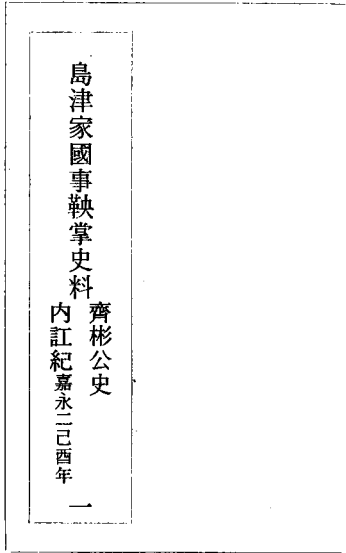
坂ノ下泊73一分 四十六度

島津家國事執掌史料

齊彬公史料 内 証 紀

(東京大学史料編纂所所蔵)

〔表紙〕



〔扉に表紙の文字の外に、(紙数十七枚)の記載あり〕

○先考遺言

嘉永二年酉十二月三日、朝より雪のふりければ、雪ならしせんとて馬にまたかり、おもふ友ふたりみたりうちつれて、谷山に遠乗し、ゆく／＼四方のけしきを

遠山にむらく／＼雪のみえたるも

まつおもしろきものにそ有ける

おなしき郷なる薬師堂とかいへる民家にいたり、酒なんとくみかはし、菜みつくして夜に入り家にかへりたれば親戚等の人々打つとひうけたまはるには、おのれ何事や

らん、あすのあしたおもき御用召の事おほせ下りぬと、それは何ともおそれいり奉りおほせ、かしこみ謹てかしこまりぬ、

○辞世

おもふことまたとけなくにけぬるとも

こゝろはかりはけきのしら雪

○

一 忠孝を励み申さるへき事、

一 当時入門いたしおかれ候示現流・鎌倉流馬術怠慢有ましき事、

一 三十日許相立候へは志学の年に候間能々心懸士道を尽

さるへき事、

一 親戚類家の衆へ万事教示を受申さるへき事、

○

身一ぱいの御奉公と存じ是迄勤候処、存じの外に御用召を蒙り恐入奉り候、心にすこしも恥る事無之候間、其通心得らるへく候、

一 左太郎事、親類又は兼て心易き人々おのつから教給はるへく候間、何事も打まかせ相願はるべく候、

一御国家の事を多年相考へ、人しらぬ所までも工夫いたし、後々一ぱいの御奉公いたし度思望有て、金子も存知の通高の代さへ預ケ置候、書棚の内に帳面並に証文も有之候、

但鍵はたもとおとしに入付有、

右金子の内預置を受取申さるべく候、

一御姉様並ニおしづへ五拾兩

一善兵衛へ五拾兩

一お知へ五拾兩

右之通受取られ候上差上らるべく候、左候ても過分に残

有之候、

一當摩角鏢紀州茶柄刀

右善兵衛へ

一兼光かんなん縁頭鏢刀

右猪太郎へ

右之通遣し度候、

酉十二月三日

五郎右衛門

おとめ殿

左太郎殿

○先考肖像贊

忠臣義士之至誠感人人心也深矣、自古善類触小人之怒、株断類滅、国家之精氣殆絶、而又必有繼前人之志而起者成功偉烈雖不有其身、陰維持世道、而感發人心、其志遂大有成也、

高崎君巍山激時事、窃与二三賢士大夫結、欲有慨然為国家、而志与事睽、嘉永二年己酉十二月三日、以非命没、君姓藤原、名温恭、通称五郎右衛門、享和元年辛酉七月五日生、父名親勝、母知識氏、有一姉一弟、妻新納氏、有二男、長天、二今正風也、五女、長早世、四天、君為人忠誠剛武義勇之氣凜々襲人、平居不妄笑語、幼好學、少詠和歌、常愛刀、嘗曰、玩刀覺病愈、蓋以身多病也、治家有法、以儉素為本、教子弟甚嚴、有善喜顯色、有不善未少假借、以仕在政府、通政事要務、審国家利弊、奉職至公、有大事思惟數回、往々不眠而達明、以一身投国家、而没非其命、可悲也、夫重秀庸劣迂疎、以非材猥備員 侍講、中心愧赧焉、然非無少裨補教化之万一之志、嘗思慕君之志久矣、顧 国家数十年来、推赤誠尽股肱、中逆運抱怨〔怨力〕而没者、非一二人、思至乎茲未曾不咨嗟流涕也、雖然天道有果復、当今 国家日向隆、邪正之弁稍定

忠義之氣將合而為一焉、於戲豈無君志大成、而地下欣然展眉之時耶、君之没十二年、而未得修墳塋、頃夜正風屢、夢如有所告、於是乎、托井上長秋、摸君真像、以為一軸、請贊重秀、重秀哀慕君非一日、則辭而歸之非志也、贊曰、

威儀肅律、烟々目睛、秋霜烈日、群小慴驚、以文以武、公侯之城、昊天何事、摧茲瓊瑩、至誠懇到、雖死猶生、維君之志、愈久弥明、

萬延元年庚申七月

堀重秀拝撰

後伊地知貞肇ト改稱ス

〔朱書〕右像贊ヲ撰フ之時、尙憚ル所無キヲ得ス、故ニ冤枉ノ顛末ヲ叙スルコト甚疎ナリ、十七回忌ノ追祭ヲ営ムニ及ヒテ、南洲翁・田中頼庸及諸氏ノ詩文ヲ得始テ詳明ナルヲ得タリ、此贊ト參觀アリタシ、

○巍山翁忌日謹賦二章奉奠祠前

絶代人才文武全 儼然遺像憶当年 〔辛乙〕 辛勤元擬邦家利 蹉

跌寧悲驅命捐 浩氣不隨泉下墜 威名高並斗辺懸 我来

今日宜何薦 聊慰英魂賦短篇

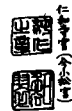
剛似萊公畏士夫 敵如胡子对生徒 金藏向匪輸忠義 武后争能覺譏誣 何待千秋定論出 從前志輩頌声殊

仁人幸有得天授 不墜家名在鳳雛

田中 庸拝稿

歲寒後凋集 寫

歲寒後凋



〔頭註〕此画ハ余白有シ萬延年ニ至リテ作ラシメタル者ナリ、
老松の図 明治辛未孟夏

越呉山人□□
越中画人石川吳山〔印影〕〔印影〕

すえの露もとの雪のためしは、おほかたのありさままたにかなしきを、いとかきりなき青人草の中にて、紫のあさからぬゆかりあればにや、ともにおなしみちをふむこ、ろさしありて、はらからとも思ひたのみしひとくくの、国のためいたく心をつくし、相はかること、ものありしに、ゆくりなきあらしま風にあひてゆふへの露ときえはてぬるは、いはむかたなく悲しきわさならずや、さはいへ、至れるまことはめにみえぬ鬼神をうこかし、そのいさはよの中のをたむるにいたりけらし、されば終に上のみこ、ろもとけて、いとあさからぬ御恵みの露やかたて昔のしたまてか、りけるは、かしこくも世にありかた

き事にこそ、さて、ことしのけふなむかの人々の十七回
忌にあたれば、正風は父君の追福のため、さるへきかき
りをつとへて奇雪懐旧のこゝろをよませける、をりしも
雪いみしう降ければ、

知紀八田

はかなくてきえにし人をしのふ夜の

庭しろたへにつもるしら雪

よの中のちりをきよめてふる雪は

消にしひとのゆかりなるらむ

しら雪のつもりし恨みうちとけて

こけのしたにも春やしるらむ

○

小松帯刀
平 清廉

消し世をさはかりなに、しのふらむ

ことしのみふる雪ならなくに

くれ竹の上につもれる白雪の

さやかになりぬ君かみさをは

○

大久保市蔵
藤原 利通

君しのふたもにかゝるしら雪は

なみたの露のこほるなるらむ
きみか名のかくれぬあとはしら雪の
上にもいまはみゆる也けり

○

西郷吉之助
南 洲

不道嚴冬冷 偏憂世上寒 回頭今夜雪

照得断腸肝

歳寒松操頭 濁世毒清賢 对雪無窮感

空過十七年

○

平山六郎右衛門
紀 武幸

降きえて世にを生まれし淡雪は

ふた、ひみねにあらはれにけり

おもふことはれての、ちの雪の上に

猶かなしきのそふかあやしき

○

内田伸之助
藤原政風

あはれ君身は白雪と消しかと

きよきあとこそ世にのこりけれ

○

此暮はかねのひゝきもかなしきに

諏訪伊勢
大神廣兼

なみた降そふ庭のゆきかな

山田
源重安

かきくらし雪ぞ降ける大空も

消ニしむかしやおもひ出らん

滋賀
左衛門大尉大伴重身

かなしきは雪よりうへにつもるらむ

ふりしをしふ君たひにして

正風君ことし慶應はしめの冬、なき父君の十七年のわ
さいとなむとて、寄雪懐旧といふ事を人々によませ給
へり、其世のふることは浅き心のくみ分へきにもあら
ず、かたはし打きくに身のひゆるこ、ちして、いとく
いたまし、されと此五とせ六歳かほと、明らけき御恵
の光に結ほゝれたる谷まの雪名残なくとけ渡りて、松
のみさを二度あらはれ、

内の御まもりにさへ備り給ふ人々すくなからぬに、哀、

世にもし給はましかはとのミ猶むねいたう思ひ明ら
むるかたなくて、
しらす雪の消し人こそかなしけれ
税所
敦子

埋れぬ名をきくにつけても

君なくてとし月ふれとしら雪の

あとを、しまぬひとやなからん

進藤式部権少輔
長義

冬かれてさひしきとしをふるゆきの

はなさけりとは君をこそみめ

渡
忠秋

たかちほのみねのしらす雪かせさえて

むかしの雲もはれにけるかな

井上弥八郎
長秋

来むはるのみちひらかんとしらす雪の

きえにし君かあとそかなしき

つかふる道に身をつくしけむ、唐のやまとの故事とも

は、めつらしけもあらさめれと、おなしうき瀬に浮し
つミて、まのあたり也し人の操は、思ひいつるもむね
いたき限りなるを、時しあれは其とこ關終にひらけは
てて、天津日のかかやくはかり世に照とほりぬる、誠
の光は吾人ともにあふかさらめやは、たふとまさらめ
やは、あら玉のとし月は行河のはやくうつりて、今は
昔と成にたれと、猶よの中に立ましりて、其うみの子
の正風ぬしと、華洛のすまるにむつひあひて、おほや
け事のいとまには月花にうたけあそふもあやしかりけ
るすく世にこそ、今歳のけふしも其十七回にあたれれ
は、さるへき人々とつとめて、たむけの歌かくそうた
へる、

はかなくも消にし人にたとへつる

雪はことしもふりにけるかな

ふりうつむ雪の中にも一筋の

道は君こそふみひらきけれ

こは題のおもてにすかりていへるなれば、あかぬこ

こちせらるゝまゝにまた

さまゝとなるにつけても今の世に

あらまほしきは君にそ有ける

村山齊助後松根ト改名ス
時村

源 平好
矢守村馬守

なき人とともにきえにししら雪の

猶よの中にふるそかなしき

源 理義
上田

雪と積るおもひやいさ、はれなまし

君か願の残る世ながら

平 恕
矢守

十余りの七年ふりし雪なれと

いましもぬるゝ我たもとかな

客裏猶堪悲往事 洛陽風雪懷家情 幽篁歎々寒窓夢

夢繞鎮西覺嶋城

允脩
稻生左金吾

資之
松波大幸大元

しら雪のふるにつけてもしのふかな

はかなく消し君かむかしを

ふるゆきを見るこゝろにもならぬかな

きみかみおやのあとをとふ日は

僧

蓮成

○

今茲慶應乙丑冬、余友高崎正風以其考巍山翁忌日、徧請於親故以求詠歌、而謂之寄雪懷旧者、其以臨終值雪以寓子懷親之意也、翁諱温恭、仕金剛公為相府掾、後遷舟幸、在職嚴整方直、遇事勇於敢為、毅然無所阿避、衆皆望其風采、莫不畏憚、是時金剛公既老、將授飯而用事小人忌順聖公、潛搆讒、間以緩遜位、於是翁首率其党欲有所凶、小人覺之、誣以枉狀而擠諸刑、翁將死、慮冤及順聖公、使人請筑前侯為弁、然後就死、故小人不能得志、而順聖公遂得立焉、嗚呼土之不得其死者自古有之、如翁之死誠足以感動君父、義足以激勵頽俗者、蓋為不少、自非輕命忘軀管々乎社稷者、不能至此、自是、藩朝之人始慕其風、躡踵而起、至今号称多士、其孰助成故余嘗謂、翁為得其死者為此也、順聖公時欲雪其冤行恤典不果、今公襲封、中將公入輔、紹述順聖公、

悉興百廢、於是復翁爵氏、以子正風嗣其後、正風克承

家烈、行潔、才敏、以官入京師、勤勞王事、以立勲績、

所謂、無是父、無是子者、非高崎氏之謂乎、余今以遺

茲詩、因述其事為之序、

積雪皚々五夜天 依稀風景想當年 可憐松樹殘貞幹

保得後凋遯蔚然

田中賴庸

○

寄雪懷旧

朔風捲地雪花翻 夜色沈々燈影昏 誰道須叟消滅尽

永留清氣滿乾坤

弦堂 山本秀夫

○

風蕭々兮雪纂々 早起敲氷自沃盥 孝子正逢父忌辰

數行祭文收淚撰 十七年前風雪天 孝子之父憤血滿

血痕模糊劍氣寒 嗚呼誰復憐忠憤 是時孝子尚幼齡

孤身南竄恨何限 徒答魍魅絕鳴中 滯冤祗願積水洗

君侯新政驅六邪 更令孝子入正牙 湛恩非特及生者

死者贈典一等加 曾聞君侯奉

嚴勅 東西飛騰称雄職 又聞君侯掃海氛 追琢山岳紀

不續 君侯明達參 庶謀 孝子先後与有力 就裡癸亥
八月秋 広路人当蹉跌厄 鬼爛神焦兆已成 孝子機警
至尊識 且夫孝子侍 親王 殊遇可応多感激 吾過五
十為教官 独喜郷里父母存 今朝却对孝子説 赤虹化
玉照乾坤

乙丑十二月三日為 正風高崎君

秋田 晴通稱編入

○ きのふまで雪をうれしと思ひけり

はかなき君かあとをしらすて

藤田 ふち子

朝保宜野灣親方

○ 大御代のひかりに雪のとけしより

さやかになりぬ君かみあとは

朝保朝保弟

○ いまも猶かなしき物か此やとの

むかしの松の雪折のこえ

あはれ、あすか、はのなかれやすき月日をきのふけふ
といひくらすほとに、ことしはや父君の十七回忌にあ
たらせ給ひぬ、れいのわさおこなひものする序、寄雪
懐旧といふ題を設けて、したしきかきりをちこちつけ
聞えて、詩となく歌となく、こひあつめて、追福に備
へ奉る、さるは、すきしよのこといひいてんは、むね
いたくしのひかたけれど、わかれ奉りし其日しも、雪
の降ければ、そをやかて、今はの御心におほしよそへ
られて、心はかりはけさのしらゆきと、のたまひて消
果給ひしその空のなこり永くはれやらす、其雪のひか
り久しくあらはれすして、ふることに涙をさそひ見る
たひに心を埋ミぬ、されと、たのしみかなしみゆきか
ふ世にしあれば、終にひらくる時いたりて、ふた、ひ
晴たる空をあふき、さやけきあとをしたふのミか、う
ちひさすみやこにして、かくまはゆきわさをしもいと
なむとしころに曳かへたるけふのうれしき、うとむけ
の花浮木の亀にもたとへかたし、かゝるたくひ古より
おほかる中には、うつもればはてし松の操さながら塵と
くち、下折たりしくれ竹の、ふた、ひおきもかへらて、
千世へたるもすくなからぬをなど、つらく思ひかへ

せは、かへすく、よにありかたき御めくみのつゆ、
せはき袂は更にもいはす、昔のしたなる御袖をもうる
ほさゝらめや、

しら雪のふりにしそらをはるかにも

おもひいて、はかきくらしつ、
ともにとも思ひなけて白雪の

きえかへりしもむかしなりけり

かくはかりさやかにはれし雪の上に

いまはなみたのあととはのこさし

藤原正風

〔表紙〕

島津家國事執掌史料 齊彬公史

内訂紀自嘉永二己酉年
至嘉永三庚戌年

〔扉に表紙の文字の外に、(紙数二十八枚)の記載あり〕

嘉永三戊

〔黒田斉博〕

薩州一条福岡より密示相成、他藩之儀不容易事候得共、自分を見込被相頼候ニ付追々阿蘭へも内達、福岡へも往復之近親薩親類也へも専申談取計候事、冊子中朱書は麟兄〔島津斉彬〕へ直話之末記置候、

秘書

全

一 嘉永二年酉十二月四日、(当戊三十四歳)井上出雲守薩州発足同九日夕方吉永源八郎方江参候ニ付、直ニ同方江留置、〔福岡藩側役〕薩州鹿兒島縣方大明神主職小番家格地行高百五拾石職分地或拾石切米拾八石、
一 翌十日薩州表一件同人罷越候次第封書ニて指出、
右書面之写

恐惶頓首嘆願之事

去ル三日別紙六人之者共、評定所御用御座候処皆々切腹御断申出申候、右ニ付私兼て存知之趣ヲ以段々勤考仕候処、全く近藤等無謂謀事より起り申候儀ニ相違無御座候、右ニ付ては入組候訳も御座候得は、万々一關〔島津斉彬〕東修理大夫様之御迷惑ニ相成候様ニ共聞得申候ては以之外之事、少も關東ニは御存知も無之ノ事ヲ御為杯と謀計仕、全く近藤等悪謀取企候故之事ニ付、精々申開キ仕度と奉存候得共、是迄折角と穩便ニいたし度も有之、成丈取鎖メ置申たる末之事ニ御座候得は、今更国元のみにて申開キ仕候ても全く聞取ニ相成候所、些無覚束相考、不得止事難黙止訳合にて奉嘆願候間、何卒深キ御仁恩ヲ以關東之迷惑等ニ罷成様、御聖策奉仰候、兼て御近親様は勿論御賢明之御徳奉聞候ニ付不奉恐願愁訴仕候、近藤等謀計之形行左ニ申上候、先全体近藤事性質甚強偏之者ニは御座候得共随分忠直之もの

と存し罷在申候所、既ニ当秋之比修理大夫様御為と申立、全く私之宿意偏執取交へ、家老嶋津將曹ヲ殺害いたし度儀ヲ様々工夫いたし呪咀いたす杯と誠に有まし〔久徳〕き事共色々申立、便口ヲ以高崎五郎右衛門・山田一郎〔温恭、船奉行〕・左衛門等〔清安、町奉行〕へ談合いたし、既ニ同心之人数は誰々杯と心賦迄いたし候事共有之、誠ニ驚天致、兼て心安く仕候上不被差置訳モ有之、尤無是上國家之大変ニ御座候得は、是非差留メ申度一兩人篤と申談様々工夫いたし愚存之趣細々申入屹取止候様ニと熟談仕候処、漸く得心仕候得共兎角急速之性質、殊ニ利口之者故又様々と謀計謀書等いたし私式愚鈍之舌口ヲ以申宥候も言葉不及心意、然共力之限りは申争ても不事立様取鎮メ申度、人しれす心配仕候得共、又々右等之事有之既絶交可仕と為申事も御座候得共、夫ニては却て騒しく可相成と存、尤關東御為とは申候得共一向裏表之訳ニて、惣て關東之真意ニは大きに相違いたし旁不快ニ存、斯と關東江も申上、重役共江も申出度存申候得共是以楚忽ニ難仕、何れニも可成丈理ヲ尽申宥候外術計尽果、然処〔久武、家老〕島津壹岐江通し江戸表ニて云々之謀計謀書いたし度と申事有之、是以甚不埒之事故差留申度談合仕候得共、

是迄委く近藤之心意取ひしき申候得は、例之性質ニまかせ是上は不及力と存、何事も私共へは押隠し外々ニて又いか成謀計いたし度難計、夫ニては難補大變故、先何事ヲ思立候ても不果様ニ計ひ置、折ニ触レ事ニ付て篤と輕薄之所行心意ヲ止メさせ候様計ひ候方平和と申談、幸壹岐事私由縁之者故深く内談仕、何分近藤謀書詮立候ト落着いたす様ニこしらへ置候ハ、夫を頼ミニ安堵いたし、別ニ謀事もしましくと程能談置申候処、其後ハ実ニ安堵之模様ゆへ、先平和ヲ悦ひ罷在候処、いか成事仕出し申候哉、終ニ此節之都合罷成、今更何とも無申訳驚天之仕合、右次第ニ候得はいか成悪計取企置たるも難計、左すれハ關東之身之上ニ無実之災難共到来仕事共ニ成立はいたす間敷哉ト存し申候得ハ、只々片時も安キ心無御座、又乍恐近藤・山田・高崎等之心意、私程為存知もの無之と相考候廉不少候得ハ、何れニも申開キ仕度、去ル三日之夜中工夫仕候得共、前文之通今更重役共迄ニ申出たりとて、些汲取も無覺束頓と前後困窮仕、心苦之余り御賢明之御仁恵ヲ以微臣之寸忠御汲取被下、關東江災難無之様、御賢策ヲ奉嘆願度一筋ヲ以、不屈之御咎メも不奉顧、御近親

様は勿論、御賢明奉仰、天拝地伏奉嘆願候、実ニ關東ニハ全く存知も無之謀計之事のみにて、己レ等時ヲ得ん為之所行なる事明白いたし、何事も無事平和ニ無事故、追々目出度相統も有之候様二世迄之嘆願偏ニ御憐愍被召加被下度、再拜頓首奉愁訴嘆願候、恐懼誠惶謹言、

十二月十日

〔江戸留守居〕

追啓、江戸表西筑右衛門ト申ものへ謀書遣し置候哉
ニも承り、右ニ付ては若公辺御役々様杯江相響き申様之事も難計、夫ニ付ては、国許之手数迄にてはとも間ニ逢兼候半と奉存、かたく不勘弁ニ出国仕候次第ニ御座候間、何事も無事平和之御聖策幾重ニ奉嘆願候、

別紙之写

- 町奉行にて物頭兼勤
- 近藤隆左衛門
- 右同
- 山田一郎左衛門
- 船奉行
- 高崎五郎右衛門
- 兵具方目付
- 土持 岱助
- 道方目付
- 村田平内左衛門

右之者共致切腹候事、

無役
國分猪十郎

一 右ニ付今日江戸表江急便指立、辰ノ口江封書指出候
〔阿部正弘、老忠〕

一 事并奥平左衛門尉・南部遠江守江も申遣候事、
〔正高、郎中津藩主〕 〔信順、八戸藩主〕
一 同十五日、出雲守事志摩郡櫻井村〔并上正徳、後登原忠〕城下ヨリ五里神社大宮司浦

下總守〔國中神職ノ頭 目見以上ノ者〕方江預置、

但同方にて出雲守事村上源之進と改名

嘉永三年戊

一 正月四日、薩州役方盜賊召捕方并目明江戸表にて、をかつひ
〔製菓方兼薩州方〕 〔正徳〕
共九人、博多川端町止宿、高木市助・井上出雲守詮議

筋不表立爰元目明共迄及示談候由、
五日之朝、目明共五人京都江罷越殘四人薩州江帰、

但委細は此方詮議方頭役〔馬廻組百石以上之者〕より申出ノ趣別帳有之候間致省略以下同断、

一同六日、薩州役方

- 野添仲左衛門
- 向口助左衛門
- 山口嘉助
- 森山仲次郎

右四人、久留米領にて出雲守事聞付候次第有之、再博多江止宿、右足曳之次第を以て不表立目明共へ相頼、翌七日出立、

一同十四日、薩州役方四人

野添仲左衛門

北川 鐵藏

吉留直之進

内藤善次

博多江致止宿、翌十五日詮議方手先之者江出會、出雲守人相書等相渡及噂候ニは、高木市助儀は国境にて被召捕、出雲守儀は柳川問屋帳にて足曳相分、福岡江罷越、安永源八郎吉永ニ候へ共先方申分通記置と欵、何之九郎右衛門と欵申仁之屋敷ヲ相尋候処、右之屋敷ハ黒門ヲ越し相尋可申と教候由、右之末何方江罷越候哉不案内之儀ニ付、詮議筋相頼候由、

但是迄此方詮議方之者江も深秘置候処、右吉永源

八郎名元尋候処之足配有之ニ付、此方詮議方手

先之者とも源八郎方江參候処、同人留守にて不

相分、右之趣詮議方頭役天野右中江申出候処、

其方共同方江參り直ニ対談等ハ卒忽之至りニも

候間、拙者罷越間合可申と、右中源八郎方江參

候処、在宿ニ付致対面、出雲守一条及内談候ニ

付、早速源八郎より〔黒田秀徳〕小子江申出候間、右詮議方

頭役右中并同役兩人江ハ極密含置、以来薩州役

方之者參り致詮議候とも程よく申談指返候様取

計可申旨、手先之者とも江も見込を以申談置候

様申付候事、

右ニ付、所々致詮議候得共、足曳不相分趣相答候処、

猶よろしく相頼候旨申談、同十九日博多致出立候事、

一二月廿八日

薩州番頭

〔久包〕
〔福岡〕
当番頭兼備用人備役
吉利 仲

博多止宿、翌廿九日城内にて対面、

但同人帰国之儀致承知、兼て小倉町人薩州用達し

迄、小子側向より仲江之懸合状指廻福岡立寄之

儀申遣置候事、

吉利仲江対談之覚

仲より

一此度之儀、誠ニ恐入候御事、然し最早御静謐相成難有

奉存候、

〔黒田斉輝〕
小子より

一夫ハ何より目出度御儀存候、然し万一大隅存念いまた
不解事も可有之哉如何、

仲より

一大隅何も存念最早有之ましく、私事着之上事々申上候
ハ、弥以御安心可有之奉存候、

小子より

一薩州表にて花倉五大堂之事、修理よりも荒々申来、且

〔島津斉彬〕

又近隣初之事も申越候、右修理より之書状如此、其方

一覽可致候、右五大堂之事如何之都合候哉、

仲より

一右ハさまで御秘と申訳ニも無之処、悪人共色々申触シ
候事、実ニ子細も無之候、

小子より

一右は其方申分にてハ子細も無之事存候、扱又其方江極
秘可咄事有之、小子気分ハ貴方もよく存居候通り、何

事も隠し候事少も出来不申候ニ付、一事も不残打明申
聞候、井上出雲守事、昨十二月九日、源八郎方江参り

大変之事申出、猶又書付にて委しく承り、小子も仰天
不容易事、又井上之誠忠ヲ感、深くかくし置候、其方

共今日迄も不存事也、

仲より

一扱ハ左様候哉、既国元にて出奔之事早速ニ相分候処、
〔譜名〕
山田之手留メニ、京都懇意之者所江遣候書状ニ、殊ニ

より候ハ、出雲可参と書付有之候間、京都江五組程迄
捕手も出居、猶又仲も此節段々詮議致候得共一向不相
分、何方江参候哉と存候処、小子かくし置候事夢ニも

不存申候、井上事悪事も無之、近藤初悪意之企再三差
留候処もしれ居候ニ付、格別之事ハ無之候得共、出国

仕候ニ付きひしく詮議有之候、同じくハ引渡被下候ハ
ハ御都合も可然奉存候、

小子より

一其方申候処ハ御国法相背出国之者ニ付、尤ニハ候得と
も、井上申分理当り、当人身命ヲおし候て出国ニ無

之、全此度之事修理少も存無之儀ヲ、万一存居候様ニ
相成行候てハ以之外ニ付、薩州重役江申出候て宜敷候
得共、万一取持無之節ハ不容易事ニ付、小子江申出候

上、井上身分如何様共申付次第と申候ニ付、小子も不
容易事万一修理存無之事ヲ、是非存候様ニ相成候ハ、

其時証拠人ニ小子より出候心得ニ付、隠置申候、右今

日其方江も不申して宜候得共、薩州家老とも、いつ方江參居候哉心配も可致存候ニ付、外ならぬ小子之事ニ付、極内々小子預り置候間、家老共安心可致、表向ハ詮議當時可致候得共、内々右之通ニ付、筑前江詮議方之人も不遣様可致存候、且又か様打明申候ハ別ニも子細有之、薩州人氣ニ付、若小子方江かくれ居候事しれ候ハ、表向懸合等も可參、左様之節ハ此方ニハ居り不申旨何返ニても可申、其内不意ニ召捕方大勢參り召捕可申致候ハ、小子も中々以相渡事無之、此方ニも相当之人数備置可申、万一手荒之事候ハ、此方も手あらく可致、且又万一ふミ込召捕候か、一刀ニきつて捨候ハ、たとひ薩州国法ハ可有之候得共、此方ニも国法有之きつと返報可致、左様相成候てハ元ハ御平和ヲ存候より事起、返て大變ヲ引出候間、事やわらかに仲事取計可申存候、

仲より

一右ハ井上身ニ取誠以難有思召御尤奉存候、小子申聞候通、薩州人氣故、井上事居り候事しれ候ハ、如何様之事か出来可仕哉も難計、仲事ハ只今咄にてよく相分候得とも、罷歸家老共江申聞評議ニも相成候ハ、大勢

之中ニハ又手あらく取計可申存候者も難計、此事ひしと仲も当惑至極にて大こまり大心配之様子ニ有之候、又申候ニハ、小子兼て承知之通りまけ候事きらひの国風ニ付何分共六ヶ敷、右厚心配いたし候事ヲ委しく申聞候ハ、引渡相成候とも極々軽く咎申付遠島位ニも可仕、決て命ニ別条ハ無之旨請合候間何分引渡候様奉願候、

小子より

一薩州国風まける事きらひとハ尤存候、小子も薩州出之人ニ付猶又まける事大きらひ、中々以仲之申分位にて可相渡哉、是非共小子存念通取計、一兩年ハ隠し置可申候、外之人ニも無之、小子屹度預ルと申事ヲ家老共異儀ニ及事不可有、小子ヲ疑候事ハ有之ましく、左様申候ても不承知ニ候ハ、小子も不承知、然ハ力つくニても勝手次第弓鉄砲も可備存候間、是非共工風可致候、

仲より

一左様ニ存候てハ以之外之事恐入候、何分国元にて如何申合せニ可相成哉、誠ニ以心配仕候、呉々も御咎ハ如何様とも軽く可仕候間平和ニ御渡奉願候、

但仲事申分極むつかしく、承知可致模様更無之候〔二脱カ〕
 間、無規辰ノ口江内々申上置候事相咄候事、尤〔阿部正弘、老中〕
 可相成丈ケ不申心得ニ候得共、前文之都合ニ付
 相もらし申候、

小子より

一 吳々も其方も国法ヲ守申候事尤ニハ候得共、然らハ可
 申次第有之、仰天いたす間敷候、実ハ井上事十二月九
 日ニ来、委しく封物ニて申出候ニ付、万一大隅火急之
 取計可有之も難計、一ト通りハ小子江相談も可有之候
 得共、相談無之節後悔致とも不及事可有之存候間、薩
 州こんさつ之趣、井上參候間後日之証拠ニ小子隠し置
 且又修理事杯ニ付御内慮伺等出候共得と御考可被成、
 私事ニて申上候儀無之、天下之御為筋ニ候間、ふかく
 御工風可被下旨、一々残る所なく辰ノ口江内々封之物
 ニて申上、御落手ニ相成申候、乍内々老中も承知之人
 物大事之証拠人、中々以実は相渡事ハ不相成、是非と
 申事ニ候ハ、又々右之子細辰ノ口江内々伺可申候、
 且又大隅最早うたかにも無之、仲婦り申述候得ハ夫ニ
 て相済とハ申候得共、神ならぬ身として大隅心中相分
 可申越、旁以小子井上ヲ置候事万人力と存候、此上ニ

も何ぞ申分有之候哉、其上小子江戸出立前、辰ノ口江
 薩州一件何分不安心ニ付、以来事替候儀候ハ、早々内
 々封物ニて可申上旨、約束致居候間申上候事ニ候、且
 又修理事小子別て懇意ニ付、左様取計候事ニ無之、乍
 不肖御近親ニ小子居りながら、御混雜有之事第一対公
 儀奉恐入候次第ニ有之、其上琉球ニ異人も有之、日本
 之御為不可然、御為筋ニ付其内修理江、家督被 仰付
 候方可然奉存候旨、私ヲ捨申上候旨辰ノ口江申上置候
 事、

仲より

一 夫ハ誠奉恐入候、其御事候ハ、とても井上御渡ハ不相
 成御事奉存候、国元家老中も辰ノ口江被仰上置候人物
 と申聞候ハ、迎も手指は請合不仕候事奉存候、右井
 上儀ハ家老江申置候方宜敷哉、又ハ不申方宜敷哉、何
 分只今か様と難申、婦り之上將曹江は極秘咄合、隠し
 置候て少も薩州之人不存方宜敷哉、又ハ家老中計承知
 之方宜敷哉、当月半比迄ニ仲より封之物ニて内々可申
 越候由、

小子より

一 右ハ其方存奇次第、將曹ニても豊後ニても誰ニても相

〔久武、城代家老〕

談勝手次第、小子ハ居り有之ニ付、如何様ニても宜敷、山か崩か、る共不相渡、何分共当秋参府之上、辰ノ口江咄合之上ならては不相成事ニ存候、扱また井上参候節封之物出候、書面如此前ニ記十二月十日之書面也

仲より

一得と見候処、是にてハ〔久武家老〕嶋津壹岐江江戸にて承候処も其外とも寸分違不申候、何之子細も無之真直之事ニ候得共、為念書面少々拝借仕度候、

小子より

一何之子細も無之ニ付かし可申候、

仲より

一井上ハ何方江かくし置候哉、嶋ニても候哉尋候ニ付、

小子より

一笑て申候ニハ、右其方不存候て宜敷事ニ候、小子工風ヲかくし置候故、度々薩州より捕方参り、此方捕方江厚く頼、此方捕方も小子隠し置候事、夢ニも不知ニ付、草ヲ分一々詮議きひしく候得とも一向不相分、小子工風はかり知るへからず、乍然城下唐人町と申候所迄井上参候事ハ、薩州捕方之者聞出し居、右ハ井上事柳川より人足雇同所迄参り、夫より吉永源八郎方江参

と申事ハ聞候て柳川江帰り候由、右人足江薩州捕方之者尋候て、夫迄ハ足付候得共、其先キ一向不相分、然共右ニ付、最早筑前国中ニ居り候事と家老も可存候、此方江参り候捕方、長崎江参候旨申候て出立ハ致候得共、出京之都合あやしくとても六ヶ敷存、帰国にて申

出候事と存候、定て其内家老より家老江懸合可参候、参候ても一向居り不申、此後参候ハ、為知可申旨返答ハ可致候、仲もきつと左様之事かと存候由、且又小子方家老共も、内々井上事ハ申聞置何之違存も無之、小子同意にて致安心候、乍然表向ハとこ迄も重役ハ不存振合ニ致候間、仲含迄ニ此事も打明申聞候、

仲より

一此節之一件ニ付、証拠之書類沢山ニ有之、一々見候も面倒とハ存候得共、為念大方持参仕候、余程沢山服紗包懷中より出し為見申候、仲申候ニハ不殘見候も中々急ニハ相済間敷、其うちニも露頭之初り但馬市助と申者申出候書付見候様、

小子より

一右書付直ニ致披見候、至て薄墨大字ニ認極愚筆ニ有之〔小納戸頭取兼用取次〕候、伊集院平親類之者江、但馬市助儀將曹杯打取候企〔島津久徳、家老〕

けしからぬ事と存咄候処、夫ヲ平聞以之外ニ存、平事
市助江面談ニテ、事之訳為認候様ニ相見ヘ申候、井上〔正徳〕
宿元より出候書面も見申候、是ハ井上事右之企ヲ再三
留候書面ニテ返て宜敷候得共、近藤初懇意ニ付一味之
処ニ相成居申候、其上近藤ヲ壹岐江引合候事、井上之
取計と仲申候、

右彼是之内、日も下り七時も過申候、仲事五日ニ薩州
着可致、小倉より申述居候間、今日も退出より直ニ夜
白急、是非五日ニ着之心得ニ候得共、用済迄ハ何時迄
ニても宜旨申候得共、暮比迄見候ても書面数通ニ付と
ても見通し出来不申、其上小子事殊外疑候様可存候間、
残る書面得と披見不致差返し申候、扱又今日小子其方〔黒田斉徳〕
江逢候事、如何大隅江申候哉、

仲より

一其事ニ御座候、彼是小子心配いたし候て逢候事、又万
事含之趣申上候得ハ、別て宜敷候得共、是以罷帰り候
上、得と工風之上ニテ申候方ニ可致不申方ニ可致哉、
都合次第可仕、是等之成行早々可申越由、別之子細ニ
も無之、来春ハ御家督ニ相成候様内実ハ奉存候、然ニ
大隅より申出候得ハ上々ニ候へ共、若不申出節ハ小子

より申候外無之、其節ハ多分仲事度々小子談合も可致、
余り懇意過候てハ、其節如何と疑有之てハ以之外之事
ニ付、得と相考可申由、

小子より

一夫ハ尤至極存候、小子ハいか様ニても宜敷候、平和無
事ニ目出度家督有之候ハ、別ニ子細も無之、万事出
精可致候、一体昨春ニも大隅隠居可然、小子より可申
存候所、修理より度々差留候ニ付、無拠控居申候、万
一此節大隅事修理家督ヲ望候哉怀疑念生し候ハ、右
之趣真直ニ可申候、又五大堂并近藤事、修理より小子
江申越候書状も大隅江為見候ても可然、其上ニも弥大
隅不分り之取計於有之ハ、小子屹度所存有之旨、嚴重
大隅江可申達候事、

仲より

一夫ハ段々難有仕合、偏御平和奉願候、決て左様之御事
ニハ有之ましく候得共、右之御都合伺居候得ハ、万
一之時節さしとまり可申上候、

小子より

一先刻より申候通、我等実家之儀ニ付て之事ニ無之、
將軍家御為筋ニ付、小子事一寸も引不申、依時宜老中

江表向可申達筋も可有之候間、能々右之処吞込居可申候、此上ハ其方共家老共取計次第、小子ニハ極々居り有之候間別ニ心配ハ不致候、

仲より

一重疊合之趣奉畏候、

一右ニテ大方相済、側ニテ吸物等遣罷歸り申候、

但仲事城内引取、同日晩景博多致出立候事、

一三月十三日伊集院平より飛脚ヲ以、〔福岡藩御役〕吉永源八郎江同月

四日付之書状二通指越、

但三月四日より同月十三日福岡到着迄日数十日、

書状写

一筆致啓上候、春暖之砌弥以御堅勝被成御勤仕珍重御儀奉存候、然ハ御当地神主井上出雲守と申者、旧臘四日より致欠落、捕方之者共指出候処、坂元源七と名前を偽、其御城下辺之足配ハ相知れ申候得とも、夫より先足配等も不相知、無致方罷歸候段申出、右之趣大隅守様被聞召、其御許様ニハ不外御間柄之御事ニも御座候間、若哉右之者相見得申候ハ、御留置為御知被下候様、御内々貴所様迄御願御懸合可申越旨被仰付候間、

宜御含置被下度、此段為可得貴意如斯御座候、恐惶謹言、

三月四日

伊集院 平

在判

〔黒田寄薄〕
松平美濃守様御内

吉永源八郎様

追啓、別紙之通御頼御懸合申越候得共、美濃守様被達御聴候御儀は御指扣被下、貴所様御手前限被御含置可被下候、尤吉利仲下着之上ハ猶又御願申越儀も可有御座候間、其段も宜御含置被下度、前広御願申上置候、左候て、別紙本文之御返答ハ右ニ応し被成下、此御返答ハ必別段ニ被下候様御内分奉願候、以上、

三月四日

伊集院 平

吉永源八郎様

一右返札、同日直ニ飛脚之者江相渡、

返札写

御状致拜見候、春暖之節、愈御安静被成御勤欣幸奉存

候、然ハ其御許神主井上出雲守と申仁、旧臘四日より致欠落、捕方之者被指越候処、坂元源七と名前を偽、

此元御城下辺迄足配相知申候得とも、夫より先全足配等も相知す、無致^{方配カ}罷帰候段申出、右之趣大隅守様被聞

召、此御方江不外御簡柄之御事ニも御座候間、若哉右之仁相見得申候ハ、留置為御知仕候様、御内々私迄

御懸合可被成置旨被仰付候間、含置候様被仰下、御紙面之趣委細承知仕候、此御元役方詮議仕候処、是迄右

様之人物承り付不申由申出候、此後入込相知れ候ハ、留置早速為御知可仕候、此段為御答如此御座候、恐惶

謹言、

松平美濃守内

三月十四日

吉永源八郎

在判

松平大隅守様御内

伊集院 平様

御別紙致拜見候、御別紙之通御懸合被仰下候得共、美

濃守様達御聴候儀ハ指扣、私限り含置候様、尤吉利仲

殿御下着之上ハ猶又被仰下候儀も可有御座候間、其段

も含置候様、右前広被仰越置候旨、御懸合御紙表之趣、具ニ承知仕候、任仰美濃守様江ハ達御聴不申、全私限り相含罷在候、此段御答申述候、以上、

三月十四日

吉永源八郎

伊集院 平様

一三月十七日、吉利仲・伊集院平より飛脚を以、吉永源八郎・安永延助江同十二日付之書状并源八郎一名之懸合状一通、并小子江書取一通指越、

但三月十二日、薩州指立より同月十七日福岡着迄

日数六日、右之通ニ承知致候処、先便平一名ニ

て源八郎迄指越候飛脚、日数十日振り致到着、

延着之次第甚疑しく、察所吉利仲掃着之上、將

曹・平江小子より含之趣申談候処、出雲守受取

方手段ニ尽果、仲着不致以前之振合ニて四日付

之致書状、源八郎迄一応懸合置、引続此節之書

面指越候儀ニ相違有之間敷存候、

書状写

一筆致啓上候、弥御賢勝被成御勤珍重奉存候、然ハ此

内美濃守様仲江御直被仰付候御用向之儀ニ付、乍恐封物一通指上申度奉存候間、急御前江御指上下候儀共何分宜奉願候、右為可得御意如此御座候、恐惶謹言、

三月十二日

伊集院 平

在判

吉利 仲

在判

吉永源八郎様
安永延助様

以別紙致啓上候、此内美濃守様より仲江御直ニ被仰付候御用向之儀有之、別紙一通吉永様江指上申候、然処吉永様御儀、近々御出府之様ニも承り居申候間、然哉御出立後ニ相成候ハ、封之儘御前江御指上被遊、御開封被下候様御都合被成下度奉願候、以上、

三月十二日

伊集院 平
吉利 仲

安永延助様

源八郎一名之懸合状写

但此本紙披見之上、直ニ指返候様申来居候ニ付、写留指返、

此御方様御家中之内、近藤隆左衛門并山田一郎左衛門

〔清安、町奉行兼鉄砲奉行〕

〔温恭、船奉行〕

・高崎五郎右衛門外三人頭立ニテ、悪意を相企候段致

露頭、被及御取扱候処、右党類ノ内井上出雲守儀、其

時分致出奔、其御領内江罷越候一条、此節吉利仲江戸

表より罷下候節、御城内江被召寄、修理大夫様御為

筋、御厚く御世話、美濃守様被成進、極御内々御取計

之趣、委細御直ニ承知仕候、右出雲守事、悪意之与党

無紛者ニ付、被及御取扱者ニ候処、致出奔候段相聞得、

早速より稠敷被及御詮議、方々江捕方之人数余多被指

出置候処、其御領内江罷越、盜賊頭之者兩人江極内相

頼、且又於茶屋髪月代等致し、御手前様御名前、又ハ

当分何と申御役場ニテ御座候哉、旁相尋候段承り付、

段々及手配相尋候得共、其後之行得全不相知、別て疑

念之訳も有之、無致方捕方之者とも一先爰元江立帰、

右之趣御役筋江申出、早速大隅守様達御聴候処、出雲

守儀逆意之一味無相違、其上数代恩顧之主人江後を向

ケ不忠不義之逆賊、夫形難被召置者ニ候間、譬五年

十年を経候ても、草を分地をすき、是非尋出候様ニ、

屹度 御沙汰も被為在候ニ付、万一貴御領内江忍居候ハ、御引渡被下候様ニ、先日伊集院平より御手前様迄御願申上越置候、然処其後仲帰着仕候上、猶又美濃守様思召様之程委細承知仕、何とも難有奉恐入候、先極密ニて私共兩人内々申談候処、成程無御拗趣意ニて深重難有奉汲受候、乍然最早其節ハ跡越ニて、前文之形行ニ相運ヒ居、誠ニ以当惑仕居候、仲承知之趣は未表向御家老方江は不申出候得共、いづれ之筋夫形被召置相濟申儀ニても無御座候、右通其御領内江罷越、御手前様御名前并御役名等相尋候所迄も、慥ニ捕方之者共承り付、且出雲守儀神職方之儀ニ付筑前表江罷越段、同類ノ内村野傳之丞〔實傳、奥小姓〕と申者江為申述由相聞得居候、付てハ其御領内江忍居候儀無相連向ニ、大隅守様ニも被思召上、万々一涯々不尋出候ハ、長崎御奉行方江懸合、捕方之儀御願可申込、乍其上不相分儀も有之候ハ、公儀筋々之御役方江訴出、是非尋出候様、分て御沙汰も被為在候程之儀ニ御座候間、何卒右之訳筋被為聞召分、是非御引渡被下候様奉願上候、出雲守行衛不相分候てハ、猶更大隅守様御疑念も不被為解、此後御父子様御間如何様之御難題御到来之御程合も難計、

勿論出雲守儀最初逆意之者共江致一味、其後本心江立直り忠節等敷為申上由候得共、誠実忠義を存候ハ、此御方様御役筋社形行申出、如何様共穩便之取計可仕儀、当然之儀御座候へ共、其身之災害を為可遁、他国江走り御介抱を奉願候儀、臆病未練之至、誠忠之順路共難申上奉存候、尤大隅守様ニも御存知之上之事ニ御座候へハ、此上今形御拘置被下候へハ、猶々種々御疑念之御訳も可被為在哉、左様御座候へハ御父子様御為筋不宜、殊ニ格別成御親戚様之御情合は別て重く、當時少々本心立直り微忠を存候共、元来不忠之逆賊之人は軽く重を被為指置、輕を御取用被下候てハ、乍恐後來御親ニも相拘可申哉と奉存候、呉々も修理大夫様御為筋宜様ニ、美濃守様被思召上御事御座候ハ、何卒親疎輕重之訳深く御取捨被成下、是非御引渡被下候て、大隅守様御安慮、修理大夫様御無難之処、伏て奉願候、乍此上御引渡被下候儀相濟不申候ハ、いづれ成大隅守様形行細々不申上候てハ不相叶、左様ニとも成立候得ハ、御家老之内ニても一人早々出府仕候て、阿部様江御願申上、是非御請取申上候様可仕外ハ無御座候、將又御引渡被下候上ハ、修理大夫様御為筋、美

濃守様深思召様之程奉波受候間、私共奉受合、決て重御取扱ニハ不及様、別段之訳筋相立、程能輕罪ニ取計可仕、此儀は私共、兩人御請合申上候、左様御座候得ハ、外ニ奔走之者共ハ最早都て被召捕、枝葉相当之御取扱も相済、出雲守迄相残居、夫故大隅守様ニも別て御配慮被為在候間、御引渡被下候得ハ、夫限にて御安慮ニ相成儀御座候間、何卒此等之訳筋美濃守様被為聞召届、御引渡被下候様ニ分て奉歎願候間、御都合を以いつれも御許容被為在被下候様ニ、御賢慮を以御取計被成下候様、偏ニ御願申上候、以上、

但御家老〔久徳、家老〕嶋津將曹儀、奥兼帯之儀ニ御座候間、將

曹限り極密相洩申候処、いつれニも前文通、一先貴様迄願上越候様申付候、万々一此上御許容不被為在候儀ニ御座候ハ、御家老一統より猶又奉願候様共成立候てハ、御内分ニも不相成、実ニ彼是心配仕居候、且又御引渡被下候儀ニ御座候ハ、其御領内にて御受取申上候てハ、其御方様御迷惑筋之程も難計奉存候間、何方なり共御都合宜場所にて、何月何日比御引渡可被下段、乍御面倒為御知被下候ハ、猶又捕方之者

共江、右之趣委しく申合、指上候様ニ致度奉存候、

三月十二日

伊集院 平

吉利 仲

吉永源八郎様

一右書面之内、〔黒田齊徳〕小子不審之廉々多く有之候、

第一

一〔井上正徳〕出雲守儀、此元城下迄足付キ、其後之行得全不相分趣、

捕方之者帰国之上役筋江申出、〔島津齊興〕早速大隅守江申達候処、

出雲守儀不忠不義之逆賊ニ付、五年十年ヲ経候ても、

是非尋出候様ニ申付候由、

右等之儀ハ、〔島津久徳、伊集院平〕將曹・平より外ニ大隅守江申達候者菅人

も無之事ハ、小子も兼て存居候事ヲ、平杯も心付キ居

候間、〔吉利〕仲江小子より合候趣、將曹・平致承知ノ上にて

ハ、井上引戻之手段無之ニ付、未井上事爰元ニ居り候

事、大隅守江不申達儀ながら申達候振合にて、小子よ

り仲江合候へ共、跡越候と申処ニ取扱候ニ相違有之間

しく候、

第二

一出雲守儀、神職方之儀ニ付、筑前表江罷越段、同類之

内村野傳之丞〔実儀〕と申者、為申述由相聞得候ニ付てハ、領

内江忍居候儀無相違向ニ、大隅守江も存込、万々一不

尋出候ハ、長崎奉行江懸合、捕方之儀頼為申、其上

不相分儀も有之候ハ、

公儀筋々之御役方江訴出、是非尋出候様分て申付候由、

筑前表江出雲守忍居候事、無相違も大隅守存候ハ、

近親之儀ニも有之候間、直書を以相談再応も可致儀、

当然ニ候処其儀無之、直様長崎奉行又ハ

公儀御役方江訴出、是非尋出候様との儀、甚以不審之

至ニ候、全將曹・平申合、大隅守申付候振合ニ執成、

公儀御役方江訴書之趣申越候ハ、無扱速ニ井上指返

可申哉との工ニ相違無之候、

第三

一出雲守行衛不相分候てハ、猶更大隅守疑念も不相解、

此後父子ノ間如何様之難題到来之程合も難計由、

難題到来之次第不相分、如何之疑念ニ候哉、小子ニお

いてハ大隅守より万〔島津吉彬〕一修理大夫江難題指起候節、為証

扱井上留置候趣ハ、仲江も重畳右之趣意直ニ申合置候

処、右之文面全井上一日も早く引戻し候工夫と存候、

第四

一出雲守儀最〔初〕所逆意之者共江致一味、其後本心ニ立直り

忠節等數為申出由候得共、誠実忠義ヲ存候ハ、此元

役筋社形行申出、如何様共穩便之取計可仕儀、当然之

儀御座候得共、其身之災害を為可遁他国江走り臆病未

練之至、誠忠之順路共難申由、

右三ヶ条、一ト通り致一覽候得ハ、尤之様ニも相聞得

候得共、井上事去冬罷越候節、得と遂吟味候処、国元

にて役筋江可申出儀ハ当然ニ候得共、其比混雜にて役

筋江申出候共明白不致、返て非命ニ死、万一修理大夫

江難題等出候節、申開キ候者壹人も不残相果居候節ハ

不容易儀と存、混雜之次第小子江申出置候ハ、後日明

白可致、実ニ国家之安危此時と存、覚悟ヲ極罷越、小

子右申出之次第承届候上にてハ、井上身分之処ハ如何

様共相成不苦、小子存念通と相心得居候由、右之通ニ

付、其身ノ災害ヲ為可遁他国江走り、臆病未練之至、

誠忠之順路とも難申と有之候得共、此儀表裏之違にて、

小子江ハ誠忠之順路と存候、其子細は近年薩州表重役

初賢否得失、後來之儀ヲふかく考、不外小子方江参り

申出候事、出国ニ似出国ニあらず、主人江後ヲ向ケ候

儀ニハ無之、忠義之志明白仕居候事、

第五

一大隅守ニも存知之上之事ニ候へハ、此上今形抱置候てハ猶々種々疑念之訳も可有之、左様候てハ父子為筋不
宜、殊ニ格別成親戚之情合ハ別て重く、当時少々本心
ニ立直り微忠ヲ存候共、元来不忠之逆賊之一人ハ軽く
重ヲ指置、輕ヲ取用候てハ、後來親ニも相拘り可申
哉と存候由、呉々も修理大夫為筋宜様に小子存候ハ、
何卒親疎輕重之訳深取捨致し、是非引渡大隅守安慮、
修理大夫無難之処伏て願候由、

今形抱置候てハ、猶々往々疑念之訳も可有之、父子之
為不宜との文面、小子ニおいて一向不相分、前ニも記
置候通之儀ニ有之候、親疎輕重之儀色々書つゝり有之
候得共、是又表裏之文面と存候、小子存念にてハ親戚
ヲ重ンシ万端無事平和ニ取計度候間、井上為後証留置
候事も必竟大隅守為ヲ存てよりの儀ニ候得ハ、何ぞ輕
ヲ重ンシ重キを輕シ候道理ニハ不相当、後來大隅守安
心、修理大夫無難之儀存候、

第六

一家老之内ニても言人早々出府致候て、〔正弘、老中〕阿部様江御願申

上、是非受取之様可致外ハ無之由、

右之趣前条ニ親疎輕重之儀ヲ認ながら、近親之小子深
く薩州為筋ヲ存留置候儀ヲ、家老出府辰ノ口江奉願、
〔阿部正弘〕
是非井上事受取候外無之旨、実ハ右様相成候得ハ理非
明白無疑事ニ候得共、夫にてハ大隅守政事向不行届、
且重役共不埒之取計致露顯不相濟事と存候、右等之処
も深く勘弁も無之、頻ニ御老中江相願候抔と、小子ヲ
押付候心得ニも可有之候得共、誠以浅はかなる儀ニ存
候、

第七

一外ニ奔走之者共ハ最早都て被召捕、枝葉相当之取扱も
相濟、出雲守迄相殘居、夫故大隅守別て配慮有之、引
渡候得ハ夫限にて安慮ニ相成由、
此ケ条全虚文ニ有之候、子細ハ先ニ記有之、木村仲之〔時色〕
丞書面にて相分候事、

第八但書之内

一万々一此上許容不致節ハ、家老一統より猶又可申越由、
右家老一統より申越候儀ハ、小子望所ニ候、左様相成
候得ハ、家老嶋津豊後呼奇得と異見可致存候得共、当
時之都合にてハ申遣候ても、〔も脱力〕逆罷越候儀無之候、一体

種々文面工夫ヲこらし、是非此書面にて井上受取可申
存念と推察いたし候事、

小子江直ニ指出候書取之写

乍恐奉啓上候、

△
一井上出雲守儀、極無御掬御詔合ニ奉承知候間、折角思
召様相立候様精々勤考仕、尚又極密嶋津久徳將曹・伊集院
平へも細々内評仕候処、同人儀其御領内江罷越、夫限
り足はへ毛頭相分不申、右ニ付ては捕方之者共不思議
千万ニ存付、一先引取申候て其段筋々へ申出、疾ニ大
隅守様御聴ニも相達、何分御跡越ニ御座候得は最早極
内々取計様も無御座、此上は兎角在様之御運ニ無御座
候てハ、いづれ之筋相済申丈ケ合ニ無御座、別て心配
仕罷在申候、仲御直ニも奉申上置候通、御父子様御間
ニ相掛御一大事は勿論、御國中御騒乱之基ニ御座候得
ハ、実以是迄之所不外成御詔合ニ付、此事のミ御重役
ハ勿論、私共迄も昼夜仏神ニ相祈、別て骨折仕、御双
方様無御疑念様、是迄取計仕置、其御都合のミニ社、
此度態々吉利仲出府も仕、修理大夫様大ニ被遊御安堵、次
ニハ御役々中ニも奉鶴龜砲鳥渡ニも罷成居申候所、出雲守

探索之一筋より、大隅守様品々被為附御工夫、何ら歟
思召被為起御儀も難計奉恐察、其後は又此等ニ別て心
配仕罷在申儀ニ御座候間、乍恐爰之御事情ヲ深く篤と
被為思召詔被成下候て、御難題不被為及様幾重ニも奉
歎願候間、何卒出雲守事其御方様御都合被成下、無子
細御引渡被成下候様奉願上候、

△
一伊勢守様御内聴ニも相達居申候御事ニ御座候ハ、我
々共ケ様々ニ無掬奉願上候御詔合を以、御引渡被成
下候との御旨を以、乍恐御跡越ニも御断被仰進相済候
様被成下度、幾重ニも奉伏願候、万々一此已後修理大
夫様御難題筋ニも相成程之儀共、御到来ニも被為成候
ハ、其節ハ乍恐此書拳を以、御証掬ニ被成下候様奉
願上候、出雲守故若や御もつれ立、修理大夫様御安危
ニも不相拘御儀とも不被申上御都合ニ御座候間、何卒
此等之御詔合向被為聞召分被成下候て、片時も御早ク
御無難ニ被為済候様、幾重ニも奉仰願候、出雲守御取
扱向ニ付ては、仲より申上置候通究て軽罪ニ道ヲ付申
候間、早々御平治之首尾申上候様仕度奉存候、
一前文ニ奉申上候通之御都合ニ付、私儀此節被召寄候儀
共ハ、全大隅守様御間ニ達不申候様取計仕置候間、此

段も左様ニ被思召上被成下候様仕度奉願候、

一尚、御細〔之カ〕々形行は吉永源八郎を以奉願上候間、幾重ニ

も被遊御許容被成下候様奉願上候、何方様之御都合も
不奉願御訊ニ御座候得ハ、私共間御領内江罷上り、乍
恐御直ニ此等之趣奉願上度も奉存候得共、何分万事御
丸ク御都合第一ニ奉存、甚以奉恐入仕合ニ奉存候得は、
いつれにもいたし様無御座候間、乍恐書奉テ以此段奉
申上候、已上、

三月十二日

伊集院 平

吉利 仲

上

△一右書面も前段同様之儀ニ有之、兎ニ角一日も速ニ引戻

候存念ニ相見候、然ニ辰〔阿部正弘〕ノ口之儀も有之候間、小子よ

り返答之都合も宜敷有之候、且又此書奉を以証拠ニ致

候様ニと有之候得共、此先之文面ニ、前文ニ申候通之

都合ニ付、仲事此節呼寄之儀共ハ、全大隅守間ニ達不

申取計置候間、此段も左様存候様との由、右之次第も

有之処、後日大隅守江此書面見せ候ハ、弥以疑念も

可生、其当り仲〔吉利・伊集院〕・平〔黒田斉徳〕気寄も無之哉、於小子ハ後証ニ相

成書面ニハ更無之事と存候、且又右様仲事城下江呼寄

候ニ付てハ書役等も付添居、其外家頼末々召つれ居候
間、帰国之上仲事ハ城下江參候儀、秘し可申候得共、
末々之処よりは非洩聞候ニハ必定、至てばつと致候事
だにも、將曹・平・仲三人吞込居候得ハ、決て大隅守
不存との事、右ニて万事三人并大奥女〔ゆら〕中老人、申合せ
取計候事、弥以致明白候、

〔表紙〕

島津家國事執掌史料 齊彬公史
 内記紀自嘉永二己酉年
至嘉永四辛亥年 三

〔扉に表紙の文字の外に、(紙数三十二枚)の記載あり〕

〔黒田斉徳〕
小子よりの返事即日ニ遣

去十二日之書状、今日相達致披見候、何も無事相勤珍
 重存候、〔吉利久包〕仲事帰国之上、極密將曹・平江も委細内談之
 上、井上成行段々委しく申越、且又源八郎迄書面指越
 一々致承知候、先以弥御無事相成候趣千万目出度御儀
 存候、右ニ付井上事引渡候様致承知候、仲江も過日申
 候通り、〔島津斉興と斉彬〕御父子様御都合宜敷様ニと小子も存居候事ニ
 て別ニ子細も無之、井上引渡候得ハ、別て御都合も可
 然旨ニ候得ハ、今日ニても井上事可相渡、決て無理ニ

留置候存念ニハ無之候、其段ハ安心可致候、然処無換
 事有之、只今相渡事不相成、其訳合ハ仲江致内話候通
 り、昨冬何分小子不安心ニ付、乍内々阿部江封書ニて、
〔正弘、老中〕
 井上事為後証留置、薩州より捕方之者參候共、不相渡
 段申遣置候ニ付、今一往阿部江封書ニて申達、阿部よ
 り相渡可然旨申来候上、早々引渡可申候、其方共申候
 処ハ尤至極ニ候得共、不容易儀ヲ小子より老中江申達
 居候末、一往之相談も無之引渡候ては、第一小子等閑
 之取計致候様老中存候てハ、以来長崎表御用向等閑之
 事多く可有之杯、老中存候てハ以之外之儀ニ付、一往
 阿部江申達候上ニ致度、第一御平和ニ相成事ニ付、決
 て不相渡と申儀ニは毛頭無之候間、此処ヲよく心
 得候て、右返事參候迄、何分共將曹江も内話仕置、是
 迄之形ニ仕置候様取計可申候、少々延引と申計之事ニ
 付、厚相舍御不都合無之様存候、右之趣申度如此候、
 不備、

三月十七日
〔久包、当番頭兼御用人側役〕
 美濃守

吉利 仲との
〔小納戸頭取兼御用取次〕
 伊集院 平との

尚以、右阿部返事參候迄ハ、慥ニ小子預置候間、安

心可致候、右ニ付最早召捕方等ハ不参事と存候、万
一其召捕方等指越、手荒之取計等為致候ハ、決て
相渡申間敷、とかく丸く治り候事第一候、安心ニハ
候得とも、為念申入候、吳々も御無事ニ相成候得ハ
別て望も無之事、又井上江も御無事ニ相濟候事申達
候ハ、無此上難有かり帰国可致候、決てにけ走り
候様なる心底之者ニハ無之候間、是又安心可致候、
以上、

吉永源八郎・安永延助より之返事左之通

△去十二日附之御状、今十七日相達致拜見候、愈御安康
被成御勤欣幸奉存候、然ハ先般美濃守様より仲様江御
直ニ被仰付候御用向之儀ニ付、御封物一通御指し上被
成、早速指上候処、御落手被遊候、右ニ付御封物一通
御渡ニ相成候ニ付指廻申候、御落掌可被下候、將又吉
永源八郎江別紙御指越、同人御書面之趣致承知、右御
書面美濃守様江入御覽候処、事々御承知被遊、右御答
ハ御封物中ニ御認被遊候趣ニ付、私共よりハ別段不及
御答旨被仰付候、御別紙直様御返却仕候、此段為御答
如此御座候、恐惶謹言、

三月十七日

安永延助

在判

吉永源八郎

在判

吉利 仲様

伊集院 平様

猶以、源八郎にも来廿日前後江戸表出立仕候ニ付、
以来御内用状延助一名にて被仰下候様、御懸合可仕
置旨被仰付候、以上、

但、前文吉永源八郎江之懸合色々事むつかしく申遣
候ニ付、一々不審之廉々可申遣之処与態指控、本書
ハ直ニ指返候、其子細ハ前文愚存之趣認候通之儀ニ
付、返事を申遣させ度候得共、夫にてハ事荒立弥以
平和之道も如何と存先此度迄ハ見合申候、此先時宜
ニ寄てハ屹度申達候所存ニ有之候、

△一三月十四日夜半、〔時濃、後村山松橋〕木村仲之丞〔小姓乎、知行高四拾石、無役当戊二十九歳〕薩州

發足、同廿二日夕方、吉永源八郎方江参候ニ付、同所
江直ニ留置、

△一同廿三日、木村仲之丞罷越候次第書面にて指出候様申

聞置候処、左之通申出、

書面「両通之写」

〔島津寄興〕当主人事既老体ニも被相及、修理大夫事も相応之年齡

ニ被罷成ニ付てハ、隠居家督相当之事と奉存候、尤修理大夫何も失徳之訳も無之、國中一統頻ニ相願居候事

御座候、当主人事も是迄格別評議可仕廉も無御座候処、

亡調所〔広義、家老〕笑左衛門〔判〕加藩役相勤候時分より、大小之政事一

人之存慮ヲ以取計、所帶方趣法と相唱へ、私慾を恣ニ

いたし、役々之進退も、都て党与之者共を引揚ケ、百

姓之年貢等ニおいても苛政多く有之、正道之筋難相立

候所より、領内中様々誹謗仕候得共、何分ニも主人之

手前都合能いたし、折能致死去候、乍然其後唐物抜荷

一件ニ付て、

公辺より被仰出候訳も有之候哉、遺跡〔備置敷馬〕一旦改名いたし

退役仕居候処、此節又々用人職被申付、二度権威相振

申候、引統嶋津將曹事、右笑左衛門目鏡を以致吹拳候

者故、当時一人之政事ニて、外同席中は役場ニ列り候

迄ニ御座候、私曲之儀は少も相変不申、既ニ知行高改

正ニ付ては、勝手次第売買いたし候儀は差留置候所、

直ニ相破夥數買入、内証之賄路過分ニ受容仕候由御座

候、左候て奥向一切之用向は伊集院平・吉利仲兩人之

取扱ニて御座候得共、第一機密之事は右平一人ニて取

扱候筋相見へ申候、平事無比類姦曲者ニて、修理大夫

方江ハ至極忠節ニ申取置、内実ハ主人妾おゆらの方江

頻ニ追従いたし、此節国元騒動ニ及候も、第一は此者

之所為ニて、將曹と申談ノ事と愚察仕候、是迄政事沙

汰候ニ付ては得失も有之事ニて、議論も有之事御座候

得共、此儀は修理賢慮も有之事と奉存候間、家督之上

何様とも立直可申候得共、一体士民不満足ニ存居、其

諸事〔外脱カ〕万端修理大夫一条ニ付てハ、会釈甚以手薄在之、

年分諸用之取統さへ至て軽目ニて、存分屈兼候由御座

候、当時国元之儀は所帶方も立直り随分豊饒ニ有之、

士民之儀は別段之事御座候得共、主人用向は手元金如

何程も用意有之、諸寺院神社道橋築地等造営莫大之物

數奇も有之候得共、修理大夫儀ニ付ては右様疎薄之取

扱ニて、去年既ニ厄年之祈願等ニ付ては、是迄先規も

有之事ニ候処、是又何之沙汰も無御座、總計諸人志ヲ

以願文等差出候位之事ニ御座候、且幼君相統天亡ニ付

ては、上一統愁歎仕、銘々祈願等仕候者も有之、其

上調伏いたし候者在之哉ニも専評判仕候付、近藤隆左〔町奉行兼物頭〕

〔奏論、屋久島奉行〕

衛門・吉井七郎右衛門など申談、極内祈禱方為仕候事御座候、右近藤・吉井など、先年来修理大夫手許江被召仕候者共にて、随分用立候者之由御座候所、国元勤江為致転役、其外折田八郎兵衛出仕不及杯、尽外勤江転役仕候て、不用立年少又は柔弱之者計召付、夫故修理大夫国元之用向埒明不申、無拗右之者共表方勤にては御座候得共、内々国内之虚実、政事之得失、且琉球表異賊防禦之一件、乃至一切之事実申越候様被申付、近藤・吉井などより細々申越し御座候、乍然家督之上にて無之候ては、右私曲之者共相除候事も出来不申、其内姦惡之嬖妾など如何様之毒計相企、不慮之變事も到来仕候も難計心痛仕候故、不事立様目出度隠居相統ニも相成候様と、折角申談候折柄、右姦邪之者共不断心掛、右等之事聞繕ノミ相見え、近藤より差登候書状を中途にて奪取候由御座候、其外品々手ヲ廻し、去冬不意ニ六人之者共切腹申渡、其後引統咎メ申付候人数別紙之通御座候、右之内にて御祈禱一遍ニ相掛り候者も有之候得共、都て大目付吟味之外押付之申渡にて、裁許掛之者共ニも不得止之者共も有之候て、何様之訳承知仕度申出候処、外役場江転役被申付、又は勘方引

入被申付候者も御座候、右様連々取扱ニ罷成、私ニも去冬以来引入罷在候所、如何様出奔いたし候半と懸念ニても御座候哉、又は何様之訳ニ御座候哉、当月始方より一室之内ニ押込置候様被申渡候、右ニ付ては前文之訳合にて私罪科相犯候覚毛頭無御座、姦曲之者共之為、非命ニ死候ては、最初より之寸志も相達不申、国元右等之訳合も何方へも相通不申、甚以殘心ニ奉存候所より、去十四日夜半時分宿元立出、御国許迄推参仕右旁御願申上度、乍恐ケ様之次第御座候、外ニも申上儀ハ過分御座候得共、先一通言上仕候間、偏御国家御平安之儀御賢慮奉願候、且又私身分之儀は被仰付次第ニ相心得罷在候、以上、

木村仲之丞

三月廿三日

物頭

赤山鞆負
〔久吉〕

裁許掛

中村嘉右衛門

広敷横目

野村喜八郎

藏方目付

吉井七之丞〔泰通〕

右四人旧冬より慎被仰付、当三月四日切腹仕候、

製葉掛庭方兼務

高木市助

無役

和田仁十郎

右旧冬より籠入相成居候、

宗門方書記役

肱岡五郎太

郡見廻

山内作次郎〔貞倚〕

地方検見

松元市左衛門〔長篤〕

右三人旧冬より座敷入、

奥小姓

村野傳之允〔実展〕〔丞〕

右旧冬より慎被仰付、当三月より座敷入、

広敷番之頭

八田喜左衛門〔知紀〕

物頭

名越左源太〔時敏〕

右式人当三月より慎被仰付候、

裁許掛見習

近藤七郎右衛門

馬預

仙波小太郎

右両人勤方差扣罷在候様被仰渡、

故大目付

二階堂主計跡〔行徳〕

右死去後、世代相除、墳墓取除候様被仰付候、

大目付

名越右膳〔盛胤〕

右勤方被差免候、

三月廿三日

木村仲之丞〔時澄〕

右両通書面之趣、実ニ無相違儀と存候、然ニ前段仲・

平より源八郎一名ニテ指越候懸合書面ニ、外ニ奔走之

者共ハ最早都て相捕、枝葉相当之取扱も相済、出雲守

迄相残居、夫故大隅守江も別て心配有之候間、引渡候得ハ夫限ニて安心ニ相成儀と有之候得共、仲之允右書面ニ相見ヘ候通、赤山初四人之者共迄ハ取扱相濟候得とも、高木初数人未如何可申付哉不相分、中ニも脇岡〔市助〕・山之内〔市左衛門〕・松元等ハ何分存命無覚束、夫々取扱相濟不申処、前段枝葉相当取扱も相濟居候趣、全虚文申越、小子ヲ偽候段、弥以致露頭候、

一同廿三日夜、源八郎同役佐藤勘大夫方江密ニ預ケ置、但源八郎江戸旅行前繁雜ニて出入も多ク、勘大夫方江ハ辺鄙ニて場所宜候間、当時同方江潜居申付候事、同方ニて木村仲之丞事、谷右門と改名、

一薩州表之模様委しく申出候様申付置候処、同廿六日、左之通書取出ス、

書取写

嶋津將曹〔久徳家老〕・伊集院平等私曲之条々ニ付ては、第一主人側向之内密ニ御座候得ハ、慥成証拠可申上儀は何得不申候得共、前後人物之位、且外見之次第を以、彼是推考仕候事御座候、全体將曹事ハ、調所笑左衛門吹拳を以、平士より不順之出身仕候者ニて、親類分之交を仕

候者ニて御座候、既ニ鎌田八郎左衛門と申もの之娘を、將曹養女ニいたし、笑左衛門嫡子左門江娶セ候程之事ニて、此前より万事笑左衛門同様政事取扱、家宅之結構進物等、夥敷相受来候処、二階堂志津馬出頭ニ罷成〔行儀〕候砌より互ニ猜疑之間ニて、御前向之都合志津馬別て宜敷、暫時之權柄は中々笑左衛門など手上ニ有之哉相伺申候、夫より將曹暫時其權威薄罷成居申候処、此節に至り再度登用いたし候ニ付ては、調所・二階堂仕落〔行儀〕之跡故、風俗改正も可仕所、少も相変儀無御座、賄賂杯役場之者共より表向差贈候得ハ則差返し、内証より取次又は不斷出入仕候者など相頼差贈候得ハ、如何程ニても相受候由ニ御座候、鹿兒島上町居住加藤平八と申者、商売方勤功ニ依り、町人より小姓与ニ被召出候者、笑左衛門第一之氣入ニて、唐物拔荷商売等之一条ニ付ても、專取扱仕候者御座候処、笑左衛門死後ニ罷成、將曹方江頻りに付入、過分之金子等差贈候事御座候、右平八事主人之金子一万両余も拝借仕居、笑左衛門死後右金子早速返上いたし候様、將曹など頻りに催促仕ニ付、右通賄賂等差贈出入いたし候所、右之催促相止、却て平八事琉球嶋々其外国許諸浦々出来之海人

草一手ニ買円被申付、莫大之金子拝借相調、当分其手先之者共、大坂表ニ罷居申候、其外賄賂之儀は夥敷事にて、一々難申尽御座候、

一、先年江戸詰之節、將曹かこひものニ仕置候女之妹を、〔烏津支那〕修理大夫妾ニ肝煎之節、外々のハ都て宿元より支度等いたし参り候由御座候処、右訳を以將曹世話にて為致支度、御用部屋にて相調差出之由御座候、然所右女少々庇物之由にて、修理大夫寵愛無之、右庇物ニ付ては、医師中江得と為致吟味候様被申付、吟味ニ罷成候処、何も差支有之間敷段申出之由御座候、然れ共一向手掛り不申、右之訳將曹ニも案内之事御座候得共、自分縁類之者故、江戸表出立之砌、右女之儀は何様之訳有之候ても、暇等差遣之儀は一切不相成旨、奥付年寄之女中江嚴敷申付置候事も有之由御座候、

一修理大夫京都通行之節、將曹供いたし罷通候処、〔忠熊〕近衛殿河原御殿江被参、夜ニ入帰館之砌、高瀬川筋船にて被致帰館度旨、將曹江被申付候所、当夜將曹ニは屋敷近辺江徳と申女前々より相馴居一両日位之滞留故、夜ニ入直ニ暇いたし、右女所江差越之賦御座候所、右之通船にて罷帰候てハ、いつれ主人供不仕候てハ不相叶

故、高瀬川之儀ハ当分水浅罷成、御船にてハ御通行御出来不被遊候と申取、左候て京都役々菱刈七左衛門・〔大坂留守居〕田尻次兵衛・山田一郎左衛門などへハ、今晚船にて御

帰館之筈ニ候処、俄ニ思召被為替、陸路御返り之筈ニ相成候と申取、直ニ御暇致罷帰、右女所江差越、終夜遊興仕候由御座候、然れ^{〔烏津支那〕}修理大夫陸地被罷帰候道筋、高瀬川之岸江出候所、段々川下より船材木など引上せ候を輿中より被見及、菱刈七左衛門を招呼、先刻は高瀬川筋ハ水浅相成、船不相通由申出候付、陸路罷帰候得共、あれをみよ、段々船共引上せ候は何様之訳欵と被相尋候ニ付、七左衛門ニハ致仰天、將曹取締申取置候半と致推察、よきほとニ致返答置候由、此事ハ山田一郎左衛門ニも同前供前ニ罷在慥成事ニ御座候、〔広野〕一調所一件ニ付てハ、將曹よりも内々修理大夫方江は、あしき様ニ申入置候事も有之哉ニ御座候、然れ共内実ハ矢張同穴之者共御座候得ハ、此度稻富數馬再出之一条なども、將曹決て肝煎と相違無御座候、國中切齒仕

候事、〔頭目〕會人儀笑左衛門より兼々大隅へ善人と申置候ニ付主人以存寄申付候事、一有馬舍人此節側役被申付候事、諸人案外之事御座候、〔純厚〕全体裁許掛相勤候事、五六年前方にて、夫より琉球在

勤被申付渡海仕居候、惣て琉球詰之儀は過分之勝手向
罷成、品物莫代持上り申候付、夥數品物土産として將
曹・平等江差贈候由承申候、

一 国許給地高売買方之儀は、前々より勝手次第仕来候所、
色々不正之訳合共有之、近年売買又は知行高所務米引
当を以、金子借入利錢之方ニ所務重差遣来候事など、

禁制相成居候所、將曹則右之禁止を相止メ、勝手次第
借銀之方ニ高差遣候様申渡候、乍然壹石ニ付何貫文ツ

ツと相究、直段書ヲ以一々奉行所江届申出候様、申添
候訳ハ右之禁止相破れ候処、諸方豪富之者共沢山金子
差出、壹石式拾五六貫又ハ三拾貫文計迄にて買入候ニ

付、將曹儀は都て拾八貫文ツ、にて買入候故、一人も
將曹江差遣候ハ無御座候故、又々嚴敷壹石拾八貫文又

ハ訳ニ依ては式拾貫文限りニ無之候てハ、屹と不相成
段申渡ニ付、無抛金子入用之者共ニハ、右直段にて差
遣候事御座候、

一 去年春之時分ニても御座候哉、將曹より島津壹岐江密

々相談仕候趣ハ、〔温泉、船奉行兼勘定家老近藤兼助兼島津〕高崎五郎右衛門・〔近藤隆左衛門〕近藤隆左衛門右衛門

人之者共事、内々修理大夫様より御書被下、此方内証
〔島津家老〕之事共滅多ニ申上ル由告知するもの有之候、就ては右

兩人不届之者にて候間、咎目申付度存候間、大目付方
江申渡有之度相談有之候由、然処壹岐ニは前広内実之
訳も承知いたし候故、夫ハ一先大目付方江相糺、其上
如何様共可申付とて、糺方ニ及候得共、其事ハ無事ニ
相治り申候、右之事も畢竟將曹自分政事之得失にて、
修理大夫方江相聞得候ては、安心不仕所より頻りに恐
れを生し候事と被察申候、

一 幼君早世一条ニ付ては、前書既為申上置通御座候、此
事ハ押出し候て難差究御座候得共、先頃修理大夫方よ

り、〔島津家老〕亡寛之助病床之下ニ有之候由にて、人形之封物壹
ツ被差下候、修験家之者共、色々吟味仕候所、疑ひな

き調伏之人形ニ相違無之、且上包書付之筆跡共、〔広敷番〕牧仲
太郎筆跡相違有之間敷と申事にて御座候、右牧仲太郎

と申者之儀は、全体数十年來之修法家にて狐を仕ひ候
もの之由専承申候、右之者ゆら江相付候御広敷番之頭

にて御座候、早世之訳ハ弥其調伏之験にて御座候とも
難定御座候得共、国中一統前々より頻りに評判仕候ニ

付ては、疑念難散折から、右式之物等実見仕候ニ付て
は、十二八九世間評判通にては有之間敷哉と奉存候、

右調伏一件之事ニ付、先年相良市郎兵衛・同姓宗一郎

と申親子之者共、〔小納戸頭取兼御用取次〕伊集院平江ケ様、承候、実以左様之訳有之候哉と申掛候事有之候由、平事直ニ此事〔島津齊興御意〕ヲゆらニ申込、右両人之者共ハ直遠島申付候、爾後右之牧仲太郎、平所江参り、偏ニ御蔭を以危き命ヲ助り候と平ニ密談数刻ニ及候を字宿彦右衛門と申もの、折節平所江致出入候者ニて参り合、物陰ニて承り候を、私直ニ承申候、夫より頻リニ平なと調伏沙汰之事申候者共ヲ詮議致、此節祈禱いたし候人数など、嚴敷詮議仕候事ニ被存申候、其証拠ハ、高木市助〔製菓掛兼方、兵道兼〕・和田仁十郎〔無役、兵道家〕などハ專若君成長、悪魔退治之祈禱迄ニ立障り、外ニ何事も格別手を付候程之事も無御座候得共、嚴敷咎目被申付候、去冬六人之者共切仕候時〔腹脱カ〕も、將曹・平なと前以一両日頻ニ取会致候事御座候、右数条之事共ハ、女色一件等之事なとも有之、格別之罪科ニても有間敷候得共、此節無体ニ数十人を殺戮いたし候儀ハ、偏ニ奉分ヲ議するものへ、後來之いましめニいたし候欵、又ハおゆ羅方ノ内命を受候欵、ケ程迄恠悪ニ可有之儀とハ始て存当候事御座候、

一 寺尾庄兵衛事、是以山田〔清吉〕・近藤〔隆左衛門〕・高崎等至て入魂〔温恭〕ニて内外相談、祈禱方等ニ付ても、金子なと差出候訳合も

御座候、左候て右庄兵衛事、知行高千石程莫代之富豪〔大〕ニて、府下中第一之者ニ御座候、依て此節山田・近藤其外破滅之後、大ニ恐怖いたし、過分之金子、平・將曹等江差贈候由御座候、夫故咎目ニ相通れ候上、此節勝手方用人被申付候、内実之訳ハ將曹・平なとも承知之事ニ相違無御座候得共、打変り俄ニ過分之賄賂ニ付て差免候と相見申候、

一 此節之人数皆々無差別死罪申付相成候儀は、宍人ニても生残罷在候ては、内実之訳後來ニても、修理大夫方又ハ外方ニても決て申立、彼徒之申分難相立事を察し、尽殺し尽候と被察申候、二階堂主計死後ニ相渡候書付〔行経、大目付〕ニ、隠謀之聞得有之由相見へ候、是ハ惣人数隠謀と申所ニて無御座候得は、都て殺し尽し候事出来不申故、主人方江ハ右之通強て申取置、当人没後押付ニ申渡候事と相察申候、修理大夫方江少々忠義之端ニも可相成哉と存候者共、何様之訳合ニて隠謀之企可有御座哉、乍恐御賢察被遊被下度奉存候、

一 遊良事過分之金子所持仕、右金子出入之事都て伊集院平引受致世話、主人納戸金之筋を以、田中四郎兵衛〔守夷、使番〕と申者江相預ケ、月々相応之利銀平方江取揃、夫よりゆ

羅方江差遣候由御座候、

一右田中四郎者御事、全体若年之折身持放埒ニ有之、婦人召つれ領内伊集院と申所迄致欠落候者にて御座候、

夫より親族之者共追付召列帰り、久敷座敷内江召入置候処、莫代之富豪にて御座候故、伊集院平妹を右四郎

兵衛妻女ニいたし、夫より頻りニ吹拵いたし、誠ニ以無能無芸之者にて御座候得共、当分、使番相勤罷在申候、此事ハ府下中一統物笑いたし、右評判仕候事御座

候、

一領内之者共、間々唐物技荷商買仕候者共有之、右露頭之上ハ右品物都て取揚ケニ罷成申候、右之品物過分ニ

有之、端布類夥敷御座候、嶋津壹岐在国之砌、將曹より右品配分いたし候ハ、可宜と申談候処、壹岐承知不

仕、拙者ニハ右様之品入用差当無御座、若又無抛入用之節ハ、市中江随分買入出来可申と相答へ候処、其相

談ハ相止申候、壹岐出府仕候跡にて、直ニ近江、石見

浮家老〔本川久平、家老〕などへ申談尽配分いたし、自物ニ取入候由御座候、

一國許之儀、奥表之差別ハ別段有之、夫々支配相極居候事御座候処、近来ニ罷成候てハ、表方より奥向之用事は

不仕候得共、奥向よりは表方支配之事共、何ニても

致支配、御声懸候と相唱へ候得ハ、如何程非常之事と

ても出来候哉ニ御座候、古来より罪科之一事ニおひてハ、如何程軽き事たり共、大目付吟味之上、家老方江

申出相成、夫より主人江相伺、得差圖申渡相成事御座候て、刑律之一事は格別之規定万代不変之物にて御座

候得とも、前文此節之事ニおひては、主人聞通之趣有之由にて、手元より家老江申渡、直ニ大目付方申渡相

成候事御座候、右次第は專伊集院平掛りにて、初中後取扱仕候事と相見へ申候、

一修理大夫事蘭方之砲術、又は諸技芸之事共、物産地理学等、追々國中江被相開度存念にて、翻訳書数十部取

入ニ相成、亦是国元砲術方などへ被差下候物も御座候、右等之事ニ付、平等修理大夫様ニは殊之外御物数奇被

遊、余計之品々莫代御取入被成候など、頻りニ申立候由御座候、

一平事表裏不相定者ニ御座候、調所、海老原茲曲露頭之節ハ、直ニ修理大夫方江参り、彼等奸曲之次第第一々密

奏、偏ニ彼者共を相除候手段仕候由、此事ハ潜ニ承り申候、然処罷下候てハ中々以左様之勢にては無御座、

始終主人機嫌相伺、やうく海老原退役隠居等罷成候

得共、内実ハ調所なと同種類之者共ニテ御座候得ハ、

此節稻富數馬出身一件も、平等最初より吞込居候事ニ相違無御座候、当主人方と修理大夫方と互ニ利口ニ申

廻し、始終表裏反覆之者ニ御座候、

〔頭注〕申立之通に可有之尤當即取調申出候逆も不相實儀ニ付時節為見合止候儀に
一國中惣体何角入用之金銀器物、其外一切之品々入払之儀は、都て本払帳面有之、時々出入高横目証印を以勦

定方仕、一金一錢之過不足嚴重之事ニ御座候処、奥上り又ハ御内用上りと相唱へ、過分之金銀諸品物、御用

部屋又ハ御趣法方江表方より差出候相成分ハ、毛頭勦定方無之、側向之者共より証文相渡、金子又ハ何ニテ

も、如何程差出候様申渡候得ハ、物奉行直ニ金藏江申渡差出候事ニ御座候、夫より右金子何之入用ニ罷成候

哉、又ハ如何程之入用ニテ相残申候哉、一向相知不申、首尾合無御座候処より、此節〔久仰〕二階堂主計〔行経、大目付〕なと頻申立、

勘定奉行新納内藏〔久仰〕・島津鞆負〔久倫〕なと、段々古帳取しらへ

以来之入払勘定相成候様仕度、種々申立候得共、側向之者共右様罷成候ては、第一之不勝手故、終ニ其事相

止申候、

右大概見聞仕候処、如此御座候、格別之儀ニおひ

てハ、私式差究難申上御座候得共、頭然明白之次

第のみ書認奉言上候、猶追々任存出可奉申上候、
以上、

三月廿六日

木村仲之丞

書取写

△國中第一念遣ニ存候根元ハ、〔志敷、久光〕嶋津周防愛妾之子ニテ御

座候得ハ取持別段ニテ、主人參府中ハ家老座ニ毎日罷出、上之間ニ相詰、大小之政事、家老より相伺、差図

を受候事ニ御座候、此節川上彌五大夫大目付〔久惠〕ニ罷成候事も、必定彌五大夫母ハ、重富〔周防領所〕より嫁娶ニ

て、無拋族家ニ御座候へハ、不断周防方江も參候者ニ御座候、右出身之次第ハ將曹・平なと吟味ニテ、右通

之姻姫之訳を以、吹拳仕候と存申候、周防事ハ、格別悪敷人物ニテも無御座候得共、権臣姦婦と意通を以、

頻りに致推戴候事と、國中一統推察仕候、依て修理大〔島津宗彬〕夫世継無之なと大ニ仕合ニ相違無御座候、先年寛之助〔島津宗彬〕

出生之砌、吉左右申来候処、大隅守実母寶鏡院方ニテは大悦ニテ、皆々祝儀なといたし候由御座候得とも、

本丸奥向女中ニテは、一人も祝着之体無御座、祝儀として酒肴ニテも取はやし候事一切無御座候由、夫故天

亡之時も、一人として愁歎仕候者ハ無御座候由承申候、右様之振にて御座候故、修理大夫養子ニ是非仕候存念可有御座、若又訳ニ依候ては修理大夫押倒し可申心底も難計、夫故何欵ニ付、始終修理大夫方之事ハ、あしさまニ讒言仕候と相見へ、御父子之間和熟無之哉ニ被相同申候、此事ハ私式卑官小祿之者共、得と相伺候事ハ出来不申、押究難申上御座候得共、自然世間評判通有之事御座候てハ、万一之変事到来仕候ては、後悔仕候ても及不申と、日夜憂苦仕候事御座候、夫故一日も早く家督にて相定候ハ、可然と奉存候事ニ御座候、何分御心配至極御賢慮奉仰候、以上、

三月廿六日

木村仲之丞

右書取両通之趣、相違も無之儀多く、言語同断之次第御座候、何分入貴覽兼候得共、相撰候てハ実情も不相分儀ニ付、申出儘認申候事、

一咎メ申付相成候者共書付、去廿三日指出候得共猶又兼て懇意之向其外共、委細申出候様申付置候処、左之通申出、

書面之写

赤山鞆負

右ハ高崎五郎右衛門入魂ニ申居候、且近藤・山田同役にて、二階堂主計養子ハ右鞆負弟にて御座候、

中村嘉右衛門

右は大目付支配之役場にて御座候故、二階堂氏江出入仕候者御座候、且高崎とも入魂ニ御座候、

野村喜八郎

右何等之訳私ニハ存知不申候、高崎氏と入魂之由申人も御座候、如何可有御座哉、慥ニ難申上御座候、

吉井七之丞

右ハ私にも至極入魂ニ申居候者にて、吉井七郎右衛門并村野傳之丞弟にて御座候、近藤・山田いづれも入魂之者ニ御座候、

高木市助

和田仁十郎

右高木市助事ハ、蘭学ニ少々相達候者ニ御座候、〔島津若杉〕修理大夫在国之砌、目通江罷出候事も御座候、右兩人共修法之事ニ相係り候者共にて、近藤方江も

稀ニハ出入いたし候、吉井七郎右衛門方へも、出入いたし候者ニ御座候、和田ハ高木と別て入魂之者ニ御座候、

脇岡五郎太

松元市左衛門

山之内作次郎

右三人ハ至て懇意之者と承申候、左候て三人共、高崎と折々談話等仕候者之由、近藤氏江も一兩度位ハ取会申候由御座候、

村野傳之丞

右ハ吉井七郎右衛門二弟ニて御座候得は、近藤なと稀ニハ取会申候、

八田喜右衛門〔左〕

右は是迄京都詰ニて、数十年彼方江罷越居候者ニ御座候、依て山田一郎左衛門・井上出雲守などハ至て懇意ニ御座候、私も先年暫時下国之折、取会候事御座候、此者山田など、密書とも取かはし候事ハ一向存知不申、何様之訳ニて此節之次第ニは相及候哉と奉存候、

名越左源太

右は近藤・山田・赤山〔物頭〕と同役ニて御座候、

右大概手続如此御座候、外々之儀は私能承得不申候、

三月廿六日

木村仲之丞

一前段之次第、井上出雲守江も申付候処、書面指出、

書面之写

物頭

二十八九才

赤山 靱負

右ハ先家老嶋津和泉二男ニて御座候、二男は嶋津〔久員、日置家領主〕

を名乗不申故、和泉家ニて往古より二男以下赤山と名乗申事ニ御座候、此者ハ至極一体おとなしきものニて、勿論学才も有之、善悪邪正之決断も宜敷、急速楚忽之事杯は無之ものと、屹と見込罷在申候、尤いまた面会对談等ハ不仕ものニ御座候得

共、彼之高五〔高崎藩主〕至極心安く、幼少之時より之事もよく存知候故、旁高五より承り候其行を以見込居申候事ニ御座候、二階堂〔行經〕主計養子ハ、此靱負之次ノ弟分ニて、いまた十四五歳ニても御座候半、右之

由縁も御座候故、二階堂江も根元心安きは勿論之

儀ニ御座候、

裁許掛

三十八九才

中村嘉右衛門

右嘉右衛門儀は、大目付之下役相勤候故、二階堂〔行程〕

江内外出入いたし、勿論学文世才も有之もの故、

主計江も外裁許掛より、別段議論評議も仕申候

半、尤高五も学文朋友にて御座候、高五と二階堂

江も素より心安く出入仕申候故、二階堂所ニ出会

之節杯ハ、尤御国政等之内、評議為仕申筈と奉存

候、

広敷横目

四拾才位

野村喜八郎

右之者ハ根元〔喜八郎〕高崎心安く、是も同じく学文友達ニ

御座候、至極素直之性質ニ御座候、五六年前、京

都詰ニ罷越居申候、其時節国方奥よりあやしき赤

子人形調文之事有之、夫も喜八郎承り出、甚心苦

仕候訳にて密ニ手を附、右人形拵候職屋江参り、

人形之絵図等写し置、旁々万々一之証拠〔中村〕といた

し候心持候、聞糺し置為申段も承置申候、定て中

嘉杯江も、心安く附会申候半と奉存候、

蔵方目付

二十七八才

吉井七之丞

右は吉井七郎右衛門之弟にて、至て正直成者にて、

学才と申程之事も無御座候得共、随分十人並之才

ハ御座候ものにて御座候、正直成事ハ人ニ越へ候

程ニ御座候、

三十才位

高木市助

右同

和田仁十郎

右兩人は忝度も面会不仕、一体之事ハ木村仲之丞

よく存知申候、兩人共ニ兵道と申行法執行いたし

居候ものにて、尤蘭学等少々心得居申候由承申候、

和田儀は全く存知不申、しかし誠之普通之ものニ

て御座候段ハ仲之丞杯より承り居申候、右兩人ハ

吉井七郎右衛門より、御子様方無事御成長を祈ら

せ為申者ニ御座候、

三十才位

脇岡五郎太

四十五六才位

山之内作次郎

存シ不申

松元市左衛門

右ハ少々学才も有之よし伝聞仕候、尤去夏嶋津將

曹を打捨度と評儀仕候張本ニ御座候、

村野傳之丞

右は吉井七郎右衛門次第分にて、他家養子ニ御座候、

奥小姓にて兼勤之家業兵道同様之事御座候、尤〔島津齊彬〕關東より兼て御内々御尋事等も御座候者ニ御座候、

物頭

三十才

名越左源太

右は大目付名越右膳嫡子ニテ、赤山〔隆左衛門〕杯同役ニ御座候、亡近藤〔清安〕も同席ニテ心安ク、山田〔温彦〕にも同然、高

崎も心安ク仕居申候、

二十六七才

近藤七郎右衛門

右ハ学才も有之ものにて、高崎隣家心安ク、尤中村嘉右衛門杯同役故、心安ク申候半と奉存候、

仙波小太郎

右ハ壹度も面会不仕故、一向存知不申候へとも、赤山心安ク、始終咄会等も仕候段ハ、高崎より伝聞仕居申候、

五十一二才位

八田喜左衛門

右此比迄京都江籠越居、尤数年詰居申候、私にも至極心安ク不絶書通も仕候ものにて御座候得共、

此節答之訳は一向氣当り無御座候、併〔調所弘篤〕以前調笑等

増長之時分より、彼等か所行ハ甚悪ミ居申候得共、

表向ハ一向背き候儀も無御座候、私書通之端杯ニ、

嶋將勢〔島津久徳、家老〕ひ之事杯は間々何彼と形行も互ニ申候へとも、何事も普通之事柄のミニテ、人並変り候儀も

申通したる事ハ無御座候、尤關東之事杯、何夫と

申たる事も無御座候故、何ぞ訳可有奉存候、相考

申候へは山田ニは根元心安ク御座候故、万一ハ京

都町人江山田より書通之訳御座候故、右手続き之

中人とも致し居申候哉、又ハ彼之人形一件杯も存

知申候故、右等之事とも可有御座哉ニ奉存候、

大目付

六十余才

名越右膳

右は別ニ訳は存知不申候得共、悴〔時敏〕左源太、近藤隆杯心安ク申候故、自然何彼ニ親子咄も仕候哉、尤此節役儀差免之儀は、悴江対し且役柄等之訳も有之、かた〔時敏〕クニ依て之事かと愚察罷在申候、

右之外委細之儀は存知不申、伝聞且ハ愚察之及丈如

斯御座候、以上、

三月廿六日

井上出雲守

一三月廿七日

薩州役方

鮫嶋市左衛門

岩下宗次郎

安藤猪右衛門

福島軍太郎

肥後目明

南關

角屋

甚兵衛

右之者共博多止宿、同廿八日目明出會之処、薩州にて

木村仲之丞座敷牢を破り、三月十九日出奔いたし候趣、

人相等相合メ詮議相願、尤井上儀も猶又取調子吳候様

相願候由、

一同晦日

薩州役方

坂口新左衛門

恒吉喜作

藤崎半左衛門

永井源六

右之者共博多止宿、然処福岡・博多詮議致候得共、居所不相分趣、目明共より右役方江相答候由之処、今日之間、山々・寺社委しく取調ヶ所付等も、相渡吳候様願候由、

一四月朔日

薩州役方

野添仲左衛門

内藤善次

山口嘉助

北川鐵藏

坂口源七兵衛

坂口用右衛門

黒川十次郎

牧野林次郎

山内郷太郎

篠崎宗次郎

田中喜藏

吉川良右衛門

右之者共三月廿七日より今朔日迄、都合式拾人博多止宿、

一同二日

竹内彦右衛門
中村後藤太
田尻直次
坂元傳兵衛

右之者共博多止宿、都合式拾四人ニ相成、

〔福岡藩側役〕

〔福岡藩側役〕

〔井上正徳、諏訪神〕

同日吉永源八郎・安永延助櫻井江遣、同夜出雲守致同

〔社神官〕

道、櫻井より夜中間道より船ニ乗セ、福岡江連越、詮

議頭役天野右中江預ケ替、同方ニて村上源之進事、永

野次平と改名、

右預ケ替之子細ハ、木村仲之丞〔時澄、無役〕出奔後、嚴敷致詮議

候哉、薩州召捕方之者共、城下江三月下旬より多人

數入込、木村仲之丞并兼て頼置候井上事も、猶又詮

議致呉候様との趣、右ニ付てハ薩州役方之者共、万

一櫻井江罷越、手荒之儀等有之候哉も難計、尤兼々

櫻井江ハ此方役方功者之者遣置、如何様之儀有之候

とも、不相渡様申付置候得共、自然混雜有之候てハ、

他方江之聞えも如何ニ付、城下江当時引付置候方可

然旨、天野右中杯より申出候、然処指当り何分宜場

所有兼候間、役儀柄如何ニハ候得共、決人ニ気寄無

之場所故、別儀ヲ以天野右中江当時預ケ置候事、

一領内所々致詮議候得共、猶又居所不相分旨、ケ所付を

以、目明共より薩州役方江申通候処、ケ所付受取、同

四日より同五日迄ニ、式拾四人之者共追々ニ引払候事、

△
一四月三日安永延助江吉利仲〔久包、當番頭兼備用人側役〕・伊集院平より飛脚を以懸

合状、并小子江書取二通指越、〔黒田寄薄、福岡藩主〕〔小針戸頭取兼用取次〕

懸合状写

一筆致啓上候、弥御賢勝被成御勤珍重奉存候、然は此

内美濃守様仲江御直被仰付候井上出雲守儀ニ付、乍恐

封物を以奉歎願、且別段吉永源八郎殿迄、御頼申上越

趣有之候処、都て被為聞召届御引渡可被下段御許容被

成下、誠ニ以難有仕合奉存候、乍然江戸表御懸引之儀

も被為在候間、御往復之上追て御渡可被下段承知仕候、

右一条ニ付、猶又此節乍恐封物指上申度奉存候間、御

都合ヲ以御指上被下儀共、何分ニも宜御頼申上候、然

処出雲守儀、一日ニても早目御請取不申上候てハ、此

御方様ニて御都合向ニ相懸、無御抛御指急之訳も御座

候間、江戸御往復之上、又々爰元迄御引渡日限等之儀

被仰下候てより、請取人等指出候ては、猶更延々罷成、

爰元御都合向如何成立候半哉と別て心痛仕罷居申候、依之其御方様御都合宜場所柄等、為御知被下候ハ、近々之内右所迄受取方之者内々指出置、御往復次第直ニ御受取申上候様ニ都合仕置度奉存候間、何卒彼是之訳筋深く御憐察被下候て、右之通之手続相運ひ候様、御前御都合宜敷御執成被下候様、偏ニ御頼申上候間、否御報ニ被仰聞被下候様ニ仕度奉存候、右旁為可得御意如此御座候、恐惶謹言、

三月廿六日 伊集院 平

在判

吉利 仲

在判

安永延助様

〔黒田齊博〕
小子江遣書取写

御内書頂戴被仰付誠ニ以難有仕合奉存候、又々乍恐書付を以奉申上候、

△此内御城内江御内々ニて、仲被為召寄被仰付置候井上出雲守一条ニ付、乍恐書付を以奉願、且吉永源八郎迄別段一封差出奉申上候趣御座候処、委細被聞召被下、

御返書ニ被仰下候趣、難有拜見仕候、此内も細々奉申上候通、仲帰着之時分、最早井上事御領内江罷越候段は、大隅守様御聞通ニ相成り候上之儀ニ御座候得ハ、此上万一も御疑念之御訳共被為在候事ハ、修理大夫様御身之上如何と奉案候処〔も力〕より、種々奉歎願趣御座候所、一々被為聞召届御許容被遊被下候て、御引渡可被下段承知仕、誠以難有次第奉存、深重御礼奉申上候、乍然阿部様御方江一往御掛合被為在候上、御引渡可被下段承知仕畏奉存候、前書ニも奉申上候通、最早御領内江罷越候儀迄も、捕方之者共慥ニ承届候得ハ、其後之足はへ全相知不申候ニ付ては、大隅守様ニも別て御疑念之訳も被為在候御様子奉伺、其上出雲守一条ニ付ては、嶋津將曹并私共兩人外ニは形行委敷為存者無之、極内密ニ仕置候得共、隠れたるは頭るゝと申様ニて、最早此御領内ニても、出雲守儀は筑前表大事之御場所へ忍居候様子抔と、取々之風聞と仕由御座候得ハ、若哉此段又々大隅守様御聞通ニ相成、御疑念之廉被為在候様ニ共成立候ては、第一修理大夫様御為筋不宜、且ハ是迄御手厚御世話被成進被下候思召様之御詮も無之、別て奉恐入候、去冬以来日夜朝暮寝喰を不安心痛仕、乍

漸御父子様御間御都合宜様運と立居候処、此末水之泡

と相成候様ニ罷成候ては、誠ニ以御大變ハ勿論、次ニ

ハ私共迄も実ニ残念至極奉存候、此上之御恩様ニハ、

何卒阿部様御方御往復被為濟候上は、一日ニても早日

御引渡被成下候様ニ猶亦奉願上候、左様ニ御座候得は、

大隅守様御疑念も被為解、修理大夫様御安穩無相違奉

存候、実以御父子様御間御無異、御平和之処、頻ニ奉

祈候処より、不奉願恐再重奉願上候、左様御座候て御

引渡被成下候節ハ、何方ニても其御方様御都合宜場所

江此方より迎之者差出置候様仕度奉存候、將曹江も内

話仕置、御許容之御請御礼奉申上候序、乍恐此等之趣

又候奉願上候事、

三月廿六日 吉利 仲

伊集院 平

上

△右書面之内、最早領内江罷越候儀迄も捕方之者共慥ニ

承届候得ハ、其後之足はへ全相知れ不申候ニ付てハ、

大隅守ニも別て懸念之訳も有之候模様之由、其上出雲

守一条ニ付てハ、〔久徳〕嶋津將曹并仲・平外ニハ形行委敷存

者無之、極内密ニ致置候得ハ隠れたるより顕る、と申

様にて、最早薩州ニても、出雲守儀ハ筑前表大事之場

所江忍居候様子杯と、取々之風聞も有之、若哉此段又

々大隅守間通ニ相成、疑念之廉有之候様成立候てハ、

第一修理大夫為筋不宜、且ハ是迄手厚世話之詮も無之、

乍漸父子之間つかふ宜運ひ立居候処、此末水之泡と相

成候様ニとも罷成候てハ大變之由、

隠れたるより顕る、と申候条杯、是又甚不審ニ存候、

其子細ハ仲城下江罷越候儀、薩州表風聞も可有之、且

又將曹・平私曲等之儀、國中専風聞有之候得共、夫等

之儀ハ大隅守夢ニも存不申、井上儀ノミ速ニ風聞大隅

守存候訳合、更ニ無之儀ニ候処、如此之文面にて小子

無扱井上指返し可申哉と、相工ミ候事と存候、且又辰

ノ口往復濟之上にてハ、一日も早メ引渡遣候様、左様

ニ候得ハ、大隅守疑念も解、修理大夫安穩無相違、実

以父子之間無異平和之由、右ニ付安永延助迄之書状ニ

も、江戸往復之上又々薩州迄引渡日限等之儀申遣候て

より請取人指越候てハ、猶更延々ニ罷成候ニ付、近々

之内、請取方之者此方宜場所迄内々指出置度旨、此儀

薩州表つかふ宜とハ乍申、小子江も乍内々辰ノ口江申

上置、否も不相分内ニ請取人等指遣置可申と之儀、甚以自由至極、先ヲ計り江戸表をも不恐致方不埒ニ付、小子より仲・平江遣候返事ニ、此儀ハ屹度指留メ候事、

小子江遣別紙書取写

乍恐別啓を以奉願上候、

△近藤隆左衛門從類之内、木村仲之丞枝葉之者にて、輕罪之御取扱被成置、座囲へ被召入置候所、去ル十四日囲を破逃去、当分敷敷御尋者ニ相成居申候、然処ニ仲之丞儀も筑前表江奔走いたし忍居候抔と、只何となく世上風聞仕儀ニ付、捕手之者共も、四組程其御領内江差向遣置候て、取扱候御役々より、表向御届申出ニ相成居申候、右式不分明之儀迄も申触程之事ニ御座候ハ、誠ニ以一統心配仕罷在申候、万々一其通之儀共にて、御留置被下儀共御座候得ハ、益大隅守様大御疑念之發端ニも御座候間、何卒御留置被成下候て、早々御下知被成下候様奉願上置候、小事より大事ニ押移り候得ハ、つまりハ事之破れニ成立、御難題御到来ハ案中ニ奉存候、夫のミならず、其御許抔迄も御難題共奉掛

上儀共、罷成申候ては、誠ニ以奉恐入仕合ニ御座候、幾重ニも此等之儀、不奉願恐御心添抔迄ニ奉祈上置候、大隅守様良御安慮之期ニも至り可申哉と奉存居候処、又々再事を引起し何分時宜ニ罷成、実以御役々心配仕罷在申候も、幾重ニも御勘弁抔被成下候て、此旨も被遊御聽通被成下候様奉願上候、

右之通ハ態々飛脚差立奉願上管ニ吟味も仕候得共

何分繁々其御許抔江御便り申上候てハ、尚々世上之響合も御座候ニ付、其段ハ態と差扣申候て、奥

四郎江差向願上越候、已上奥四郎薩州長崎留守居役

右書面、最初ニハ筑前表江忍居候抔世上風聞之旨認メ、終りニハ此旨も聞通候様ニと有之、指極メ候文面にて小子心中さくり候と被察候、此度仲之丞儀は途中功者ニ罷越、聊足付キ候模様先ツハ無之候ニ付、不參旨返答致候事、

但仲之丞參り居候儀、此旨役方并目明共、只今迄ハ夢ニも存不申、詮議方頭役迄ハ内々相含置候事、

小子より之返事ニ通翌四日ニ遣

△先月廿六日之書状、昨日相達致披見候、弥以無事相勤

珍重存候、然ハ先達申遣候事致承知候旨、委曲申越致承知候、其方共心配尤存候得共、阿部返答次第早々引渡可申候、且又右ニ付、此方宜場所江井上迎之者差遣置可申旨致承知候、何之差支も無之、迎之者参居候ても宜敷候得共、いまた阿部より返事も不参内ニ、迎之者参居候てハ、阿部江追て相知れ候節不宜候間、此儀ハ見合可申候、尤返事参候ハ、早々可申遣候間、其節迎之者参候様存候、右返事申入度如此候、何事も御無事ニ相濟候事第一存申候、不備、

四月四日

美濃

吉利 仲との

伊集院 平との

△別紙致披見候、亡近藤從類内木村仲之丞困を破逃去候由、然処筑前江奔走忍居候候と世上風聞之由、捕手之者とも四組程領内江遣候由、其元役筋より表向申出候由、万々一爰元江参り候ハ、留置候て早々為知候様委細致承知候、早速其筋役人江重畳致吟味候様申付置候、疑敷申出候ハ、早々為知可申候、以上、

四月四日

尚以、度々便り有之候てハ世上響合如何ニ付、奥四

郎より差廻し候旨致承知候、以上、

安永延助より返事左之通申遣

△去月廿六日附之御状相達致拜見候、各様愈御安康被成御勤珍重奉存候、然ハ先般美濃守様より仲様江御直ニ被仰付候井上出雲守儀ニ付、御封物を以御願筋、且別段吉永源八郎迄御頼越之趣、都て御承知ニ相成、御渡方之儀ハ、江戸御往復之上、追て御渡ニ可相成、右一条ニ付、猶又此節御封物御指出被成、直様指上候処、御落手被遊候、右ニ付美濃守様又々御封物御渡ニ相成候間指廻し申候、将又出雲守儀、一日ニても早メ御受取ニ不相成てハ、其御方様御都合向ニ懸、無御扱御指急之訳も御座候間、江戸御往復之上、御引渡日限等之儀、御問合彼是にてハ延々ニ相成、御都合向如何成立候哉と御心痛之由、依て此御方様御都合宜御場所柄江、近々内請取方之役御指越被置、御往復相濟次第直ニ御受取被成度段ハ、被仰下承知仕候、右御紙面之趣相同候処、此節御渡ニ相成候御封物中ニ、右之御都合被仰下候間、私より委細御答不及旨被仰付候、左様御承知可被下候、此段為御答如此御座候、恐惶謹言、

安永延助

在判

吉利 仲様

伊集院 平様

右、去酉十二月より当四月迄之形行、右之通有之候、

△〔吉利・伊集院〕 愚意之趣左ニ認申候

一 仲・平より申越候書面類、大体虚文多く御座候得共、

彼方ニても余程吟味いたし候文面と相見へ、理も非も

申なし候儀不少、其上前後不拘り之事も有之候間、得

と御熟覽可被下候、随分宜敷書綴居候得共、根元偽之

儀ハ自然ニ相分居候哉奉存候、

△〔正徳〕 一井上出雲守儀ハ、右一件初発ニ、後來儀ヲ深く致心配、

万〔島津義興〕一修理事此節之一件ニ拘合居候杯と、大隅存込候て

ハ、家督も如何可有之哉と存候ニ付、一日も速〔黒田斉〕ニ小子

江申達度、其上は井上身分ハ夫限りと覚悟ヲ極罷越候

ニ付、出国より途中も格別秘し不申、尤追手ハ用心仕

候得共、一日も早く参、小子江可申、駕籠杯ニも乘、

坂口源七と申事も有之由ニ付、直ニ足はへ相分候由、

一体ハ極秘し置、小子参府之上、大隅模様次第にて、

井上事可申と舍居候処、足はへ相分候ニ無相違旨承候

ニ付、とてもかくし詰候事ハ不宜存候間、仲江逢候節、

前文之次第ニ申述候事御座候、

△〔時澄〕 一 木村仲之丞事ハ、右井上兼々懇意之者之由御座候、是

又前文之通之次第御座候、井上事筑前江参候哉、模様

一向不相分、其上〔島津久徳〕將曹・平杯殺し尽之意有之候間、此

行末見届候者無之、其上佞臣之為ニ死候事残念至極ニ

付、小子江申達形行も見届申度、尤小子指図次第、一

命ハ捨居候事ニ付、如何様共不甘旨、乍然右之心得ニ

て、途中極秘し候て参候ニ付、一向足はへ不相分候間、

薩州捕方数十人来候得共、手ヲ空して帰り申候、右両

人忠義之志ハ同様ニ御座候間、何卒薩州表理非明白之

上、追て指返し申度、仲之丞事ハ一ト通致勤弁候処ニ

ては、座敷牢を破り候ニ付てハ、別て井上より重罪ニ

有之候ニ付相分候得ハ、是ハ嚴敷薩州より申来候事ハ

必定ニ有之候、指返し候得ハ死罪ニ相違無之候、井上

とても平杯より軽罪ニ取計可申旨ニハ候得共、是又死

罪ニ相違無之候、右之通忠義之者ヲ小子より指返し、

死罪ニ為行候事、何分忍不申次第御座候、尤右兩人指

返し候ニ付てハ、薩州ニても將曹・平事切腹等申付候

儀ニ候ハ、指返し候事も相当之事ニ存候得共、時勢
とても左様ニハ參間敷候、如何取計可申哉極六ヶ敷事
御座候間、何分御賢慮御教示可被下候、一体此節之儀、
大隅守江異見仕度候得共、小子より之内用書状たり共、
自身開封不仕、將曹・平兩人間江申付候ニ無相違由ニ
付、兩人事も難申遣、何之益ニも不相成候間、此儀も
出来不仕候、実家内乱之次第申上候事、何分不実之
様ニも相聞候得共、右之次第ニ付、小子心中ニ合居候
計ニてハ、後日変事も難計、打明申上候方、実家之為
筋ニも候間、如此御座候、尤小子兄弟共江も、追々相
信（元美平昌高、前中津藩主、弟開部
信順、八戸藩主）談申越居候、井上・木村も主人之不明申出候事、何分
当惑仕候得共、不外小子之事ニ付、無抛申出候旨とも
重疊申出尤之事存候、一体此書面清書仕候て可差出之
処、何分入組取しらへも隙取、余程延引ニも相成居候
ニ付、下書之儘ニて御座候、尤家来江も難為認事多く
候間、小子自身ニ認、如例愚筆愚文書損も多御座候間、
宜敷御舍、御内分辰ノ口江被仰上可被下候、猶又存出
候事ハ別ニ可申上候、以上、

四月廿八日

〔表紙〕

〔扉に表紙の文字の外に、(紙数十六枚)の記載あり〕

島津家國事執掌史料 齊彬公史
 内証紀自嘉永二己酉年
至嘉永四辛亥年 四

○〔阿部正弘、老中〕
 阿闍江不表立差出候書面写

〔正徳、諏訪神社官〕
 一井上出雲守事ハ、去年申上置候通之儀御座候、然処同
 人事筑前江参候途中、足配之模様薩州江相知レ候趣ニ
 付、薩州側役〔久包〕吉利仲事、江戸表より帰路領内罷通候ニ
 付呼寄、内々井上事申聞候へは、末同人共よりは是非引
 渡候様申越候得共、御内々ながら兼て申上置候人柄ニ
 付、今一往不〔表カ〕差立申上候上ニテ、否哉可申遣旨返答仕
 置候、如何取計可申哉奉存候間、此段不差立奉申上候、
〔表カ〕

以上、

四月廿八日

○ 阿闍江不表立差出候書面写

一薩州家来木村仲之丞〔時澄、小姓組、無役〕と申候者、昨年之一件ニ付、慎申
 付ニ相成居候処、何分国家之為危存候ニ付、三月十四
 日之夜出国仕、廿二日夕方吉永源八郎方江罷越候ニ付、
〔福岡藩側役〕
 得と相糺候処、相違も無之候、且又薩州にて又々四人
 程切腹申付ニ相成、其外数人咎中にて、此先キ之模様
 不相分、いまた数人切腹等申付ニ相成可申哉難計候由、
 猶又一体之模様委しく申出援申付置、書面差出候間、
〔申出候様申付置カ〕
 致披見候処、不容易事多く、於私当惑之次第ニ御座候、
 右仲之丞儀、咎中出国重罪之者ニ付、早速薩州江引渡
 可申事相当ニ候得共、書面之趣にては、以之外之儀ニ
 付、為後日深くかくし置申候、此事も不差立奉申上候、
 扱又昨年より此節迄之都合、井上・木村之事、其外共
 ニ委敷儀ハ、伊達遠江守江極秘不残申遣候間、其内同
〔宗城、宇和島藩主〕
 人より達御内聴可申候ニ付、宜敷御舎、何卒同人江委
 細被仰付候様奉願候、伊達迄遣候書面之儀は、呉々も

御見流し奉願候、薩州混雜之次第、其外色々難申上事も候得共、相控候ては実情も難相分儀御座候間、無抛不残申上候、万事御見捨、呉々も奉願候、御面倒之儀奉申上候段、重疊奉恐入候次第御座候、何卒御憐察被下、御賢慮之程奉願候、以上、

四月廿八日

○

別啓申上候、秘書一冊、何卒筒井紀伊守江極内分爲御見可被下候、其上ニて辰ノ口江御差上可被下候、筒井も兼々少々ハ心得居候得共、委敷存居候方宜敷御座候、書状一通筒井江御届可被下候、
一 此節不差立留守居より辰ノ口江差出候封物下書、爲御心得差上申候、以上、

五月三日

二白、今日迄ニ不残相仕廻候ニ付、明日大早飛脚差立申候、今日も大取紛大乱書高免可被下候、以上、

福岡

宇和嶋賢君

平安極内用御直披

表封ニ云

伊遠江守様

松美濃守

五月三日封之

○

一筆致啓上候、秋暑之節、弥御安寧奉賀候、然は先月十一日、大風雨洪水破損も有之候処、去七日又々大風大雨破損多、其上出水ハ十一日より強所多く、風は城下近辺は、十一日より此度別て手強有之候、右両度之風雨ニて、田方損毛多分ニ相成、其上只今花盛之時節大風、且又出水等ニて、如何之作並ニ可相成哉、当惑至極御座候、万ハ皆無体ニも可至哉、心配仕居候、昨年も不作、〔二月五日、江戸霞関藩邸〕又々此度之損毛必至と当惑仕候、右ニ付侍屋敷も大方破損有之、士民共難渋仕居申候、右ニ付重役初心配仕居申候、折角彼是取調居申候、右作方且又国中破損等、今日迄ハ委細不相分候ニ付、得と相糺之上、何分手当等行届兼候ハ、万々一ハ国民為撫育、当年参府御断奉願候都合ニも可至哉、重役共内評仕居申候、当年は薩州一件も引受居、是又不容易儀ニ付、是非共出府之心得ニハ候得共、士

民無力ニ相成候てハ、重き長崎御用難相勤候ては、是又不容易儀と勘弁仕候間、実ニ両端大難渋仕居申候、右ニ付内情打明、極々内々貴君計江申上置候、万一此後以急便参府御断願出し候事も可有之、左候得ハ、辰ノ口ニても、右薩州一件も有之、私事引受居候処、天災とハ乍申、如何之儀と可被存候ニ付、右之節ハ如此之内味之都合、一国人気ニも相拘、参府御断申上候て、國中世話いたし候旨不申聞してハ、人氣治り不申、人氣治り不申してハ、重き長崎御用も難勤候間、無致方御断申上候段、無間違様御内々被仰上可被下候、修理も当惑可仕候得共、右ハ私事参府不仕候共、是非宜敷取計可申候、其節此節之内用掛り安永延助事、急ニ出府申付、〔島津吉興〕大隅参府後、取計方万事打合、〔奥平昌高・南部信忠〕鐵・南江申遣、同人共取計、又辰ノ口江も、弥以私名代貴君万事可奉願候、是又延助ヘ万事相含メ可申候、〔島津吉彬〕对修理不信実之様ニも候ヘ共、国中も累年痛居候折から、兩度之天災恐懼仕候、其上七日後右様大變之跡ハ快晴致候事ニ候ヘ共、日々陰雲濛々、其上洋之方日々鳴り居申、何とか近日又々大風雨必定と相察居申候、今日も蒸熱強曇天ニ御座候、甚心痛仕居申候、万事御推察可被下

候、右ハ全く見越候事ニて、近日中遠郡等之模様相分、参府致出来候得ハ、無此上候得共、何分痛所強く、国人気不宜候ハ、参府御断も可仕哉、為其節極秘打明申上候、修理江も被仰聞不苦候得共、深く心配可致候間、弥参府御断申上候ハ、此主趣被仰聞、其儀無之候ハ、被仰聞候ニ不及候、右之趣内秘申上度、如此御座候、恐惶謹言、

〔黒田奇徳 福岡藩主〕
美濃

八月十日
遠江様
〔伊達宗城 宇和島藩主〕

二白、右之趣ハ先々極内評議ニ付、同輩へも此節不申遣候、其外鐵・南・芝初近親共江も不申遣候間、必々極々御秘し可被下候、万々一屋敷江もれ候ては、以之外騒動も可仕候間、左様御承知可被下候、何分年々之損毛、士民相痛居、厚く心配仕居候、右之事〔南部正政〕辰ノ口江も得と御承知ニ相成候様、何分共貴君宜敷御取計可被下候、表向願出候上、貴君より辰ノ口ヘ被仰上候方よろしく候哉、又其前ニ殊ニより候ハ、可奉願候、実ニ右之都合ニて、私事当惑心痛仕居、殊より候ハ、参府御断も可申上哉など、被仰上置候方宜敷哉、とかく辰ノ口引受宜敷方ニ御取計可被下

候、色々取紛居、大略如此御座候、万事御賢慮奉願
候、以上、

福岡

宇和嶋賢君

平安極々秘密用御直披

○ 薩州より返事之写

乍恐

御直ニ御請奉申上候、

去ル十三日御日付之

御内書、同十九日頂戴仕、誠ニ以冥加至極、難有仕合
奉存候、

井上出雲守御引渡一件ニ付、〔阿部正弘〕辰ノ口様御方江、此程よ

り被仰進置御訳合被為在候御事共は、再往奉伺罷在候
処、此節御模様相分り、右ニ付てハ早速御引渡可被成
下筈之御事ながら、御同方様御返答、不容易御訳合有
之、何分共只今井上難被遊御引渡御一大事之儀有之候
ニ付、御軽々敷御書中ニも難被遊御認、此御方様御家

老之内、其御方様江被召呼、

御直話被遊度も被思召候得共、此節柄御聞得も不可然、
且又御書中にて万一御相違共相成申候ては、以之外之
御珍事可被為在ニ付、

御參府之上、御重役并私共江、御直話御伺セ被成下、
其上御取極被遊度、此御家御太切之御場合ニ付、御内
吟問之御都合は御六ヶ敷共、御重役初誠忠存上候ハ、
右之通屹と御取計被成下度、万一心得違彼是申上、大
隅様御不為之儀、御必定ニ可有之候との御事共奉伺、
何共く奉恐入仕合御座候、是迄之形行御重役共江も
不残申述、猶又篤卜評議仕候処、何分不容易御事柄ニ
付、早速御家老之内にて、其御領内江罷出、委細之
御様子奉伺度奉存候得共、何分是迄之初終之形行、大
隅様達御聴不申候ては、不被罷上次第二御座候間、此
筋も極内ニ相叶不申、只々何共難申上奉存候、出雲守
御引渡被成下候様、指急キ願上候趣意は專御父子様御
間計ヲ一向ニ為奉存計ニ付、前文通之御都合向夢々不
奉存御事ニ御座候、此上ハ兎角
思召様乍恐御尤様ニ奉存候間、無御程
御參府之上、何卒大隅様御為、御父子様尚又御都合宜

敷様ニ、

御近親之御好ミ様ニ付、御賢慮被成進被下候様、幾重

ニも乍恐奉願上候、尤御家老中よりも同様願上、當時

此一条外ニ奉念願御一儀無御座候間、深重被遊

御汲受被成下候様、誠仰乍恐奉祈上候、謹上、

七月廿三日

伊集院 平

吉利 仲

上

奉別啓候、御請之儀、早々可奉申上筈之処、丁度之

折柄、参府之疏人御式事、引統御手当向之御覽杯被

仰付、御重役共得と打合、則々相調兼申候ニ付、存

之外延々罷成、何共奉恐入上候、

○

六月十三日、貴書相達拝見、弥御安祥奉賀候、彼之用

向ニ取紛、暑中御尋問も不申上、恐懼之至御座候、相

替事無之候、尋常風説書・荷物人数付等差上申候、内

風説も入御覧候、右ハ極秘ニ奉願候、兼々之風説ニ似

寄候事も少ハ有之候、其外被仰下候事々承知仕候、

一御註文之内、唐本参候ニ付差上候、御側向江側向より

差廻候様申付候、右貴答大乱書、如此御座候、恐々頓

首拝、

初秋四日

二白、時候御自愛御專一奉存候、爰元殊外不順、昨

今ハ仲秋末之比之氣ニ候、小子無事御放念可被下候、

以上、

福岡

遠江様

平安貴答

○

弥御安寧奉賀候、然ハ先達仲〔吉利、伊集院〕〔島津寄様〕・平より修理より云々申

来候処、小子より一向何事も同人共江不申遣候間、如

何之都合候哉之旨申来候間、先達修理江敵敷申遣候下

書ヲ為見、何分辰〔阿部正弘〕ノ口模様分り次第可申遣、右下書指

帰し、別紙之通申来候間、最早小子より用事も先無之

候間、家来より相応申遣候、別ニ子細も無之候得共、

〔正弘〕阿部返事延引仕候ハ、何かもつれ立可申由、其もつ

れ立と申訳合、如何之事哉存申候、不審之至御座候、

且又右下書之中ニハ、以来修理より此度之一件小子江

不申越様、もし申越候ても指帰し可申旨認有之候得共、
矢張委細形行修理江伺可申と認有之、右下書之所ヲ不
差構文面、不埒至極ニ候得共、先々右ハとかめ不申候、
定て修理へ色々事六ヶ敷可申候得共、修理よりは小子
より厳敷申越、とても掛合候て、修理よりニては小子
受取不申、何分ニも修理より小子江申達候事ハ、修理
よりハ出来不致旨申遣、以来表向ハ此一件弥以双方よ
り不申姿ニきつと仕候様、修理へ御伝声可被下候、夫
ゆへ此節来候表向之内用之書外ハ、返答難仕と下ヶ札
いたし候て、修理江差帰し申候、右申上度、早々頓首、

初秋四日

福岡

宇和嶋様

尚以、此儀は鐵炮洲・芝・南部江ハ別段不申遣候間

御序宜敷奉願候、以上、

美濃

遠江様

平安極内用御直披

○

六月十三日之貴書は、朔日相達拝見仕候、五月初ニ委

細申上候事、相達候趣被仰下、且又段々厚御世話御心
配被下、小子秘書被添候御書取一通并小帳二冊被下、
拝見仕候、得と熟考之上、取計候ハ、早々可申上候、
一辰ノ口返答、難被及差図と申候御事、於小子無此上厚
難有奉存候、右之御主意ヲ以、得と熟慮仕候て取計可
申候、追て委細可申上候、辰ノ口江も厚く御心配被下
候儀、千万難有仕合奉存候、御序不取敢御礼宜敷奉願
候、辰ノ口伝言難有奉存候、猶又宜敷奉願候、

一筒井之事も致承知候、

一貴君阿闍御應對、無残所御儀感服仕候、

一井上所置早速可仕候処、其後薩州之人氣も大体相分

り候事有、井上所置次第にて、又々動乱無相違事可

有之相察候事段々有之、此儀ハとても書中難申上候、

御面話ニ可仕、尤修理身の上ニか、り候事ニハ無之、

大隅殊より表向、公辺御沙汰ニも可及儀ニも可至候、

辰ノ口ニも以来静謐ニ候ハ、可然と申候儀も有之

候得ハ、井上一人之事にて事立候ては以之外にて、

諸君ニハ井上さへ自尽仕候得ハ、両全と可思召候得

共、決て左様ニも無之儀有之、然し留置候て、表向

公辺御沙汰可願、小子存念ニハ毛頭無之至て六ヶ敷、

近親共可申合之処、遠路其儀も隙取、最早近々一決

断之場合ニ付、得と重役共江も内談仕候て、後來薩

国無事静謐之所ヲ取計可申存申候、

一時急木村之事致承知候、違存は無之候得共、数百里之海

上、湊々ニて薩廻船出会之程も難計、其上八戸着候

岸何之浦ニて、何之何某江内々何と申入可然哉、右

も不被仰下候半ては、速ニ出帆仕候ても極不安心ニ

付、何共其所迄御明細被仰下候ハ、早々取計可申、

尤弊国廻船（是説カ）非国仕出し有之節ニ無之てハ、別て荒波

容易ニハ難出事ニ御座候、委細申上度候得共、右用

向談合日々仕候間、先荒々申上候、其内万々可申候、

頓首拜、

初秋四日

宇和嶋賢公

福岡

二白、段々御深切被仰下、海山難有奉存候、何分愚

昧之小子、良策も無之候得共、是非共宜敷都合ニハ

致度、殊より候ハ、理解申聞、井上五六年小子預り

候得ハ、弥以静謐ニ有之候、如何可仕哉いまた相決

不申候、以上、

福岡

宇和嶋様

平安極々秘密用御直披

封書ニ云

初秋六日出

六月十三日之返事

○

一筆致啓上候、秋冷之節候得共、弥以御安祥奉賀候、

然は委細は先達て内々申上候通ニて、何分昨年之違作、

当年度之大風雨、破損流失田島損毛不少、人氣何分不

宜、色々手当も申付心配仕申候、重役共江も折かへし

相談仕候得共、何分共当年在国ニて、万事申付不申し

てハ人氣治り申間敷候旨、何も申立候ニ付、無拠此節

参府御断老中江奉願候、何分国中無力ニ相成候てハ、

長崎御用も難勤一大事之事ニ付、容易ニ可相願次第ニ

ハ無之候得共、無拠奉願候儀ニ付、貴君江も厚く御舍

被下、参府御断願通相濟候様奉願候、万一願之通相濟

候得は、国中一統此上も無く難有奉存候、於小子大安

心難有仕合ニ御座候、筒井ニも右之趣、万々内々申遣

置候、（島津宗彬）芝初へも此節荒々申遣候、貴君江も先達委曲申

上置候間、誠々荒々申上候、宜敷御賢慮可被下候、右

ニ付芝内用向ハ、弥以安永延助事、九月十四五日頃ニ
出立申付、〔鳥津奇形〕大隅より先ニ出府仕、貴君御初江、得と小
子含候趣申上候て、万事宜敷御取計、無事ニ相濟候様
奉願候、右用事ハ同人得と申談可差出候、右ニ付今日
大早飛脚差立候間、此段早々申上度、大乱書如此御座
候、恐々謹言、

八月廿四日

美濃

遠江様

尚以、時候御自愛御專一奉存候、前文之次第何分長
崎表御用向ニも相拘一大事之事ニ付、厚く御含万事
都合よく願之通相濟候様奉願候、御序も候ハ、〔敬慮〕
〔西丸留守〕井江も御内話可被下候、修理ハ是非共小子参府と可
存候へ共、何分別ニ致方無之候、入費之訳ニも無之
人氣之事故、何分自身ニ万事申付不申してハ治り申
間敷と、重役共申出候ニ付、無拋御断申上候事ニ御
座候、不悪御汲取可被下候、以上、

三白、城下より程遠之場所ニ候、先日より米払底
にて既ニ米屋ヲ可打碎勢ニ御座候処、右米屋実ニ
米無之事致明白、無事ニ治り申候、一事申候得ハ
か様之事御座候間、実以不安心ニ御座候、此事ハ

筒井江も不申遣候間、御序ニ御咄可被下候、然し
外々江ハ御沙汰無之様奉願供、貴君ゆへ打明申上
候、以上、

宇和島賢君

平安極々内用

福岡

封紙ニ云

八月廿四日福岡より

九月十二日達ス

○この文書は、「鹿兒島県史料 奇形公史料」第一巻の第四一三号
文書中の嘉永三年五月二十六日付鳥津奇形書翰（伊達宗城宛）と
同文重複により略す。

○案文体之一紙

○この文書は、「鹿兒島県史料 奇形公史料」第一巻の第四二七号
文書中の嘉永四年二月三日付鳥津奇形書翰（伊達宗城宛）の別紙
（鳥津奇形口達案）と同文重複により略す。

〔表紙〕

〔扉に表紙の文字の外に、(紙数十六枚)の記載あり〕

島津家國事執掌史料
齊彬公史
内訂紀自嘉永二己酉年
至嘉永三庚戌年 五

嘉永三庚戌

一五月三日福岡発、同廿一日到来

但横牒一冊、半切一通、

飛書老冊、

〔阿部正弘〕
阿闍江之書面写二通、

、

一 同廿三日、〔島津斉彬〕
麟洲被參致密談候事、

一 福岡より參候飛札中、木村仲之丞〔時澄〕より薩州表之模様申出候様

〔黒田斉徳〕
濃州被申付置候所三月廿六日書取差出候条々之内虚実付札之
覚左之通、

○この文書は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」第一巻の第四一二号
文書の嘉永三年五月二十三日付 島津斉彬批答(木村時澄上書に對
する)と同文重複により略す。

〔阿部正弘、老中〕
阿闍江遣候書面写五月廿八日出又

一 薩州一条、去月廿八日美濃守より申上、御承知被成下
候儀と奉存候、当月三日立以飛脚、尚又其後之模様申
越、井上出雲〔正徳〕・木村仲之丞〔時澄〕兩人之事も、尚相伺申越候
様頼越、委曲別兩冊にて被成御分と呈覽仕候、尤内用
ニ有之小帳ハ御返却奉願候、委曲拝趨万々可奉申上候
得共、兼て此分御披見被下置度、尊慮之程も罷出可相
伺と奉存候、尤美濃より仲之丞へ委細申出候様申付候
ニ付、三月廿六日数条申出候処、皆々不容易事柄ニ付、
偏聴にても不安堵存候ニ付、極密ニ修理大夫〔島津斉彬〕へ此間及
密談候所、仲之丞申出候通にも無御座、君門万里事情
不通之時合故、伝聞之誤又ハ見聞違等有之、何分推立
後証に難相成様申聞候間、其分ハ除候て写上不申候、
其内御披閱可被成と思召候ハ、被仰下次第何時にて

も可呈候、其外始に井上を帰候様薩よりハ申シ、筑よりハ不帰ス杯之懸合も御座候処、右も御必用とも不奉存候間相省き申、何事も拝眉之上、万縷可奉申上候得共、此間より修理大夫始申談候訳申上候ハ、御考量之御端にも可相成哉と奉存候ニ付、申上置候間、御賢考被成下度奉希上候、

一井上出雲儀ハ、〔黒田宗徳〕美濃存念ハ委細別帳に御座候通種々あやつり、以御内命参府迄留置度事と推察仕候得共、是非参府後ハ相伺候て、何等決着不仕候てハ不相濟、一向に不差帰都合出来候ハ、右様に取計候ても宜敷候得共、もし其時に至、薩へ引渡遣候様相成候てハ、素意も不相達、彼方申勝候訳にも可相成、残念至極之事ニ付、矢張先般申談、相伺候て申遣置候通り、出雲其身之以覚悟自尽仕候ハ、双方之面も相立可然哉之事、

一木村仲之丞之儀ハ、為後証留置度、且一人は歸し、一人は留置候も、片落之儀と存候旨、〔美濃存念も尤にハ〕御座候得共、出雲儀ハ足配も附居、亦仲ニも相話、薩役人も承知之上ハ、何分致方無御座候得共、仲之丞儀ハ尋にハ参候得共、いまた足配も不相附を幸と、程能

以便船南部八戸へ遁し潜居為仕置候ハ、大安心之儀

に可有之、福岡に居候てハ、久敷内にハ足配も附、留置困ひ潜居為致候趣、薩にて致伝承候ハ、後日迄も〔除左衛門、清安〕近藤・山田へ荷胆〔担〕にて致候様存候程も難量、左候てハ、此末隠居家督之儀杯取扱候時にも、種々故障筋可相生と存候ニ付、旁絶遠之奥筋へ遁し候方可然哉と申談仕候事、

一五月廿九日修理〔島津斉彬〕より到来、六月朝日阿部へ出候、於薩藩咎申付相成候面々名之書附左之通、

○この文書は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」第一巻の第四一三号文書の嘉永三年五月二十六日付島津斉彬書翰（伊達宗城宛）中の別紙書附（五月二十九日薩藩所刑人数書附）と同文重複により略す。

〔付紙〕

名越右膳 新納彌太右衛門 村野傳之丞 宇宿彦右衛門
後醍院彦次郎 八田喜左衛門 關 勇介 郡山一介
高木市助 白尾傳右衛門 岩崎仙吉 竹内半右衛門
右十二人も軽重所刑せられたり

六月朔日修理話

笑左衛門・二階堂・海老原申合、海防大
銃台場杯相製候為に、去る未年より毎歲
五千石ツ、引除之都合に相成居候所、段
々此節調候てハ、只今迄に大筒杯ニも右
程入費ハ無之、跡之余分いか、相成候
哉、始末不相分候由、当年よりハ右之五
千石ニテ、実に追々大銃台場杯出来候様
為相成由、

一 六月二日〔正弘、老中〕阿部へ逢対話之覚

〔伊達様〕
此方より

此間内追々呈覽仕候書面ハ、御披見被下候や、御面
倒之儀にて恐入旨申候、

〔阿部正弘〕
阿答

皆々熟覽いたし候、扨々不容易事に存候、旧臘ニテ
咎方も追々為濟候事と存候処、段々多人數に相至、
殊に主罪も再度嚴重之仕置申付候ハ、如何之訳にて
二度に咎有之候や、

此方より

〔清定〕 山田切腹之後鹽屋へ遣候遺書有之、親類より差出開
〔京都町入極盛惣兵衛〕
封相成候所、兼て遣置候書面之宿意ハ、是非く相
達候様頼之文意ニ付、直ニ勘兵衛方へ手を入、山田

より遣置候書面取戻し候より、巨細に表向しかね候
委敷訳相頭候ニ付、不得止再度之咎申付候由、全体
〔島津久徳〕
將曹始も可相成国家騒乱にも可及勢ひ、公辺へ為響
代替り之儀相工候杯之訳ハ、最前ハ申出さぬ心得に
て軽く為濟候合御座候所、表向よりばつと仕候故、
右体取計仕候、最早此度にて相済可申と奉存候、

阿より

全体大隅心得ハ如何や、將曹・仲杯もいかや、

此方より

此儀ハ委曲弁別も不仕候得ば、容易に難申上候得共、
只今以笑左衛門ハ宜敷者ニ存込候趣、それ故同人仕
置之儀ハ何もあしき事ハなくと存候様子、夫故諸政
も一洗不仕、只今にても目立候様改革御座候ハ、

直に貶られ候勢と申事に御座候、一体之儀ハ是迄追
々御見聞も被成候通ニ御座候、又美濃〔黒田奇徳〕より差越候書
面中、木村より再度申出候意味ハ御座候半、其内大

隅はまさかかに廢立之存念ハ有御座間敷候得共、万一
〔島津久光〕
修理子供無御座時ハ、周防事を養子に可仕存念ハ、

從來可有御座候由にて、色々促し疑惑の讃口をいた
し候者も御座候間、迷之念可崩かと痛心仕候、將曹

偶はまさかか

修理子供無御座時ハ

從來可有御座候由にて

し候者も御座候間

迷之念可崩かと痛心仕候

仲之人物ハ尚更何とも難申上、其内修理之密話杯承

候てハ、笑左衛門〔志津馬〕・二階堂〔宗之丞〕・海老原之類にハ無御座、

當時之政体悪弊ハ追々じりく改候存念の由、周防

杯之義も、専將曹世話仕候故、追々相整候模様御座

候由、折角修理大夫家督之儀も、内々心配仕候様相

聞申候、君辺之都合有之候中にて心痛致し、改正筋

之儀一尺のまなれハ、五六分位ツ、直し候合之処、

脇方より笑左衛門同様有之様疑念を入、悪敷申候

者数々御座候処を、憤歎いたし居候やにも承知仕候、

忠邪真偽ハ如何可有御座や難申上候、仲事ハ随分よ

ろしきよしに承知仕候、何分にも取極候所ハ申上兼

候、

但此返答申述候後、此間之帳面被取出、いろく

話有之候事、

阿より

御内話ハさておき、全体大隅不行届より事起候儀に

て候得ハ、

公边より御吟味ニ相成、きつと御沙汰有之ことに申

訳ハ無之事にて、御内々之相談ハ御相談に候得共、

実につまらぬ儀と存候、

此方より

左様御沙汰御座候てハ実に恐入義、不行届にハ無相

違、

公边にてきつと御見聞被為在候上にて、御沙汰筋御

座候てハ、一言も申訳〔無ひ〕ハ有之間、恐入候儀に御座候

半、畢竟美濃守始も、其儀を心痛当惑仕候故、当今

彼是奉得御内慮候、表向に不相成、是迄大隅儀も首

尾能相済候間、此末隠居家督都合能相済せ度と周旋

仕候間、其段ハ幾重にも厚御合被成下度候、

阿より

何も只今左様之都合ニ相成と申にハ無之、全く右ハ

太段之処を一寸御話申候事にて、此末之所一和に相

語り、隠居杯候ハ、可然事と存候儘御話申候、只今

之処ハ御心配有之程にも不及、然し不静謐之模様ハ

随分能相知れ居候事故、何卒此末之所大事と存候、

此方より

左様に候ハ、先々難有事にて安心仕候、何分被仰

間通、此末一和平寧仕、隠居仕候様無御座候てハ不

相成事と奉存候、美濃出府も仕候ハ、尚又御工夫

も被成下度願候、拟井上・木村ハ如何処置仕様可申

遣や、

阿より

折角此儀如何相成可然や、井上事ハ御申合之通相成候ても可然、其内美濃にてハしきりに参府迄ハ其儘差置度存念と相察申候、丁度御書取に有之通り、参府迄留置ても、其後渡さねばならぬ様至候てハ、美濃存意も不相達候半と存候、尤参府迄之処ハ、手前より一体此度之儀ハ此方にて見聞之趣も有之、不容易事柄故、参府後尚直ニ可申談候間、先ツ留置候様申候ハ、差支も有之間敷と申され候内に、御太鼓打出候事、

此方より

丁度被仰聞候通り、左様申遣候ハ、何も聊無差支、〔黒田斉博、福岡藩主〕美濃守ハ如何計り難有可奉存候半、其通可申遣様可仕や、

阿より

それハ先御控可被下、尚々篤と熟考之上、又候話可申、尚委敷御内話申度候得共、今日ハもはや御太鼓故、近日御沙汰可申上候、

此方より

委細畏り候、尚御沙汰御座候ハ、罷出可相伺候乎〔時造〕存候、木村事ハ如申合南部へ遣し候てよろしく御座候や、

阿より

木村ハ丁度被仰聞之通之方可然、左様可被成と被申わかれ候事、

一同日帰り懸、南部へ立寄面会之上、委曲に及密話、南部只今より芝へ被参、昨日話合候とハ趣も替候ニ付、右之趣被伝度旨頼置帰候事、

但明朝早飛脚立候筈之処、右ニ付被見合候てハ如何と申儀も申遣候事、

一同夜修理手帖参り、早飛脚ハのべ候よし申来る、一井上処置之儀、修理始自尽可然と申談、先日阿部へも得内慮候上、福岡へ申遣有之儀にて、此度申合候処も矢張同様にて動も無之、既に今日尚又阿部へも申述候通有之候処、途中より与風考見候処、全体阿部へかりそめにも為後証留置候と申遣候者故、一応ハ何不申候てハ如何様申越候とも難相渡旨、薩へ申遣有之上ハ、平日も重々人念手厚心を付させ置可申筈に有之処、阿部之返答も無之内に、自尽などいたさせてハ、薩へ渡

候よりも面目なく、申分無之姿に可相聞、左候てハ阿
へ対ても鹿略之様可相成、薩にても阿部様へ御伺云々
とハ被仰越候得共、実ニ御伺為相成儀にも有之間敷、
段々此方より敷敷申上候ニ付、不被得止自尽被仰付候
事に可有御座など、申ましきにも〔あらずや〕つまず、さすれハ双
方へ不都合に相成可申候間、先ツ此節之処ハ、阿より
今日被相話候位に被申聞候て、参府迄留置、出府後と
ふしても返さねバ不相成事に至候ハ、最早阿部より
差歸し候様改て被申聞、其時薩へ迎人参候様被申遣、
其間に井上覚悟にて、最前申合候通、自尽いたし候ハ
ハ、阿〔阿部正弘〕之方か、り合にも無之人に相成候上候得ハ、為
差議論も出聞敷哉と考量いたし候ニ付、南部〔信順〕へたのみ
芝〔島津斉彬〕へも被相話候様申遣候也、

〔表紙〕

島津家國事執掌史料 齊彬公史
 内記紀 自嘉永二己酉年 六
 至嘉永四辛亥年

〔扉に、表紙の文字の外に、(紙数二十二枚)の記載あり〕

六月二日〔島津吉彬〕麟洲より到来

極内上書

〔正徳〕井上申出

左ニ奉申上試候義は、推察智謀のみ之工夫にて、此儘奉申上候てハ、誠ニ恐懼之至極奉存候得共、其事之善悪・理之当否は、乍恐

御賢明ヲ以御明決被遊被下候御事に付、私之偏性にて思付候義ハ、善悪を分チ兼候て之其儘思捨兼候愚質、何事も其通之事多く、重畳乍恐大海之御仁思ヲ以、一向ニ御取捨被遊被下候様奉願候、勿論神職と申せは、

世俗へ家之ものと被捨置候程之ものにて候へハ、出家同様之外ものニ被思召、何事も多罪之義ハ、以 御仁徳蒙 御免候様奉天拝候、頓首謹言、

一 去秋嶋將殺害〔島津将賢、久徳、家老〕一条指留メ候後、木仲江極内談仕候訳は、其時分之模様にてハ、何分近藤杯之処甚危ク被存、いかにもして当秋迄之処は、無事平和に無之候てハ、不相濟事と評議仕候も、彼之肥平〔肥後平九郎〕口走り候ト為申事とか、何となく肥平之近・高・山等之氣請悪しく相成居に付てハ、千丈之堤以蟻蟻之穴而潰之諺にて、万一肥平〔肥後平九郎〕より將江泄候ハ、其限之事ト評議いたし候趣、細申上〔又脱力〕にて、將本心ハともあれ、権道ヲ以暫時よきものに被思召候すかたの不差障御内書にても被遣置候様と、心事申上奉試度、尤和漢昔古より奸曲者ヲ何となく味方ニ取込置、上手ニ仕り廻し終ニ奸媒なく済さる例しも御座候得は、至極之権道にては御座有ましく哉と、内密評議仕申候へ共、又繰返勸考仕候得は、自然楚忽ニ奉申上、万一二只近杯之事〔近藤隆左衛門〕ヲ悪しさまニ申上、嶋將江荷担之様にととも、乍恐与風被 思召候てハ、是又大事に御座候得は、いか、計む可然哉杯工夫仕候内、近頃〔ひ力〕

之所ハ一向何事も平和之様故、少し安心之心持、其上
殺害一条申上候後、御戒も被 仰下、実ニ旧冬変事前
之所ハ、極々平和之模様にて、今通なれ至極ハ脱カ之事ト内
話も仕位にて、誠ニ安居而忘危たるにて、臍を喰とも
無益次第に罷成、夫故に過し事ヲ今更申上候ても、却

て御疑惑も起り、且ハ夫計りの工夫迄いたしたる事ヲ、
善悪無差別申上試も不仕ヲ残念にも存し、猶又申上度
も無御座故、打捨罷在候所、〔島津久武〕壹岐事も深く 御配慮被
遊候段も追々奉伺、是節も 〔以後、上印様、申上候條可仕
此御方様江被仰進候事
〔黒田斉通〕

も御内沙汰奉伺、乍恐私にも種々様々と工夫仕、御
配慮之九牛か一毛之 御工夫之端ニ相成事もやと存し
候所より、右之諸事も申上置候ハ、万一も以後之所
ニも詮立申訳も、 思召次第にて可有御座と奉申上試

置候、
一 壹事 〔島津久武〕 思召ニ叶ヒ候半と申事ハ、無抜目將も推察仕居

候事は必定に御座候得ハ、職かたきに存し候も案中、
左すれハ 御国元にてハ、既ニ壹着後御咎之品ハ是々
と、内評議ハ仕居申候半欵、然ルニたとへハ御内分壹
と良策御舎に相成候ても詮立可申候所、些無覚束義に
てハ有御座ましく哉と奉存候、何れにも將か内心より

〔島津斉興〕 御前之御都合奉執成様之訳ニ相成不申候てハ、却て邪
魔ヲ仕り可申欵と奉存候、左様成立申候てハ、又跡ニ
何彼と御難事起り可申も難計、勿論右等に付てハ、
〔黒田斉通〕 上印様深く 思召ハ被為在候御趣モ奉伺候ニ付、細々
被 仰進ニ相成可申と乍恐奉存上候、壹事近等江不得

止トノ事ハ、〔吉判〕 仰より返答之趣にても相分り、其上私表
通の書面にも、内実ハ不得止之訳相分る様に認置申候
へハ、仲之返答之所江私之書面も〔分符〕 府合仕候故、先其分
にても表向之罪ハ、格別成義にてハ御座有ましく奉存
候得共、何分將等か内心が難物ニ御座候と奉存候、

一 將等其外之所、只今急ニ 御取除被遊候御良策無御座
候てハ、乍残念御家督迄之所、今通ニ被召置候無御座
訳に御座候ハ、夫迄之所彼か奸智増長不仕様ニ御工
夫被遊候御事かと乍恐奉案候、右之佞奸邪曲之根元段

々御見通さへ被遊置候へハ、少も 御徳損し候義にハ
全く無御座候故、

御家督迄之内ハ、いか様御叮嚀ニ被成置候ても少しも
無指支、いよく
御仁徳ヲ奉仰事にて、君仁莫不仁君義莫不義にて、却
てハ佞智をひるかへして正智に成り、不臣却て忠臣ニ

可罷成も被計不申、尤其道理にて御座候半欵と奉存候、
いかにしても大罪ハのかれ兼可申、

一將等之心中ヲ、例之察ヲ以計り申候に、根元カ

何方様よりも御気色ヲ蒙ん様にと存し、双方ながら宜
敷様にも存候、何事も扣へ勝手にて、始終伺御模様

候て取計ひ候心底にハ相違有御座間敷、夫か即調笑流
弊にて御座候半欵、其証拠には、先去春御着城前よ

り彼之海老原等御取扱之一条等に付てハ、極々差はま
り候て取調かた／＼為有之よし、是杯ハ至極力ヲ出し

近などよりも早く言れ度内心に候半欵、高五杯を一向
に用ひ極精勤之由ニ御座候所、無程御着城、扱御目

見等も不被仰付、尤此節ハ常と替り、江戸表にて調
笑・二志等之御都合も有之、彼是御機嫌も違候半と

あやぶみ居候所ニ、如案御目見等も不被仰付、就
てハ又第一ニ御都合ヲ見合居候内ニ御内用首尾承り候

様、且御庭方御製薬方其外様々調笑之諸役同前ニ被
仰出候所にて、只今迄之あやぶみ又晴れ、夫より先何

事も御都合か第一、
御機嫌ヲ失ひ候てハ、何も御取扱出来兼ルと思込申候

半、是ハ又実ニ無理モ無き事にて、御都合悪しく成

り候てハ、とても中々一通り二通りにてハ六ヶ敷御
都合之よしと申事乍恐奉伺候得は、成程左も可有之、

尤笑も將も同日之人柄に候へハ、無理も無御座、ソコ
デ外々之御家老中より見る所ハ、脇目八目にて色々と

疑念も起り、海老原杯も其儘にて相済事てハ有ましく
や杯トの内評も御座候半、尤御用部屋江罷出、調笑同

様一人にて伺事等仕候様にと被仰付、今迄之御家老
席とハ全く壁ごしに相成、いよく様々と疑念出来、

夫よりそろ／＼御家老座書役共も私語立、尤海等か事
杯ハいか様之被仰出かと、今日ハ今日ハと相待居候

所、御前之御都合ハ不遊知ニ、將之しわざのみに目
ヲ附、後ニは世上一同ニ私語立、尤高五等も是比こそ

御前之御氣質之六ヶ敷事ハ同済申候半、夫故海等之時
分は、彼是相惑ひ居申たる筈故ニ、將之事は様々と近

扨ト私語居申義ニ御座候、一犬吠形千犬吠声、一人伝虚
万人伝実と相成りたる訳も有之候半と奉存候、夫故ニ

高五や近隆杯か色々申との事もちら／＼將の耳にも
入、西田夫か右らへ進物等之事や、何や彼と告候もの

モ、彼之上田甚助如きもの、外にも可有之筈、夫て將
之胸中おもるやられ申候、其時分之將之胸中心察申、

折角と 御前之御都合ヲ計ひ、海老原其外之事も夫々御取扱相成、よく成り候様ニ極々心配いたすと知らず、御前宜御都合知らぬもの故に様々と虚名ヲ唱エ、其上近隆杯いろく申からは、定て關東御疑にも相成候半、是笑変ト心苦仕候半、ソコテ近・高等之にくさが十陪ニ成ル訳故ニ、何事ゾあれ憂目ヲ見せんと、耳ヲすまし候時分、彼の肥平か迫田〔甚密〕へ之咄ニ、海老原一件にて大坂迄高五ヲ將杯より差立候と申事ヲ、出立前近より泄したりトノ事ヲ聞付ケ、則迫田より有馬次郎右衛門江告ケ、有馬より將江告候故、ソコテ將心中ニ悦ひ、是迄大事之御用ヲ其役場より近江泄したる次第違罪也と、たちまち退ケン〔鳥壺久武ニ隱居行經〕と計りたる所ヲ、嶋壹〔鳥壺久武ニ隱居行經〕・二主より相留られ、残念ト乍存止ミ申夫故己か悪名ハいよく増長いたし、此上とても 御隠居御家督にも相成候ハハ、近・山・高其外よりさへられ御用ひハなしと少し恨を生し、夫故近・高・山等之事ニ何篤氣を附罷在候所より、嶋壹へも迫田ヲ書役に附遣し申候半、右通之所江肥平〔伊集院〕より申出ル上へ、但馬市助よりも平江申出、望候所と存し取計申たるか、此節之都合に相成申候半と奉存候、右通之推察的中仕候得は、調笑・伊平杯ト

ハ、少し訳も違ひ可申哉と奉存候、然共邪曲ハ同日之論にて、彼之人形呪咀如き之事無之と申迄ニても候半歟、是以証拠無御座候へハ、いかに共難申上御座候得共、呪咀杯之事、其所ハ念遣有ましとの事ハ壹も申合申候、

一將根元ハわる魂なしと奉存は、彼之人形一件等ハ、差はまり内糺しも仕たるよし、是ハ先一寸之証拠かと奉存候、是以段々糺候所、彼之薦〔ゆら、奇異御差〕か手より出たる事か、そろく知レそふに成りたるも、例之両全ヲ計る候智か出て、糺明し候事ハ止メニ仕候半、是ハ關東ヲ指テ申上候御前江ハいか
に申上候歟難計御座候へ共、宜しく申上候ハ、先六ケしく相成候てハ、彼是御指支も出来候故、何となく極内糺し、よき計ひ様可有御座杯ト様子申上置候半、是以誠忠士之なす事業に無御座候共、乍憚前之知れたる人品故ニ、大かた夫位之なまぬるき事かと奉存候へとも、是以畢竟脇目八目にて可有御座候、
一篤と勤考仕候へは、嶋壹・二主御咎メ沙汰ニ付、一事どふとも難補訳ハ、彼之去夏近隆・高五兩人ヲ遠嶋にても申附度ト、將か申出たるハ前文通、私意遺恨ハ勿論なれト、彼之高五が大事ナ御用筋ヲ、いかに近隆な

れハ逆、極内にて泄したるハ、高五が大罪故、公道ヲ以咎メ候時ハ、何トモ申訳ハ有御座ましく、いかなる服心の者たりとも、左様之義ハ泄サスニ置所ニ、真味ハ可有御座、又夫程之大事を泄したるニ、近隆〔吉井奏請〕ハ七郎右衛門や肥平杯江咄たる、是以近か実儀ヲ失ひたる上、大事之御用筋ヲ申破りたる罪ものかれかたく、夫故ニ將か私恨〔ラカ〕か捨置て見る時ハ、頓と申分ケもなき公道ニ相成り、遠嶋迄にハ不至とも、御役御免にて慎ミ位ハ相応之事にも候半欵、然るニ嶋壹・二主か相留たるには、夫ハ表向聞合ても彼致て之事なるやと申ヲ、將之抜目ニいたし、將考には迫田か口ヲ承居候ゆへ、泄したるに相違なしと取極居候ても夫ハ内分之内訴に候得は、成程夫ニテハ御取扱ハ出来兼候事に聞口〔開カ〕いたし扱表向聞合ヲ掛、其上にて兎も角も取扱可被仰付と之事に評決いたし、ソコデ嶋壹・二主も勤考スル所、高五か篤実之性得にてハ泄したるもなき事ながら、近隆とハ別段訳もあれば、自然泄したるも難計とて深く碎肝胆、夫故万一之用心の為、二主か下役之内より服心之中村嘉右衛門へ今一人、名ハ忘れ申候、此二人ヲ近隆へ対談に遣し、高五ハ直糺しニても有之候哉、山

田清安
一江ハ縁者之平田清右衛門ト申ものと今一人対談に遣し、肥平江も遣したるか、右通にて問糺し候ゆへ、たとへ弥高五泄したる事も、泄したり承りたりト、白状可申様も無之故、其形行ヲ役場々々より申出るを以、公道ニ評議定り、夫故危難ものかれ申候事に御座候、夫ハ誠ニ公道にて壹・二之所も申分ハなく候所ニ、旧冬以来彼之肥平か色々申出、其上切腹後にハ、山田・高崎等之日記等申出たる所にてハ、日記之内にハ定メテ其時之一評杯ヲ始メ、嶋壹・二主之事など委細書記有之たるより吟味いたしたる所か、何事も実事明白いたし、勿論肥平も彼之高五か泄したる事杯も無相違訳ヲ申候半、依て評議仕る所、何れ嶋壹・二主か計ひには、現在罪人ヲ極内密にて助たるに相成候ゆへ、二主も何之通ニて御座候半、して見れハ嶋壹も同前、是ハ実ニムゴヒ事ながら、不運之大罪のかれ難く、難補訳合ニ相成申候、是ハ今更ようく勤考仕出し、大方是ニ相違有ましく哉と奉存候、又其時壹岐より私江申たる言葉にハとても高五ハ泄ハせずと申ヲ承り、夫ハ壹之役場丈表向左様可申かと存し承り居申候へ共、今更相考候得は、嶋壹ハ実ニ高五泄したる事にてハなき

を、將之作意にて退けんとの事ト思込居候も難計、さすれハいよ／＼ムゴヒ事に御座候得共、是ハとんと時運之令然所、今更補様ハ御座有ましく、強て彼是仕候ハ、いよ／＼悪しく罷成可申候、右次第に御座候へハ、將之所只今極勝軍の形に相成居申訳ニ被存申候所、尚又權道
御勤考ものと乍恐奉存上候、

右之条々ハ全く壹岐之事より存付、前後勤考仕候訳にて、中には甚邪推察ト奉存候事も不少御座候得共、彼是実事ト準し、御照し合セ御勤考被遊被下、不当之義ハ能御取捨被遊被下候様ニ奉心願存上候、私にハ先にも白状仕候通、実に中品以下之生品にて、至て卑劣愚佞にて、実ニ一端ハ奸智にも迷ひ、彼之調笑江も取入り、少々出身仕度工夫迄仕候得共、ソコニ少シ学文トても仕り、彼之人臣当^ハ各立^ニ於^テ其職^ニ不^レ可^レ有^ニ出^レ位^之思^ニ又ハ竭^レ力^尽勞^而不^レ望^ニ其報^ニ程^レ功^積事^而不^レ求^ニ其賞^ニと申意味ヲも考附、尤出身ヲ存し候心根程、臣士之大病ハ無之故ニ、実ニ房主之悟り見夕様に自得仕、屹と日本臣士之魂に立帰

り、此上ハ弓矢八幡も照覽^{〔カカ〕}あれにし、いか成御時節ニ相成ルトモ、右之心根基礎ヲ乱し候義ハ、神ニ誓ヒ無御座候、実ニ迷而自悟者不深迷と申先言にて、一端邪見之地にも踏込^{〔ミカ〕}ニ居候て、自悟仕たる事故、此上ハいか成奸智にもだまされ不申候、夫故善惡とも推察も過申候得とも、大方奸佞邪謀之腹臆ハ知れたるものと奉存候、余り潔白ニ申上候ても却て御疑念も差起り可申事と奉恐入候、追々と御ためし被下候て相分る事と奉存候、然れ共ケ様罷成候上は弥ハラワタを打出し申上不奉候てハ、いかにも心濟不仕候故ニ、不顧恐奉申上候、追々人之質否得失も奉申上候事故ニ、微塵程も私意御座候てハ、弥御徳にもか、はる事故ニ、第一番ニ私之心根より白状仕置候訳合にて御座候間、重畳幾重にも申上過之罪^{〔忠告〕}ハ御仁徳ヲ奉仰候、私にハ彼之^{〔徳川家康〕}神君江奉仕し大久保彦左衛門ト申人か、大の賞くわんにて、真之從士たるものハあの様ニ有たしと忘る、間なくまつ／＼信実ニ從士タルもの、手本と奉存候、夫位之志にて罷在申候間、万端御明察被遊被下度、乍恐私之心にて奉申上置度、存附候事之分ハ無差扣言上可

仕申候間、善悪邪正ハ

御明決被遊被下、存寄申上候事ハ、御仁恵ヲ以蒙

御免罷在候得は、心中至て清潔に罷成、いか成蒙

御恵よりも難有次第無此上奉存上候、再拜恐惶頓首

欽言、

四月十七日

上

一六月十九日福岡より自書到来ス、

六月十一日阿蘭〔阿部正弘〕と應對之覚

此間美濃守〔黒田斉博〕より申越、且委細御内話有之候薩州混乱

之一条段々致熟考候処、不容易事柄故、内々同列へ

も申談居候処、何分井上〔正徳〕・木村〔時逸〕兩人之処置は、乍内

密も取極難及指図候故、其趣被申遣度と存候、尤是

非々々内々指図も致シ候様にとの存念〔候脱々〕にハ、双方

之是非邪正与篤相糺之上、参府後可承と存候、一体

此度之儀相糺候時ハ、手元にて追々見聞有之、藩

士〔隆左衛門〕近藤始主罪之者嚴重之咎相成、其外連座之面々切

腹杯申付候者不少趣、異却至極之儀与篤忠邪是非之

処、明白いたし候様にも不相聞候処、多人数死刑申

付慘劇之至、畢竟大隅心得不宜、家事国政共氣に入

候者へ致偏任、又ハ婦言を信用いたし、内外上下之

情意不相通、隔絶甚敷より事起候義にて可有之、是

迄之処〔調所広務〕笑左衛門始之取計とハ乍申、事に依てハ参府

後直ニ大隅ニも可相尋、其時老年之大隅一向に不存

と申ては相済間敷、つまり同人不行届にハ無相違、

表立被仰出候時は一言之申訳も有之間敷、其処折角

気毒之儀に存候故、此上与篤近親衆熟慮之末、程能

所置有之儀肝要と存候、右等之趣内密御伝可被成候、

〔伊達宗城〕
小生御答

委細被仰聞候趣畏候、過日も申上候通り、畢竟は大

隅守不行届より事起候にハ無相違候間、表向御見聞

も御座候て被仰出候時は、何とも申訳ハ無之、恐怖

仕候儀に可有御座候、美濃守始も其所を染々心痛当

惑仕候故、不得止極密奉得御内慮候儀御座候処、段

々厚く御汲取被成下、表向被 仰出候様相至候てハ
 氣之毒被思召候間、只今之内近親共申合熟考仕候上、
 処置可仕旨御教示被成下候段、早速美濃守始へ可申
 伝、先以於小生重畳感荷之至難有仕合奉存候、井上
 ・木村両人之儀ハ難被及御沙汰段奉畏候、右の趣も
 早速相伝候様可仕候、尚美濃守参府之上ハ、又々御
 内密相伺候儀も可有御座、宜敷相願申候、

〔黒田齊博〕
 福岡へ返翰案

五月朔日立御密翰、同廿二日相達着拜見仕候、其頃薄
 暑之候、今程ハ酷暑中相成候得共弥御清寧奉大賀候、
 然ハ薩州表之儀、先頃荒々被仰下候処、其後居り合、
 又々切腹申付候相成候由、然処木村仲之丞と申者密々
 罷出、密々被相糺候処、相違も無之誠忠之者ニ付、深
 々御かくし被置候、右子細ハ秘密御別冊中に委敷御座
 候間分り可申、大隅不明不及是非候旨、御委曲之御紙
 表再三奉拝閱候、愚昧不肖之僕儀、御熟知之上候処、
 薩藩浮沈江關係之一大事御打明し被仰下云々、御教示

之趣、扱々恐縮当惑之至、逆も庸昧之僕弁別も不出来
 御密用筋貫徹仕、御主意相達候所ハ千々万々無覺束奉
 存候得共、当時御近親衆へ可相讓人も無御座候間、尊
 論之趣ハ時々修理始之鼎力をかり、辰ノ口へも申達、
 昨日迄に概略決着仕候ニ付、則左に奉申上候、誠に多
 端入組候次第、御委細御教示被成下忝奉存候得共、万
 分か一も禿筆にて認解候儀も不相分、御疑惑も可被為
 在と奉恐入候、御推察奉願候、

一昨年より之一件、事長く候間、一冊に御仕立被下、誠
 に詳悉明了とハ此冊子之儀、如見情事相分り申候、扱
 右之内ニハ唐物抜荷、其外他方へ相響不宜事多く、僕
 ニも為御見被成かたく候得共、事情不相分候間、御打
 明少も不残被仰聞候由、其儀ハ御安心可被下、決ても
 らし候儀ハ無御座候、辰ノ口ニも為御見被兼候得共、
 打明し為御見被成候故、御別冊入披見候様、何卒右御
 書付ハ被見流候様に被成度よし、右より事起唐物抜荷
 杯之義、表向 御沙汰ニも及候てハ誠以被恐入候、此
 際さへ見通し候ハ、以来ハ御嚴重に被成、抜荷無之
 様屹度御しまり被相附候旨云々奉畏候、重々阿部へも
 其趣を申述為見候間、其所も御安心可被成、此度之御

書面ニ付、拔荷杯之儀は

無御座事と奉存候、尤是迄ニ

公邊へハ存分委敷相し居候趣に御座候、擬右御別冊

中木村〔時邊〕より申出候十七ヶ条、不審之条々も御座候間、

極密修理へ為見、条々相尋候得ハ、大に相違申候条多

く候故、其儘為見候てハ、万々一忠誠無二之心より申

出候ても、内外情意不通場よりハ推察違も可有御座、

折角事情分り候為に難為見内曲之事迄為見候ても、後

証〔とカ〕ても不相成、却て尊慮に戻り候てハ不宜と奉存候

間、右之処ハ相控不為見候、尤右条々に当り、修理よ

り密話の趣申上度候得共、愚文難認故、間違候ても不

宜候間、御参府之上可申、芝〔島津齊彬〕よりハあらく可申上と

奉存候、

一何分御処置御難渋之訳合ハ、井上・木村兩人之儀御座

候由ニ、御秘冊に有之候通之御都合にて、一人ハ足付

候ニ付無掬被指返、又一人ハ足付不申候故留置れ候て

ハ、兩人とも忠義之志ハ同様御座候処、片落之御取計

ニ相成候ニ付云々相成度旨にて、三通の内阿〔阿部正弘〕より差函

有之様被成度旨、御賢考之処ハ御尤至極奉存候、其通

得内慮可申候処、井上儀ニ付てハ先便も申上候通、芝

始申談候処同意之儀御座候て、此度之御書面を拝見御

深慮相伺候ても、初念相替儀ハ無御座、乍然被仰下候

処ハ、御主意之通之処と芝始申合候処、両端に辰へ申

述、何れか可然と申処取極被申聞度旨、過日より及密

談置候処、別帳の通一昨日ハ過る二日に粗申候主意と

相違、手切れ之返答に相成、畢竟ハ最前より小子申述

方不行届故、右様之落着に相成候事と恐怖之至、今更

当惑仕候、乍然公然たる筋より論候てハ、辰申聞候処

つまり之処ハ、丁度其通り可相成と奉存候得共、強て

異論も難申述と相考候故、如別冊返答仕置申候、右体

辰之方手切れ相成候てハ、尚更最前にも申上候通之主

意にて、井上覚悟之上自尽仕候ハ、御双方之御都合

可然かと奉存候、尤御参府迄ハ辰ハ此度の通り返答い

たし候とても、外人ハ不存儀得ハ、薩へハ矢張辰よ

り返答無之と被仰遣候ハ、御留置ハ何も無子細可相

整と奉存候得共、御出府後迄ハ大丈夫御留置出来可申

候得共、其後ハ如何いたし候もの哉、此度辰より内話

之趣も有之候得ハ、是非々々御参府後ハ、鐵砲洲〔奥平昌高〕ヲ始御

熟談之上、御決着無御座てハ不相濟、其上にて被差帰

候ハ、修理より咎不申付候とも可相濟や、其処さへ

御着眼御座候ハ、あたらし忠誠之士を失ひ候ハ如何にも残念至極候付、無理々々に御留置相成度奉存候得共、代替り御座候ても、出国杯之罪にて処置有之儀に候ハハ、其節無止御引渡よりハ、当今自分に処置仕度事と奉存候、生ハ難く死ハ易しの訳故、重畳右之処ハ御賢慮之末に奉願候、此度ハ僕が一存にて申上候、只今僕を以存候てハ、井上ハ全亡名出奔人とハ申間敷、為越訴貴邦へ罷出候事故、並之亡名と一論にハ難相成訳可有之やと奉存候、人臣痛憤之難堪苦思より無拠処置とも可申候間、後日引戻しの難出来とハ不奉存候、然し此ハ辰ノ口一昨日手切後の事かく吐露仕候儀にて、いまた芝始へも話不仕、又芝存念も不承候得共、辰ノ口声か、りにて御参府迄留置れ候様相成候ハ、尚僕か〔御之〕胸袖の此存意ハ御直話可申上と相合居候処、意外之返答有之候故、毫も不残存意ハ申上候、自殺可然と申ス存意ハ迎も御参府迄御留置、始終無事に可相済とも、当时之勢にて相考申、且代替之義杯追て御取扱に相成候にも、御不都合可被為在やと奉存候故、申上候儀御座候、又御参府迄御留置相成候方可相成候ハ、代替後御引渡し相成候て、無事に薩にて差置ニ可相成と申

処、屹度御着眼無御座候てハ、帰着の処つまらぬ儀に可相成やと奉存候事、井上木村と相違仕候御処置ハ、被仰下候通不相好候事候得共、一人ハ足付候計にも無御座、乍内密打破ル御話も有之儀候得ハ無致方、一人ハ如何様足付候上も御存知無之と被仰張候ハ、致様もなく候得ハ、致よき様可奉存候、扱又木村ハ芝始如申合、何分御配慮を以、幸便船にて極密に途中用心いたし、八戸へ潜移被仰付候方御良策ともにハ無御座やと奉存候、此存意ハ動き不申候、

一此節之儀、一日も早く被仰下候思召之処、如此入組、精々御取調夫々不残御自身御認故、御除取相成候由、御書損杯も可被為在、辰ノ口へも其趣申述為見候様、御遜辞之様にハ無御座候、誠によく相分り、御丹精之程奉恐入候、従是も早く御返事申上度存候処、段々辰ノ口懸合杯にて手間取、さぞく御待兼被為在之奉恐入候、其上御注文通り之都合にも不相成、旁恐縮之至奉存候、且又修理へハ親子之事ニ付、御相談も無御座由、御尤に奉存候、乍然僕儀ハ追々当惑之事も御座候間、不得止相談仕候事に御座候、南部も相談仕候、〔信順、八戸藩主〕將又大隅へ一応御異見不被為在、辰ノ口へ被仰候段御丹

顔云々御尤之至、乍然無^{〔止カ〕}上御都合と奉存候、薩州ニも家柄之士^{〔分カ〕}身居りながら、一言半句口ヲ開候者無之、誠に御恥入被成候由、是は実に遺憾千万奉存候、乍然當今

廟堂之上にても如此勢御座候時にて候得ハ、時勢とも可申、憤歎可仕事無限奉存候、且御秘冊中之御存意、理非如何可奉存哉申上候様、是ハ小子杯愚昧者中々考之付候儀にハ無御座候得共、再三懇説仕候処、御尤千万之思召と奉存候、只井上之儀、御打破計ハ残念に奉存候、其外ハ極御同意に奉存候、甚失敬の儀申上奉恐怖候、何れ如命御參府之上御内話可相伺候、只今御手出し不相成御残念至極被思召候旨、御尤之儀奉存候、其内当御參府にハ是非此度辰ノ口より之返答も有之候故、御処置被成度事と奉存候、

一薩州家老島津壹岐事、至て直成人物之由被仰下、右様之人物に候ハ、遺憾之至御座候、其内薩之先様之始末ハ、武士道にあるましき挙動と存申候、右を以相考候てハ、為差人材とハ不奉存候、

一二階堂主計^{〔行越〕}・肥後云々申付相成、けしからぬ事云々被仰下、御同意甚慘なる致方と存候、

一此度之一件、^{〔吉利久包〕}仲より内々御聞被成候処、大隅ハ殊の外手からに所置致候様存居候旨、以の外之義、氣の毒之至御座候、加之不相替三位の望、當時もしそれか六ツケ敷候得ハ、出格之拝領物云々望の由、実に驚愕之至、左様存念故、如此度混乱も相起候事と奉存候、

一辰ノ口へ対談模様別帳の通り御座候、外に最前懸合候一通奉入^{〔電カ〕}雷覽候、誠に乱略之書取、御分も被成間敷と奉恐入候、宜布御推覽可被下、万事委曲ハ芝始より御承知被下度、恐々頓首、

六月十三日

二伸、折角 辰ノ口にてもさぞ御心配可被成と御察申候、此段も序によろしく申上候様被相頼申候、已上、

九月七日阿闍應對 小生より

井上^{〔正徳〕}一条、以御庇光美濃參府迄留置候事と相成、重疊難有仕合奉存候、委曲ハ美濃書状にて御分可被成義と奉存候、扱一事落着仕降心と存候得ハ、亦当惑

之儀出来仕候、右ハ美濃領分追々御届如申上、六月朔日、二日、三日、七月十一日、八月七日、五度之大風雨洪水ニて必至当惑、領中治方之儀極々心痛仕、

此先見当も付兼候故、趣ニ奇て国民為撫育、參觀御断も申上度含に申越、尤至極之義当然之処置とハ存

候得共、只当惑仕候ハ〔島津義興〕大隅參府後之取扱に御座候、

何分奥平隱居・南部遠江守杯にてハ千万不安堵至極

極々心痛仕候義にて候得共、僕一存位にて申遣承知

仕候位の義に候ハ、不申遣とも參府可仕義と相察

申候、修理始南部杯も甚当惑之旨申越、尤の至に御

座候、依て段々愚考仕候所、薩家一条は私用に似奇

候得共、全私用とも難申、代替之期に至内乱相起候

時ハ、〔琉球〕中山処置迄にも相響くハ頭然之義にて、畢竟

ハ

上ニても御懸念の筋と相成、大家之混雜御座候ハ不

被遊御好候義と奉存候、是迄外他之僕杯乍不肖周旋

仕、彼是御多擾中、不顧恐怖度々罷出御歎話申上候

儀も、全ハ修理・美濃杯別懇之交柄計にてハ更に無

御座、つまりハ乍擾

上ニて御安心にも被為思召候様と存候得ハ、是迄奔

走仕候義、美濃とても実家統柄ハ申迄も無御座候得共、早々

上之御安慮被為在候筋に取計候ハ、矢張誠忠相尽

し候義ニ付、此度參府仕、薩一家都合能相治、中山

表之義も修理申談、修壞仕候儀肝要にて、加之此度

中山表御届方杯之不届も有之、彼是薩家浮沈極急症

にて候得ハ、旁以何そと閣下より、領内天災ニ付国

民撫育ハ肝要之儀候得共、薩州家之義ニ付被仰聞候

含筋も有之ニ付、可也〔成力〕參府出来候ハ、罷出候様、尤

參勤之含とハ被思召候得共、領中度々之天災ニ付、

如何と御関心被為在候間云々と御内意とも被成下候

義相整候ハ、美濃にも留守儀ハ家老共へ申付置、

安心にて可罷出、尤薩州云々と被仰出候よりハ、少

々御用筋も被為在候云々と相成候ても可然哉、何分

当惑心痛難堪奉存候に付、愚意之儘演舌仕候間、御

憐察之上、軽重本末緩急之所御明論奉希候、何れ明

朝參殿可伺候、

〔表紙〕

島津家國事執掌史料 齊彬公史
内訂紀嘉永三庚戌年 七

〔扉に、表紙の文字の外に(紙数十枚)の記載あり〕

〔符箋〕

嘉永三庚戌六月廿八日琉球國異人事件届書
同年七月八日琉球國在留弘引松云々届書
同年七月八日島津豊後末川近江ヨリ島津石見
へ琉球在留喚入云々書翰
同年八月廿三日今度謝恩使上国之序喚入云云
以上四個

此書付薩州直書

表向御届

内密之書状

御相談申上ル書取

○以下の文書は、「鹿児島県史料 齊彬公史料」第一巻の第一三〇号文書(嘉永三年六月二十八日付幕府宛島津齊興届・嘉永三年七月八日付島津久平宛島津久徳書翰・嘉永三年七月八日付島津久平宛末川久宝連名書翰・嘉永三年八月二十三日付伊達宗城宛島津齊彬書翰)と本文重複により略す。

〔表紙〕

鳥津家國事執掌史料 齊彬公史
内証紀嘉永三庚戌年 八

〔扉に表紙の文字の外に、(紙数二十四枚)の記載あり〕

庚戌八月

手留

中山へ去冬参候英船帳面

別に添

一 八月廿四日、^{〔鳥津斉彬〕}芝より内談之書面、^{〔阿部正弘〕}阿闍へ遣置候ニ付、

相添候一封之留、

追て秋冷相加候処、愈御清栄奉賀候、然ハ如別帳修^{〔鳥津〕}

^{〔斉彬〕}理大夫より密談申越候処、不容易重大之儀ニ付、唐

突愚考にも難及当惑仕候間、極密にて御相談申上候

末可及返答と奉存候、右ニ付明朝拜趨仕度、尤少々

長談可相成ニ付、誰も不罷出御清暇之朝に仕度、御

都合次第日次可被仰下奉希候、参上迄に御賢考被下

置度奉願候、

月日

一 右之通申遣候処、明日ハ早朝より勤有之ニ付、断之由申来る、明後逢候由、

一同廿五日、留守居呼に参候処、明朝他人多く参候間、

明後廿七日可逢旨申来る、

一同廿七日、罷在及密話候応対略留

^{〔伊達宗城〕}小子より

過日呈覽仕候修理大夫より内談一条、同人心配之次

第八委曲書面上にて相分居候通にて、実ニ如何計か

心痛当惑致候半、段々書面之趣相察候てハ如何にも

恐入候儀、且驚人候取計に御座候、右ニ付愚考仕候

処、実不容易事柄にて、当否如何とも難及返答当惑

仕候、一体大隅守処置通常の通り取計候ハ、^{〔鳥津斉彬〕}彼是

もなく、^{〔鳥津斉彬〕}修理にハ遵順沈黙仕候事当然に可御座候得^{〔有脱力〕}

共、重大之事柄はかよふの処置仕候得ハ、権変を以
及内奏候方、蔭ながら大隅不行届をあがなひ、且忠
考之筋にも可相当かと相考候得共、及内奏候時ニ相
成、修理如懸念万々一何等御沙汰筋御座候てハ、不
考の名をおひ、又大隅身分にかゝり候のみならず、
却て内輪混乱を引起し、中山〔瑛華〕之処置も不行届、内患
弥増候計にて、外患の手当にも差障可申と相考候間、
左様之御都合に候ハ、乍不本意沈黙仕候外ハ無御
座候得共、其の所ハ貴所様にて御含置被成下、及内
奏候とも当節之処ハ決て為何御沙汰不成下候ハ、
最前申上候通内々申上置候方、第一ハ
上への御覚悟にも可被為成、先祖へ相對候ても本意
之事、忠孝之筋に可相当哉とも存候得共、御沙汰之
処、修理同情極々懸念ニ付与篤尊慮相同道、格別御
懇篤被成下候ニ付、御すかり申上候間、修理心痛当
惑之場合、染々御憐察之上、御密示被成下度候、

〔阿部正弘〕
阿閣答

委細御尤の御儀、修理心痛之趣誠実書面にあふれ、
当惑の段尤の事に存候、扱々今にはしめぬ不埒之処
置、右様之義にてハ、片時も御安心御委任ハ難被成

儀と存候、驚入候事不容易次第候処、一体大隅守に
ハ委細承知の上にて、其身昇進の筋に響合候てハ不
宜と申処より取かくし候事や、

小子より

左様被思召候は御尤千万、実に一言片句も申上様ハ
無御座候、それ故修理にも心痛之至存候義に御座候、
琉球薩藩之浮沈此時に御座候、尤大隅守此儀ハ委敷
ハ不致承知儀と存候、其訳ハ笑左衛門にても大隅心
配不致様にと申心つきにて、かくしあさむき候故、
大間違相成候儀にて、右之意習をうけ、此度も大隅
へハ委敷ハ將曹〔島津久徳家老〕より不申聞、御届申上候位に申聞候
儀と相察申候、大隅守にて事情承知仕候ハ、かよ
ふな不都合にハ不相至儀に可有之、偏信故一路外通
し不申、それ故たまされ居候半、畢竟ハ將曹輩の不
届と奉存候、何と修理へハ返答可仕や、

阿答

さよふさ、一体を申せハ、極々不埒之儀ニ付、嚴重
表向被及御沙汰候当然に候得共、段々是迄之内輪の
次第も致承知、且修理書取貴様の御内話にてハ、此
期に当り被仰出候とも混乱のみに可相成、大家之不

静謐ハ公辺にても不被成御好儀、なにさま事実致承知居候方考にも可相成、御沙汰筋之儀ハ、当時無之様相合可申候間、可及内奏候様御返答可被成、尤何そ外にて及見聞候儀有之、不得止儀に候ハ、其時ハ致方無之、乍然左様の時とても修理〔鳥津杉〕疑念をうけられし様の心痛ハ無之様可取計、呉々無心配候間内奏可然、尤手前へ修理より直に被差越候てハ、乍内々も何等とも不申候てハ不相成候故、貴様迄相廻し為御見被下度奉存候、

小子より

右様にも御合被下置候ハ、実に無此上難有仕合、御蔭にて忠孝両全も可仕、早速及返答、事実の書付呈覽申上候半、何分にも御沙汰筋無御座様奉願候、さそく修理にも難有安心申上候半と存候、もし御不審も御座候間又罷出申上候、

阿闍より

参り次第内々御封可被下候、拟大隅も最早隠居せねハ成らぬ事と存候、

小子

早速上候半、大隅隠居之儀ハ、折角先日も御噂の趣

も御座候間、当〔黒田宗徳〕今美濃始近親中にも申合候様子に御座候、段々御懇情御教示被成下、重々難有奉存候、一同廿九日、事実書面密封にて遣置候事、但、呉々可被致仰天取計御沙汰筋無之様相頼遣候事、

〔伊達宗城〕
宇和島賢公

〔黒田宗徳〕
福岡小生

六月十三日之貴書、去朔日相達忝拝見仕候、弥御安寧奉賀候、〔政賢 西丸留守居 若杉師老〕筒井之儀承知仕候、〔阿部正弘 老中〕一辰ノ口江小子より出候封之物下書差上候所、御承知之由奉得貴意候、委細は一二御印有之御書付并小帳一被下、厚忝奉存候、貴答左ニ申上候、〔正弘〕一阿闍江五月廿七日小子より差上候書類ニ御添被遣候御書面は、写一印拝見仕候、被行届候御文意厚忝仕合奉存候、

一六月二日辰ノ口御對話之儀御分明被 仰下拝見仕候、一六月十一日阿闍御對話之儀御委細承知仕候、右両度之御応対之儀、小子存念ニ厘毛も違不申御事、

大慶之至、紙墨ニ御礼難申尽候、段々厚御心配被下候故、阿闍ニも不一方御心配被成下、御差因ニ難被及旨被仰聞、且又御内秘之御含迄、貴君迄御もらし被成候御事、御懇篤之至何共御礼申上様無之、難有仕合奉存候、此節阿闍返答之趣、且又貴君御答へ之儀、小子存念符合仕候、右ニ付てハ取計方十分ニ致出来、無此上難有奉存候、過日幸便御座候間荒々御礼申上候得共、猶又厚申上候、御序ニ阿闍江宜敷御礼被仰上可被下候、

之所計申上候、以下同断御座候、
一辰ノ口ニてもさそ心配可仕御察被成候由、此段も御序ニ小子江御伝へ被成候様との御事之由、厚難有奉存候、猶又此節は不一方御面倒之儀、御内々申上候処、御深切ニ御教示被成下、千万難有奉存候旨、厚宜敷被仰上可被下候、
右六月十三日之貴答

一内密直披と御認之御小冊拝読仕候、秋暑之節弥御安静奉賀候、然は五月朔日之書状、同廿二日相達之由、御委細被仰下承知仕候、
右之儀厚御引受御厚配被下候事、千万難有奉存候、右秘書云々御承知被下、且又芝江〔島津秀能〕内秘為御見被成候処、相達之ヶ条ハ御省被成候て阿闍江御差出之由、段々忝奉存候、聊存寄無之候、

一六月廿五日夕之貴書、去十日相達拜見仕候、弥御安祥奉賀候、御胸痛にて御難渋被成候由候共、をして貴答被下候旨、段々御深切之御事奉存候、最早御全快とハ奉存候得共、当年殊外不時候ニ付、厚御用心可被成候、御好物之御隙ニハ有之間敷哉、御用心專一呉々も奉存候、

一井上〔正徳〕所置之事申上候処、御委細被仰下承知仕候、井ハ先日も被仰下候通自尽、木八戸〔木村誠澄〕潜居可然再応思召之由承知仕候、尤參府迄留置候ても、以後之儀屹度着眼無之ては、つまりつまらぬ事ニ可及旨御尤奉存候、其外一々承知仕候、委曲御答不仕、御海容可被下候、要用

一井上儀ニ付、芝始御相談之上被仰下候処、乍失礼小子存念申上候処、御明細被仰下忝奉存候、右之都合ニ候ハ、參府迄引のはし候ても可然哉、尤此間辰之口返答之趣被仰下候間、右にて取計居可申哉、十三日之書状も相達候由、仲・平より申越候趣も御承知之由、遠鳴之所置如何ニ思召候由、御同意ニ御座候、遠島は不

宜、表向切腹ニ候ハ、可然候、然ニ申上候弊国人氣ニ
も係候ニ付、参府迄阿〔部〕べ返答不申所ニ薩へ申遣候ても
可然、右之通ニ取計候ハ、辰ノ口江も右之趣御内々
被仰上置度云々承知仕候、

一筒井より之一封落掌仕候、

一蘭船入津一寸申上事御承知之由、其内内風説等も差上
申候、其後何たる事も不參候、先静謐ニ有之候、

右六月廿五日貴答

一右追々被仰下、且又奥〔奥平昌高・南部信順〕・南よりも申越次第有之候間、

左之通重役初内々熟談之上取計申候、

一右阿閣〔阿部正弘〕より之返事之次第、且又内秘貴君江阿閣被申候
趣、得と打返し愚考仕候処、何れ共薩州騒乱世上風聞
甚しく、近国之風聞ニも、往古仙臺之都合ニ似、調伏
毒殺世子ヲ可致事致露頭云々と申候説多分にて、十七
人迄切腹有之候由、然ニ段々取調へ候処、十三四人ハ
姓名も相分候得共、残三人程一向不相分候得共、所々
にて申候事、十七人と有之候間、先ハ相違も有之間敷
哉、弥以手広ニ咎も相聞へ、実ニ大隅危事〔島津吉興〕如果卵存候、
且又此節被仰下候通ニ、辰ノ口一向返答無之候間、参

府迄引渡不申旨申遣候ハ、弥以薩役人共疑心ヲ生し、

手つよく可申来、其上右之通り引渡延引仕候得ハ、修〔島津吉興〕
理事珍事出来無相違旨、たとひ虚文ニても屹度申来候
ハ、夫ニても不相渡とも難申、其節ハ是非共相渡候

か、自尽為致候か、此二ツ之外無之、右ニて八十分ニ

無之事ニ付、猶又愚考仕候ニハ、是迄薩州役人応対も
信実ヲ旨と致取計居候所、此節權道とハ乍申、辰ノ口
御差図も有之居候事も、いまた御差図無之と偽ヲ申候

事、小子心底恥入候次第、弥以信実ヲ尽し可申儀と決

断仕候、重役初相談仕候処、何も同意仕候間、一之印
別紙之通仲〔吉利久包・伊集院平〕・平江昨日早便差立申遣候、尤夫ニてハ不

相濟、又々種々可申来、其節ハ二印之通り豊後〔島津久宝・島津
久徳〕・將曹
江申遣候心得ニ御座候、尤右昨日之返事之都合にてハ

少々添削も可仕候得共、大意はかへ不申心得ニ付、二
印も為仕勘考差上申候、万一ハ貴君且又辰ノ口御存慮

とハ大違之事も可有之候得共、別ニ取計方無之候間、
右之通ニ取計申候、二印にて一句も無之参府迄は留置

出来可仕奉存候、実ニ薩之儀、小子も追々隠密之者遣
候処、井上所置にて又々騒乱必定之事有之候、爰元ニ

テ自尽ニても同様之騒乱致可申勢、且又至其場候ハ、

老中江推參、事実申上候薩藩之義士可有之事、必定之事も御座候間、修理為筋ハさて〔版アルカ〕不容易儀出来眼前二分明仕候間、無抛右之通り決断仕候、辰ノ口深秘貴君迄御噂之事もらし候事奉恐入候得共、右迄も不申してハとても薩役人発明仕不申候事ニ御座候、此節之取計万一小子不宜候ハ、參府之上辰ノ口より御沙汰有之候ても不苦覚悟仕取計申候、遠路御相談之間も無之、不及是非候、一二之印書面ハ別ニ差上候間致省略候、最早芝江ハ何事も不申遣候得共、極内々南部江頼、あらまし申遣候、奥・南江も此節之取計ハあらまし申遣候、猶又貴君より御序ニ南部江ハ御委細被仰付候様奉存候、右ニ付万一豊後弊国江參候得ハ最上、直話ニ理解申間心服候様、是非取計候心得ニ御座候、何分追々深秘之趣段々其後有之候得共難申上、參府之上可申上候、井〔正徳〕上つ、まり小子決断仕居候事も候得共、御直話ニ無之テは難申上、右ニ決着動き不申候間、安心ニテ此節取計申候、〔時邊〕木村ハとこ迄も申張、不參方ニ相決、重役共も同意ニ御座候、八戸より委曲申来候ハ、幸便船ニ八戸江可遣候、其事ハ御同意ニ奉存候、右之条々委細申上度候得共、少々暑氣ニ相障長文難認

候間、大略のみ申上候、宜敷万事 御賢察可被下候、右内秘申上度如此御座候、恐惶謹言、

初秋十四日昼前認

福岡小生

宇和島賢公

二白、時候厚御自愛御専一奉存候、何共右返事之模様次第、又々近々早便ニテ可申上候、今日認候書面ハ両三日中ニ早便差立可申上候、只今少々手透有之候間認申候、將・平所置ハ參府之上取計、万事〔齊興隱居・吉形家督〕隠・家督も都合よく相済候様愚考仕居候、是又御直話ニ可致候、段々御面倒之事申上候処、一々御深切被成下、且又万事小子存念ニ符号候事多忝仕合奉存候、猶其内万々可申上候、以上、

三白、右之趣筒井江御序ニ委細御咄置可被下候、一 二書面も思召次第、為御見可被下候、以上、

記落又々申上候、薩一件何とそ小子參府迄、大隅江表向御沙汰無之様、且又御直ニ御尋之事無之様、偏ニ奉歎願候旨、阿闍江重疊奉願候、

一 此節阿闍返事之事ハ、書面之通り薩州江は書面にて申来候共、又貴君江御とり次相願候共不申遣候、万一右ヲ承り候ハ、南部江頼候ニ付、南部迄返事有之候と

可申遣候、右之方薩州氣受宜敷と奉存候間、左様御合可被下候、以上、

伊遠江守様

平安極々秘用

御直披

五月三日封之

松美濃の守

内用

御直覽

一筆致啓上候、薄暑之節候得共、弥御安寧奉賀候、然
は薩州表之一件、荒々先達申上候得共、其後居り合不
申、又々先達より切腹申付ニ相成候由、然処木村仲之
丞と申者密々罷越候ニ付相糺候処、相違も無之誠忠之
者ニ付、深くかくし置申候、右之子細ハ秘書ニて委敷御
分り之事故致省略候、大隅不明不及是非候、右昨年よ
り之一件事長く候間、一冊ニ仕立差上申候、右之内ニ
ハ、唐物抜荷其外他方江相響不宜事多く、貴君江も難
申上候得共、実情不相分候間、打明少も不殘申上候、
辰ノ口江右之秘書被入御内覽可被下候、尤辰ノ口江も
何分入御覽兼候事多く候得共、打明申上候間、何卒右

書通ハ御見流しニ奉願候、右より事起、唐物抜荷等之
儀表向御沙汰ニも及候てハ、誠以奉恐入候、此際さへ
御見通し被下候ハ、以来ハ嚴重ニ仕、抜荷無之様屹
度為仕可申候間、右ハ重畳御合被仰上可被下候、
一何分難渋之訳、今ハ井上・木村之所置ニ御座候、井上
事ハ足配相分り居候ニ付、秘書ニ有之候通仲江打破申
談候末、無扨辰ノ口江一往伺候と申処相成申候、尤輕
々敷辰ノ口之事申出候事ニハ決て無之、可相成丈不申
候て為濟候心得之処、何分六ヶ敷候間、無扨仲江申聞
候儀ニ御座候、木村事ハ秘書之通り、將曹・平自分惡
事ヲ存居候者共、よき序ニ殺尽候心得相見へ候段申出
候間、是又不容易事、国家大乱之基御座候間、小子隠
シ置申候、右ニ付此節封之物辰ノ口江小子留守居より
如例差出申候、井上・木村事兩通認申候、尤一ト通り
ニ認、委細は貴君江極秘申上置候間、貴君より内々御
聞可被下旨、且又貴君迄万事被仰聞候様ニと認申候、
此儀ハ辰ノ口ニも御内々ながら御差函ハ御六ヶ敷可有
之乍憚奉存候、然ニ右兩人忠義之志ハ同様御座候処、
一人ハ足付候ニ付無扨指返し、又一人ハ足付不申候故
留置候てハ、片落之取計ニ相成候間、何卒兩人共小子

〔鳥羽本形〕

參府迄是迄之通りニ仕置候て、修理家督以後指返候様仕度、格別之忠臣、只今直死罪ニ相成候事、何共残念至極ニ御座候、とても不相成儀とハ存候得共、小子身勝手之事申上候、辰ノ口より一寸不差立書付封之物、小子留守居江御渡被下、国元江不差立遣候様被仰付、右御書付之趣ハ、小子より不差立申上候事御承知ニハ、候得共、何分御指図ニ難被及、乍然先薩州役人共江猶又内談仕候て、是迄之姿ニ致置候様、小子參府之上否哉御内話可被下旨杯と申候御事致出来候得ハ、最上ニ奉存候、左候てハ、右を以薩州役人江申談候ハ、先々夫ニて当時静謐かと奉存候、乍然又考候得ハ、將曹・平杯後日自身之上危候間、是非と存候ハ、表向辰ノ口江願出候ハ、殊之外辰ノ口ニも御面倒之御事奉存候、左様相成候ハ、小子も是非共かくし置候主意可申立、夫より御糺も候ハ、理非は明白可仕候得共、大隅弥以不相濟様成行候ても氣之毒不好事ニ御座候、是又上策共不存候、又ハ封之物御受取之儘、有無之御返答無之候ハ、其内定て薩州より催促可仕、其節ハ差出候処御落手之儘ニて、いまた何共模様一向不相分候、老中之事ニ付催促致兼候得共、是非と申事ニ候ハ

ハ、何卒伺候様申来候ハ、又々封之物可差上、其内ニは秋ニも可相成候間、參府之上ニて辰ノ口より御内話可被下旨、夫迄ハ、只今迄之通り仕置候様ニとの御事、辰ノ口より御封物ニて參候得ハ猶更宜敷、とても難相成事ニ候ハ、貴君迄辰ノ口より不差立御内話之事ヲ、貴君より小子江被仰下候ハ、右之貴書薩州役人江為見候ハ、夫ニて先々留り可申哉奉存候、扱又右之内二万一火急ニ引渡之事申来候ハ、実以此節も鐵炮洲〔鳥羽本形〕前中津藩主・信順、八戸藩主〔鐵炮洲〕兄・南部弟江も委曲内談申遣置候、定て是も參府迄見合置、不容易儀ニ付三人打寄申合候上ニて、井上指返候様ニと可申来候間、辰ノ口模様ハいまた不相分候得共、鐵炮洲・南部よりは如此申来候間、左様存候様、もし疑候ハ、鐵炮洲・南部、薩州役人共より可申遣旨返答可仕候、彼是にて延引きへ致居候内ニハ參府仕候得ハ、いか様共取計可仕、右之外工風無之候間、猶得と御賢慮被下候て、辰ノ口江御内話呉々も奉願候、不容易事柄日夜心痛仕候、〔時置〕一木村事ハ先々只今迄之姿ニて、子細も無之候得共、万一薩州江相しれ候ハ、色々可申来候、其節ハ先井上同様ニも可申、乍然將曹・平事を別て申立居候者ニ付、

右兩人之事ヲ可申遣哉、夫ニテよく參候得ハ宜敷候得共、仕損候てハ以之外ニ付、得と工風可仕候、良策も候ハ、可被仰下候、木村事申來候趣ニ依テハ、是非共小子より議論可仕、至其節候テハ、手弱き返答ハ不仕心得ニ御座候、先々可相成丈和らかに可仕候、

一体此節之儀、一日も早く申上候心得之処、如此入組精々取しらへ、又家來共ニも難為認事多く候間、不殘自身ニ認申候処、存外隙取、清書仕候てハ、猶以延引

ニも相成候間、例之愚文愚筆、書損も多く御座候得共、其ま、下書ニテ差上候間、右之趣も御舍、辰ノ口江程よく被仰上可被下候、且又修理江ハ親之事ニ付、小子

より相談も不仕候、然し一向不申も余リニ付、大意は内々申遣候、秘書辰ノ口江出候事、修理承り候ハ、仰天可仕候得共、何分事情不通ニテハ、辰ノ口考御出來

不被成事ニ付差出候事ニ御座候、何事も此度之事ハ小子江任置候様、兼々修理江申遣置候、左様御承知可被下候、(信順、八戸藩主)南部遠江江も右ニ付御用候ハ、御咄合可被下候、

万端貴君御出精之程奉願候、是非之儀何分小子より大隅江一応之異見も不仕、辰ノ口江申上候段、丹顔之仕

合御座候、薩州ニも家柄之大身之者共居りなから、一

言半句口ヲ開候者無之、誠恥入候次第不及是非候、貴君思召も赤面之仕合御座候、秘書ニ愚意ヲ以色々認置候得共、理非如何奉存候、不当理事候ハ、無御遠慮被仰下候様呉々も奉願候、いつれ共將曹・平之所置ハ、參府之上御内話可仕、とても只今手さし不相成、残念至極御座候、尤極打破候得ハ致出來候得共、万一仕損候ては以之外ニ付、時節ヲ見合居申候、

一薩州家老嶋津壹岐事、至て直成人物之由、當時同方家老ニテハ右ニ出候人無之、一統婦服仕居候処、(近隆は初門)近隆初手荒之企、壹岐江近隆為申由之処、以之外之事、決て不相成旨敷敷指留、其事先相止居候処、壹岐江戸詰方

として出立後、又々近藤思立、大変引出申候、然処壹岐事右不容易事ニか、り合居候趣ニ罷成申候、尤井上(正徳)出雲より壹岐江文通之下書、井上出奔後宿元詮儀ニテ

出候由、尤何之子細も無之、壹岐出立後又々近藤存立候間、井上より屹度指留候得共、猶又壹岐よりも指留候様との事計にて候得共、重役ニ居ながら同役ニも不

申事落度ニ相成候由、尤壹岐事將曹・平なと之事存居候間、申出候ハ、大變引出候てハ不可然候間、無事ニ

為濟候得ハ、人命も無恙存候間、包居候儀ニ相聞へ申

候、此節壹岐事帰国仕候、先達仲江対面之節一寸右之模様承候処、壹岐帰国以後ハ定て退役断ニても可申哉と存候旨申候、断と申候得は切腹之事ニ可有之存候、か程ニ人望も有之重役迄切腹仕候事、沙汰之限りニ御座候、然ニ弥左様ニ候哉、いまた模様ハ不相分候、是非壹岐事も無事ニ相成候様小子心痛仕候得共、右ノ彼是小子より申候てハ、弥以修理為ニ不相成有之候間、残念至極ニ候得共、天ニ任申候事ニ御座候、小子心中御察可被下候、

一 二階堂主計事病死以後、をし付ニ秘書之通申渡有之、

けしからぬ事ニ御座候、主計事は至て剛直之人之由ニ

御座候、人望も宜敷者ニ候、吉利仲実兄ニ御座候、

一 一件、近藤事ハ為筋とハ乍申、手荒き見込ニて不宜候

得共、右近藤江兼々懇意之人々手荒事指留候者迄殺し

候事、残忍之至言語同断ニ御座候、首惡切腹仕候ハ、

余ハ遠嶋又ハ隠居位ニて相当之事ニ存候得共、如何之

取計御座候、其上此節之儀、殊之外手からニ所置仕候

様ニ大隅存居候旨、仲より内々承り、以之外之事ニ御

座候、是又御含迄ニ申上候、右將曹・平より倭弁ヲ以

左様取なし候事と存候、万事是ニて御推察可被下候、

一 木村出国以後、数十人小子城下江召捕方之者共薩州よ

り遣候事、不得其意候、近親之儀ニも候間書通ニても

可然、重罪之者ニ候ハ、早々捕可引渡儀ニ御座候処、

纏一人之儀之事、仰山ニ仕かけ候ハ、可相渡杯存候見

込候哉、又ハ外ニ子細も可有之哉、不審之至、其上近

国^{〔福岡〕}之評判も可有之、第一侍分度々出国可恥事ニ候得

共、其儀も無之、沙汰之限り之取計ニ御座候、右捕方

数十人来候得共、実ニ召捕候模様ニも無之、形容のみ

ニて御座候由、然シ其後薩州より密々間者参候様子ニ

付、深く潜居申付置候、薩州ニては是非木村足付候様

ニと種々工風可致と存候、

一 井上・木村容易ニ不差婦訖合外ニも有之候、井上事先

達より之懸合ニて差迫咎等ニ相成居候ハ、木村事筑

前江不參、他国か又ハ老中江走り込可申と存候、左様

ニては弥以大隅為ニ不相成候、他国とハ乍申小子之事

ニ付、外々江參候とハ違申候事静ニ御座候間、旁以薩

州治り候上ニて差返候方万事宜敷御座候、然し只今右

様之事申候ても、耳ニも入不申都合ニ付、小子含居候

迄之事ニ御座候、筑前江參候者共ハ、直ニ薩州江引渡

候事と薩州一統存候ハ、此後又々出国之者候ハ、

嘉永3年

定て老中江可參存候、小子方ニ候得ハ何人參候ても不
苦儀ニ御座候、右之条々存出候儘話申候、厚御世話可
被下候、恐惶謹言、

五月朔日

松美濃守

伊遠江守様

嘉三〔島津斉彬〕麟兄存意書取、筒老〔筒井政憲〕へも為見

申候事、但、大隅〔島津斉興〕へ筒井へ口上振

○この文書は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」第一巻の第四一七号
文書の嘉永三年（十月上旬頃力）島津斉彬意見書（伊達宗城等
宛）と同文重複により略す。

〔表紙〕

島津家國事執筆史料 齊彬公史
内訂紀 自嘉永二己酉年 九
至嘉永四辛亥年

〔扉に、表紙の文字の外に（紙數二十五枚）の記載あり〕

〔島津奇興の退隱〕十一月

〔敬應、西丸留守居〕

一薩隱之儀、去月十三日筒井にて將曹・仲兩人呼寄段々

申聞候処、兩人とも無彼は畏り候間、其旨申聞候様可

致、与駢御請合申上候旨申述候て、十五日於營中惣髮

筒へ逢、尚又云々申聞、来秋迄相延し度と申候処、筒

より委曲此間兩人へ話候通、辰の口にては御手前様御

為被思召、御心添旁御噂も有之儀ニ付、うかつにハ御

内話も難申上、尚御口気次第、今一応可申上と申候由

此時筒より今少ししかと申候得ハ、未練の心も出申聞敷、其後辰

處、余り味よく申候故、惣髮ももたれか、り候事と存候、其後辰

へ逢候間、惣髮歎話の趣可申出と存候処、中々不被申

出都合、此上申候時ハ辰にて如何様被存、不都合之儀

可致出来も難計候間、最早思召切、早々御内慮同被差

出、春に相成御本願と相成候方御為可然旨、筒より以

封書惣髮へ申上、仲へも申聞候由、右ニ付將・仲杯ハ

最早迎も如何体申候とも六ヶ敷、却ていろく申候ハ

不宜と存候様子候得共、惣髮は筒井何分此方之存念を

不相達、何か物の行足らぬ様にて遺憾存候得共、最早

筒ハわからぬ故、修理に參、辰へ来秋迄のばし候処歎

願申候様にとの事に相成、但、修理ハ最前より些とも關係にハ

響候てハ始終不相濟儀、其所ハ兼々深貴君にも御配慮の儀、僕杯も御

同情、後書之処重々懸念いたし居候ニ付、一言も不被申出、かゝり合

間、わざと左様にてハ不相成候間、是非く今少しにても御在勤有之

様、筒へ申述へく、自分も重々可相願と被申候故、十五日筒より惣髮

へ、此間中より世子君よりも、幾度も御のばし之儀被仰下御情合御尤

千万候得共、何分辰の口之方、左様承知御座候処無竟束と存候旨、内

話申上候よし、右ニ付筒ハやくにた、すと被存候て、修理より直ニ被

相願事を被申出候処、何分取繕候儀計、右歎願書にハ書

載有之、且去冬以来の儀もうそを書有之、如何にも無

面目、且直ニ被申述候てハ何か不工合ニ付、よふく

にて書付に相成、廿五日惣出仕退出より廻勤有之、序

に辰の口江通り、右書付封物にて公用人へ被相渡候

右書付写ハ南より御廻し申上候半と存候、扱其返答廿七日有之ニ付、修理可被

參処、直に修理へ被及沙汰候てハ、親子之間柄甚心配

ニ付、兼て当夏〔信備〕南部へ御内話も有之候末ニ付右内話美ハ、サツへハ南ニ相成居、既に先頃貴君、旁同人へ御返答被仰聞より仲杯へも被仰遣候儀に御座候、

度旨、右返答振も相認候て、小子廿六日に参段々及内談置十分候へ、廿七日修理参り、御書付にて被相渡、もしそれ六ヶ敷候故にも可有之候、南、廿九日朝、南部に参候様辰より申來、同日被参候得ハ、委曲被仰合〔辰申聞方しかと

不立より申談候上にて、芝へ被参候はづの候、直ニ芝へ被参、惣髮へ御逢被申込候処、いろく申、逢無御座候ニ付、

不得止仲を以、辰の口返答、惣髮と修理へ被申込候處、落意に相成、内意伺可差出と申所に決着、尤来正月中本願の処も承知の旨、返答仲より申出候ニ付、其段朔

日退出に、南部より辰へ被相届候、同夕内意伺書面も出候儀に御座候、
〔十二月七日〕

一昨日内意伺附札済相成候間、此上ハ弥来正月申本願被差出、同月中にハ可相済と御同慶安心仕候、

一過る三日、疏人三度召連候廉にて大隅拜領物御座候、右にて別て都合宜、隠居相成候事御座候〔先頃より右の儀ハ、小予も辰へ段々申述、錦をきせてひかせ候案に仕申候、筒翁も彼是心配、〕
一来春隠居後江戸住居と申所ハ、辰へ申談可取計と奉存候、

一井上之儀ハ此後之御参府迄ハ無異儀事ニ御座候、

一右の一条全体御近親にて最前より御取扱有之様にと、貴君にて被成御賢考、万端御教示にも相成承知仕居候得共、左候時ハ却て修理に疑念も懸り可申、其上鐵砲〔島津吉彬〕

洲ハ御承知の通極々芝之方、惣髮初へハ不手合に候得ハ、却て引もつれ可申やと存候ニ付、一向筒井に候ハ、始終阿闍之口氣にて御心添申上候事故、何も無子

細御疑念も不相起可然と存候故、同人を以て御勧め為申候處、〔島津久徳、家老〕將始ハよくく落合畏候處、余り筒か老練うまみを付て申候故、惣髮も迷ひ候事と存候、乍然修理

への疑念ハ毛頭無御座候、其所ハ至極無上都合に相成申候、それ故筒ハやくた、ぬと申候修理に、歎願為致候様相成申候、少々最前之貴君思召とハ取計方違候得共、つまり隠居に相成、且終りハ御近親南部にて、辰

より之内意被聞込、大隅・修理へ被相達候間、貴慮にも可相叶欵と奉存候、乍然愚昧之小生儀、時々鐵・南〔男平島高、南部信順〕

両君へハ及御相談にも候得共、数々背御賢慮候儀も有御座へく、其所ハ重疊奉恐入候、少々宛ハ御賢慮と違候ても、御父子之間柄和親にて、隠居家督も無事に早

く相済候處ハ相違も不仕候故、余事ハ御海恕奉願候、

扱右初中後之次第、鐵・南・小子三方より申上候てハ、色々間違御疑惑も可被為在、小子之禿筆にてハ詳悉も不仕候故、委曲南部殿より被仰進候半と奉存候、尤筒翁へ懸合候儀ハ、不残小子にて取計候故、往復之書通数十通御座候得共、皆事濟候儀ニ付、呈覽仕候とも御稗益ニも有御座間敷と奉存候間相控申候、御覽被成度候ハ、何時差出可申と奉存候、

○ 隠居被相願不苦候事、

七日ニ下り申候書取

一 仲冬十三日朝、〔政憲、西丸留守居〕筒井より將曹・仲兩人呼寄応対有之候〔鳥澤久徳、家老・吉利久包、當番頭兼御用人側役勤〕趣、同夕被相越、被致内話候趣、書取留左之通、

〔筒井政憲〕
筒井より

兩人呼出候儀別之儀に無之、是迄兼て仲へも申聞候通、御内願筋之義具〔阿部正弘、老中〕に伊勢守殿へ相願置候処、兎角御挨拶振不審にて候間、押詰相願候処、強て御賞品

之義取計、是万一故障有之時は、〔鳥澤奇典〕大隅守一代之勤功も無詮事なと出来候てハ如何と被仰候故、昨日登城之上右之儀相伺候処云々之趣〔末に書載する別紙の大意也〕、被仰聞、寔以当惑致候、是迄段々御願も御座候故、乍不及被

是骨折候処、ケ様之事に相成、扱々不手際赤面之事奉存、重畳恐入候得共、今更ケ様に相成候上ハ、最早外に致方も無之候間、其段篤と被仰上、御決心之上御隠居被成候より外被成方も無之、強て彼は御引しらひにてハ、却て御為にも不可然候間、其許達にも此所篤と被相弁、帰宅之上早々被申上候様にと、入訳申聞候処〔兩人とも粗ケ様之事にも可有之と存寄候て来候や、格別驚き候程にも無之、当惑之様子にて、鳥澤久徳・吉利久包〕、兩人より

仰之趣委細奉畏候、何れにも罷帰、御沙汰之趣篤と可申聞と之挨拶いたし候〔實ハ当惑之様子に相見得候間、其時に、〕

筒井より

拙より申聞候ハ、此義ハ拙者におひても申出候儀、實以御氣の毒にて成難儀に候得とも、今更と相成候てハ無是非事故、殊に將曹殿〔鳥澤久徳〕にハ今日初て懸御目、ケ様之儀申候ハ猶更氣の毒之段、申様も無之事候へば、此趣御主人へ被仰上候ハ、万々御心配御当惑被

成候も御尤之義、於人情他人へも不宜事申聞候ハ氣之毒なるものに候得ハ、増て君臣之情に於てハ御當惑之段、兼て察入居候間、為其に今日得御意候口上之控を、自筆にて認置候間、是を可差進候間、是を以被仰上候ハ、少しハ被仰上候にも被成宜、且大隅守様御疑念も出申間敷と存候間則是を進候と申、兼て之演舌案相渡候所、大に悦び案ハ末に記ス

兩人より

段々御心入之御義難有と申、書面ヲ一覽致候其時尚口是ハ此筋、此ハ此訳など、、逸々仰之趣奉畏候旨、書面之註訳を申聞候処

筒より

然る上ハ御内意伺之義ハ、〔信順、八戸藩主〕南部遠州へ御談之上一日も早く御差出之方可然、左も無之ハ万一近日何とか沙汰にても有之てハ、以の外之事に候間、早々御同人へ御談、御差出被成候様、尤今日御談申候其許達答之趣ハ、今日登城之上伊勢守殿へも申上候て、遠州公へも早々御取計之義、御談申候心得に候間、左様心得候様申聞、いつれにも不及是非事故、無御二念早々御決心にて、一日も早々御内意被仰上候様可取計旨、精々申聞候処、兩人とも一言之申訳も不

致承知いたし候様子、実ニ不及是非事と覚悟申候様子にて、將曹などハ落涙せぬ計之弱り之様相見申候、尤是ハ段々申聞候内、大隅守様御性質ハ至て御正直にて、御小心なる御方候得ハ、嘸々御驚も可被成と氣之毒にも存上、又御案事も申候へとも、各方より不及是非所之訳柄能々御納得被成、御自身より御決心被成候様可申上など、段々主従之情合を察し候て申聞候故にも可有之と存候へハ、実人心之誠難止所に御座候、楮右ニ付染々考候へハ、元来大隅守様御性質如前書候得ハ、兩人罷歸無是非書面を以有体申上候得ハ、定て御存外之義御驚も可被成、又御弱りも可被成間、夫ニ付万一十五日御参府御礼も御断被成候欵、或ハ疏人登城之節杯も御断欵、又押て御出被成候とも、右之御屈度にて御出礼之御進退杯、万一御失儀など有之てハ、是又如何に有之、何欵常と御替り被成候ハ、御家中之風評等申出す間敷にも無之と、其所も懸念仕候ニ付、前文御内慮之儀、弥其許達より申上、早々取計候事に可有之候得とも、拙儀も十五日於營中拝顔致候ハ、御直ニも猶又可申上と存候が、夫迄もなく其許達も決心にて、大

隅守様何様被仰候共、此度之処ハ外に被成方無之場
合ニ至候故、是非共御決心有之様被申上、何れにも
早々御隠居之御内慮被仰上候様、急度被致承知受合
被申候哉、其所を承り度と申候所、

兩人より

急度御受合申上候、早々御内慮被申上候様可仕と申
候故、

筒より

左候ハ、拙者より別段直ニ申上候義ハ見合可申候、
扱夫ニ付実ハ拙者も御案事申候ハ、大隅守様御性質
如前文候得ハ、其許達より開き直り、書付を以て被
仰上候ハ、万一如前文御登 城御断等被成候様有之
欵、又ハ御失儀等有之てハ、何共いか、に存候故、
弥々御内意之儀ハ無相違、早々被差出候事と、第一
に其許達決心ニて急度被取計、拙者よりも南公〔南郷信順〕へも
御談し申事ニ付、無間違早々出候事に候ハ、御決
心早々御願之処、其許達帰宅後さつ急不申上候ハ、
琉人御暇御召連相済候上急度申上、夫迄に追々申上
之仕寄を付置候ハ、急度御決着之義申上候共、御
驚き被成様之事も有之間敷哉、乍去御内慮之御書面

は早々出不申候てハ、既に辰之口にては御口上に、
今日にも何ぞ承込候事有之様ニてハ、表向及沙汰候
と被仰候程之事に候間、其儀ハ一日も早く御差出、
伊勢守殿御安心被成候て、御賞品之処御取計有之候
様に無之てハ不宣間、其処を勤考致候、大隅守様へ
申上候様致候ても可然、尤是ハ自分限に談し候事ニ
付、表向はいつれ御決心ニて、御内慮伺出候積に取
計候ハ、可然と申聞候処、大に相歎於私ともも実ニ
其辺を心配仕候事に御座候間、様子を考宥も角も取
計候様可仕と申置罷帰候、

〔筒井政憲〕
筒井老人書取

今日〔久包、当番頭兼備用人御役勤〕昨日辰之口江兼々願置候御賞
品之義、御茶入を頻ニ相望候趣ニ付、格別之思召を以
右御品

御手自被下候様ニも相成候ハ、別て難有可奉存儀、
修理大夫〔島津秀彬〕より何分願候義も申聞候間、
御同入儀、大隅守様ヲ御引立被成度
段ハ格別ニ思召候、篤く御取計之儀相願候段申上候処、
処ヲ仲江為届候積

夫は是迄も申聞候事故、篤と相合居候へ共、一通之御賞品共違ひ候事故、御同列方へも御相談之上、上江も御伺ニ相成候事故、猶篤と勘弁之上ニ無之てハ、只今爰ニて其通り可取計との挨拶も及かたく、強て取計候ても、又何ぞ故障ニても出来候てハ、却て大隅守〔島津斉興〕年来勲功一代之規模ニ疵付候事候てハいか、と存候故いつれ篤と勘弁之上ならてハ治定の挨拶難及と被仰候御言葉之様子何となくいか、ニ心得候故、左様御沙汰有之候ハ、先達て調所〔広瀬〕一条なども有之、筑前引合之事なども有之故、其辺之御掛念ニ可有之哉、乍去是ハもはや相濟候事ニ候へハ、何そ外ニ御聞込之義も御座候ての事哉と申上候処、いや外ニ只今ケ様と廉立候事も不承込候得共、此程も琉球人江歌舞妓芝居為見候と申風聞有之、是ハ寔ニはつとしたる風聞のミにて候へ共、世上之口右様たわひなき事迄言步行候事ニ候へハ、万一何ぞ廉立候風説など表向有之様にてハ、折角之御賞有之候ても、万一無扱表向及沙汰候様之義有之てハ、大隅守一代之勲功江疵付可申哉と存候ての事ニ候趣被仰候間、又押て夫ハ大隅守儀早く隠居ニても致候ハ、可然と被思召候御内慮哉と相伺可申処、昨日ハ御役替

等有之、

御座間 召出有之、御錠口明候旨申来候故、直ニ御立被成候間、夫限ニて御応対出来不申候△是迄ハ辰之口江私より申上候口上と、辰之口之御挨拶振を取繕申述、是より△得共、右一代之疵末御隠居之義御申候口上ニ移り申候、△被仰候御口振を以、右察候得は、御賞後何ぞ風聞有之、表向御沙汰ニ被及候様ニてハいか、に付、早く御隠居被成候へハ格別之御賞之有之、御一代之花を咲せ候て御隠居相成候上ハ、此末万一風説有之候共、御代も替り候へハ、自ら御沙汰も軽く相成候事故、其辺を被思召、早く御隠居被成様とのなぞにハ無之哉と相察候故、折角宜敷咄ヲも可致哉と存候所、ケ様之義申候ハ何共甚以大隅守様江対し、其許江対し候ても、氣之毒千万、至て申にくき事ニ候得共、不申候てハ猶更以御不実ニ相当候故、無扱呼寄此段申聞候間、右之処篤と了簡致し、兎も角も大隅守様御為ニ候間、何レニも御隠居被成候段之御内意ハ、辰之口迄御通し被置候ハハ、御賞品之義も又格別之訳を以、御取計被成候ニも御安心ニ可有之、左も無之候てハ、何分御安堵ニて御取計被成かたき故哉と愚察いたし候、乍去是ハ拙老察し、先達も粗其許江内話申候通、御隠居被成候ハ、宜

との儀、〔調所広釋〕左衛門一条自分御噂も有之候事故、辰之口

之思召にてハ、何故隠居之義も更ニ不申聞事哉など、

御内心ニ被思召候様にてハ、猶更以御案事申候事ニ付、

其許より程能大隅守様江被仰上候義出来申候ハ、夫ニ

ても宜、夫も被成兼候事ニ候ハ、拙者罷出御直ニ申

上候様ニも可致哉と申候処是迄ハ私より辰之口之口振を察し

して申候ハ奇挨拶、跡之処猶又御相談申上候て、兎も角も御都合宜

処相極り候ハ、夫を以伊勢守殿江内々相願、御同人之口上にて猶又

可申聞との〔吉利久色〕意ニ御さ候

一仲答に、段々厚く御配慮被下候段難有奉承知候、〔島津清

守隠居之義ハ、兼ても心得被居候得共、先日も略申上

候通、一兩年見合被申度との義ハ、此度疏人も召連參

府致候て、右相濟候と直ニ隠居相願候ハ、何ぞ訳柄も

有之、御沙汰ニても蒙候様之事ニ家中ハ勿論、琉球国

へも相聞候てハ、此末之氣配ニも拘り可申哉、其上先

達て於国許家来共咎等相成候一条ハ、御存知被成候哉

と申候間、一向存知不申と申候処是ハ承知仕居候得共、知候

右一条と申ハ、〔島津家形〕修理大夫義家督被成度被申事、修理大

夫より家来共江内々頼越候趣ニ取拵、彼是悪心之目論

見仕候処、修理大夫より聊有様之義申遣候事なども無

之段相分、彼等が悪意相頭、夫々咎等ニも相成候有之〔事脱カ〕

候間、其処江只今俄ニ隠居被致候様ニ相成候ハ、前

文之悪計少しハ当候様ニ家中などにて申候ハ、於修

理大夫も大ニ可被及迷惑哉、夫ニ付てハ間柄ニも拘り

候てハ、修理大夫折角心配被致候是ハ修理様より仲江、御

不叶事ニ候ハ、当年御内意被仰上置、一度御帰國、来年御參

存意も

届兼候事ニ付、とふか私より右様之振ニ相願、今年隠

居之御内願致し置、来々子年參府之上弥表向相願候事

ニ相成候ハ、父子之存意も相届、平和ニ相調可申と

存候間、何共御迷惑ニハ可有之候得共、右様之事ニ御

取計ハ相成申間敷哉と申候此修理様之仲江被仰聞候御口上

分候へ共、右之間、成程段々ニ申候処も尤之筋にて、先

頃御国許之一件ハ不存候へ共、修理様御家督ヲ御望之

趣ニ取拵、悪計を企候事ニ候へハ、其処江只今俄ニ御

隠居御願有之候ハ、御家中之取沙汰も懸念被致候段

且修理様兼て御家督御望ミと申様ニ、大隅守様御聞込

ニ相成候ハ、御間柄ニ響可申との懸念も是又尤之事

ニ候、畢竟、手前心配致候も、御家之御為、御父子様

之御為を相考、何卒宜敷御都合ニ相成候様と、兼々存

込罷在候事ニ付、被申聞候心配ハ拙者連も同様之事ニ

候間、左候ハ、昨日は未不殘辰之口之御内存も綻と伺

候事成兼候間、御法事過ニ御同人江御内存之程相伺、右被申候通ニ、当年御隠居之御内意被仰候て、来々子年ニ表向御願被成度との事にて御承知可有之哉、又左様之事にてハ不相濟、早々御願被成候様ニとの事ニ候哉、御内意相伺、尚又可申聞候、乍去右様御内願等被成候儀は、御親類方など江御沙汰有之方可然哉と申候処、夫は不可然、〔黒田吉徳〕美濃守・〔信賴〕奥平・〔宗徳〕南部・伊達様など、〔島津吉彬〕修理大夫御懇意ニ仕候義存知ニ候得は、親類衆より御沙汰有之候ハ、万一修理大夫江疑ひか、り候程も難計候間、いづれにも私より右之義ハ取計申聞候方宜旨申聞候間、左候ハ、十日過辰之口江相伺、尚沙汰可致旨ニ相答置申候、〔阿部正弘〕是ハ仲申候口上、〔黒田吉徳〕實に右様之事ニ候哉、相伺候候、〔島津吉彬〕此儀いか、御さ候哉、〔宗徳〕仲か申処偽にて、早速ニ相成候方宜候得は、此後伊勢守殿江御内談申上、御同人之御内意ニ付、何分差延候てハ不〔島津吉彬〕宜、早々願候様致不申候ハ、いか、之趣ニ可申達候、

一猶又私より申聞候ハ、右之一条来々年迄御待被成候事ニ相成候共、当年御内意被仰上、弥之御隠居ハ来々年ニ相成、年月長く候故、其内何ぞ御聞込之次第有之候ハ、此度ハもはや表向之御沙汰ニ可相成、左候時は辰之口にて御懸念被成候通、御一代之御勲功も無詮事ニ相成、却て御疵も付候訳ニ候得は、實は於拙者も甚

心配成事ニ有之、其上映人は未琉球ニ残り候へハ、又も映船渡来、彼是難題等申出、事柄ニ奇不穩次第ニも至り候時、大隅守様御在国御家督中之義、彼是不容易御心配も可被成、御一分御為ハ御早く御苦勞を御遁レ被成候方可然哉之趣、乍恐

〔徳川家斉〕文恭院様之義なども申聞候得共、異国船之義ハ難計候得共、於家中は随分穩ニ有之、此末何も有之間敷と申候間、夫ハ左様ニ可有之候へ共、当年よりもはや御代替之時節も相分居候間、有間敷事ニハ得共、〔候脱カ〕御当主附ハ御隠居ニ相成候へハ、夫たけ威嚴も落可申と思ひ、

若殿附は今ニ御家督と申所にて、只今よりそろく威ヲ振ひ候様之氣配ニ相成候ハ、一年余之事ニ候間、其内ニハ彼是も起り申間敷とも難申、懸念之趣も申聞候処、決して左様之事ハ無之、只今さつ急ニ相成候ハ、却て前にも如申、悪人共之取計仕当ケ様ニ相成候ハ、修理大夫義無質之疑を受可申哉と心配之旨申聞候、夫ならハ宜候得共、万一御願之通年延之内、何ぞ入御聞候様之事有之候てハ、辰之口にて御迷惑可被成、於拙者も迷惑致候事ニ候、夫故一昨日も申候通、忠心も忠心振ニ奇、却て事を引出、主人江も掛迷惑候

義有之物にて、〔敬美、出石藩主〕神谷友篤、転仙石家来之友蛾など忠心過、主人を半

地ニ致し候事も有之、兎ニ角ニ何事も御主人之御為と存候ハ、自分々々之身を忘れ御為ハ可致事にて、其等之辺ハ一同心得可被居事ニ候へ共、万一此度一条之内被是有之候てハ、夫見たりと被言候様にては残念成事ニ付、何レ之方ニ御内沙汰相極り候共、穩ニ無之てハ不相成旨申聞置候、

一右御隠居之一条、只今御願被成候方か、又年延之御願ニ相成候共、御内沙汰之趣責様より被申上候義、御迷惑ニも被及候か、又夫にては御承知有間敷と被存候ハハ、拙者罷出御目通相願、御直ニ可申上と存候旨申聞候処、夫ハいか、可有之哉、先達〔黒田奇徳〕美濃守など被參被

申聞候義有之節など、家中にて何事にやなと取沙汰仕候間、是迄御出も無之御方様不計被為人、御逢被仰込候て御目ニ被懸候ハ、必定何事にやと沙汰可仕、然ル処俄ニ隠居願等被出候事ニ成候ハ、御内沙汰にて隠居被致候様に相聞候ハ、人氣不穩哉ニ被存候間、此儀仲より何様ニも可申聞間、御見合之方可然と申候間、いか様左様之心配尤ニ候間、左候ハ、重て御内意相伺候ハ、善悪共可申達間、其許より何様ニも御納

得被成候様可被申上、もし口上にてハ御疑も可有之被存候ハ、口上之書取にて可違間、夫を以被申上候ハ、可然旨申聞、且元来ハ自分も其許被申候通俄ニ罷出、御用人の其許なと呼出御逢之義申込も、実ニ御同意ニ懸念致候間、幸琉球人參府中故、琉人之芸を見申度、其儀を願候を名ニ致、其節能キ御序ニ御目通相願可申と心得居候と申候へハ、いか様夫ハ宜敷思召付ニ有之、夫迄共私も不心付之申聞候、是ハ仲より申上候ても御聞有之候へハ、夫にて可然間夫ニ可仕、夫にては御聞受如何と思召候ハ、右之趣を以御直ニ可申上哉と存候間、御賢慮相伺申候、

一前文之趣認取相伺申候間、いづれ之方可然被思召候哉、又仲か口上申聞候とハ、内実之御家中之氣配違候哉、其辺も難相分候間、如前文重て〔阿部正弘〕辰之口之御内意相伺候積ニ言葉を残し、思召相伺候上にて、重て辰之口江篤と御打合申置、御沙汰之趣を以仲呼寄可相達と奉存候間、其内尊慮之程、〔島津玄彬〕芝江も御打合被仰下候様奉願候、且又万一年延之方ニ相替候事ニ候ハ、御内慮之被仰上書、御賞譽濟早速御差出有之、其節ニ辰之口より、只今世代ニ相成候てハ琉人之聞へ又世評も如何ニ付、

〔嘉永五年〕
来々子年参勤之上相願可然、御内慮伺ハ夫迄御預被置

候旨にも相成候ハ、御約束急度相極り居候内、先御

差延之様成御模様ニ有之間、大隅守様ニハ大ニ御得意、

御家中之聞へも可宜、只々長々之内何事も無之様ニ参

り候処ハ、何分心配成事ニ奉存候、仲へも申聞候通、

少し之内之義ニ候ハ、御賞誉相濟、御隠居家督濟迄

之内、何ぞ入御聞候共、先御沙汰なしに被成候て、被

下候様相願被申候得共、壹年余も御沙汰なしとハ何分

難相願間、其内急度無事ニ有之様御家臣一同相心得、

何事も勤弁之上穩ニいたし居候へハ宜候得共、万一先

頃中之如く騒々敷か、又ハいか、之御届等出候様にて

は相成不申、其御懸念さへ無之候へハ、御約束之かと

取極り居候へハ、御間柄等之御為ニハ宜しかるへく共

奉存候、兎ニかく御大事之儀ニ候へハ、むさといたし

たる儀は何分不安心ニ御座候間、篤と御勤考、芝江も

御打合、尊慮之程御教示被成下候様奉願候事、

十一月五日灯火書

○この文書は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」第一巻の第一三二号
文書中の別紙（嘉永三年九月二十二日付伊達宗城等宛島津斉彬意
見書）と同文重複により略す。

伊 遠江守様 松 美濃守

平安内秘用御直披

一 本文申上候事共何共当惑至極奉存候得共、右之事情如
何共可致様無之候ニ付、得と御賢慮宜敷御取計可被下
候、実ニ別段之事にて長崎御用ニ付、国民撫育筋ハ重
役共江申付置候て、早々出府と表向被仰出候得ハ、誠
以明白之事にて、少も人氣動乱不仕候得共、右ハとて
も不相成事と奉存候ニ付、如何可相成哉、此度阿闍御
内論之趣にて、重役初ハ厚承知仕候得共、書面之通下
々ニ至、何分不分之事ニ付種々申立候ハ必定ニ御座候
間、何分良策無之丹顔之仕合ニ御座候、扱又此節参府
御断奉願候大早飛脚之儀、一昨廿六日、江戸表当月十
二日立之並飛脚着、右大早飛脚十二日暁江戸着之由、
近々以早便返答可致旨役人共江申来候、右ニ付如何之
都合相成居可申哉存候、又々行違ニも相成哉候得共、
此度阿闍御内示之趣も候得共、九月中ニ出立不仕候得

ハ、是非共不快等申立不申候てハ在国難相成、其あたり江戸表詰合重役共取計居可申存候、此節貴君江申上候趣も重役より重役江申遣候事御座候、〔福岡藩側役〕拟又安永延助事去廿二日出立申付候、何分参府六ヶ敷存候間、同人江事々申付、書類数通持參為致、貴君御初奥・〔奥平島高・唐部信順〕南江も早々罷出委細申上候様申含置候、右書類にて小子参府仕候共、外ニ取計方更ニ無之、右書面にて屹度薩州家無事ニ隱居家督無相違奉存候、不遠同人着、事々申上、御安意可被下乍失礼奉存候、

一 先便ニも万事御委曲被仰下、荒々申上候得共、此節委敷可申上存候処、又々ひけかふれ再発、筆取書見極々相障、夜中かゆみ別て強候ニ付、何分長文認兼、相濟候事ハ不申上候、專業用居仕候、先便被仰下候留守居一件、御同意至極ニ御座候、此前参府中より少々心付居候得共得と工風中ニ御座候、御心付被下厚忝仕合、猶又重役共とも内話可仕候、此事先便申上落候様ニも存候間申上候、

一 此度差上候本文手紙并重役書付ハ、不苦候ハ、阿闍江被入御内覧候様奉願候、猶貴君思召次第ニ御取計可被下候、実ニ両端当惑此事にて厚く御察可被下候、是非

共ニ延助持參之書面にて相濟候心得ニ御座候、万事乍幾返貴君御骨折之程偏奉願候、右申上度大乱書御推覽可被下候、頓首拜、

〔黒田奇徳〕

九月廿六日

〔伊達宗城〕
宇和嶋賢公

尚以、右重役共書面は〔福岡藩家老〕黒田播磨直筆ニ御座候、甚以愚筆にて候得共、其儘差上申候、以上、